

第7章 ESD関連資料

ESD 関連

関連記事・論文など（一覧）	132
新聞・雑誌など掲載記事（抜粋）	138
日本実施計画	149
国際実施計画	173
訳語一覧	192
略語の対訳一覧	193

ESD-J 関連

設立趣意書	194
役員・顧問等名簿	195
2004 年度決算報告	196
2005 年度事業計画	198
2005 年度予算案	201
団体正会員一覧	202

ESD 関連の記事・論文など

分類	発行月日・執筆日	執筆者 (順不同・敬称略)	記事・論文名	掲載誌・提出先	編集	発行
新聞記事	2005年3月9日	長岡素彦	未来へのまなびをはじめよう ESD の10年キックオフミーティング	インターネット新聞 『JanJan』	日本インターネット新聞(株)	日本インターネット新聞(株)
	2005年4月	Robert Shimada	A Decade of Opportunity	The Japan Times	—	The Japan Times Ltd.
	2005年4月12日	廣野良吉	アジア・アフリカ首脳会議	日本経済新聞	—	日本経済新聞社
	2005年4月17日	—	キーパーソン 国連の「持続可能な開発のための教育」運動を進めるNPO法人理事 竹内よしこさん p138	愛媛新聞	—	愛媛新聞社
	2005年5月16日～24日	—	育て 地球市民(7回シリーズ) p139	河北新報	—	河北新報社
	2005年6月9日	—	市民の環境活動を評価 岡山でESD円卓会議	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2005年6月20日	—	学びのひろば 「ESDの10年」スタート 岡山で円卓会議 p140	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2005年7月29日	—	ESD普及しよう 推進拠点認定で岡山市域研修会	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2005年8月30日	—	子どものページ やわらかニュース解説 ESDってなに? p141	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2005年9月15日	—	「UNDESD」環境教育プロジェクト p142	読売新聞	—	読売新聞社
	2005年9月27日	長岡素彦	「国連持続可能な開発のための教育の10年」 アジアネットワークシンポジウム—それぞの経験からみんなの経験へ	インターネット新聞 『JanJan』	日本インターネット新聞(株)	日本インターネット新聞(株)
	2005年11月7日	—	企画特集・日本の環境教育	日本教育新聞	—	日本教育新聞社
	2005年11月14日	—	持続可能な社会へ 地域連携し人づくりを「環境」で情報交換	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2005年12月2日	—	岡山ESD研が始動 産官学意見交換 教育計画開発目指す	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2005年12月11日	—	ESDフェス・イベント 温暖化防止 へ意見交換 京山公民館住民ら60人 実践10項目 決める	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年1月1日	—	将来の富山県 望むべきシナリオ、避けるべきシナリオ 『未来をつくる教育』重要	北日本新聞	—	北日本新聞社
	2006年1月17日	—	この人に聞く 伊藤通子さん 持続可能な開発のための教育 地球守る「生活」探る p144	朝日新聞	—	朝日新聞社
	2006年1月18日	—	環境と開発の調和図ろう	愛媛新聞	—	愛媛新聞社
	2006年1月20日	—	「環境学校」広がる夢	朝日新聞	—	朝日新聞
	2006年1月22日	—	デスクノート がんばれ!京山地区	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年1月23日	—	環境教育とESDの「今」を探る p145	日本教育新聞	—	日本教育新聞社
	2006年2月4日	—	「ESDの10年」実施で意見公募 国が 計画案公表	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年2月4日	—	持続可能な開発教育で意見交換 8日、 岡山	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年2月5日 2月6日	—	国連「持続可能な開発のための教育」と は? 立教大学教授 阿部治さんに聞く p148	中日新聞 東京新聞	—	中日新聞社
	2006年2月7日	長岡素彦	暮らし・「未来をつくる教育」をつくる～ ESD-J全国ミーティング	インターネット新聞 『JanJan』	日本インターネット新聞(株)	日本インターネット新聞(株)

※記事・論文名欄の *p* 内にあるページを参照すると、該当記事の詳しい内容を読むことができます。

分類	発行月日・執筆日	執筆者 (順不同・敬称略)	記事・論文名	掲載誌・提出先	編集	発行
新聞記事	2006年2月10日	—	「ESDの10年」実施計画案 連携進める施策要望	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年2月11日	—	持続可能な開発のための教育 町内会長ら学ぶ 市環境衛生大会	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年2月14日	—	「子どもの学会開催」岡山KEEPの小学生 環境テーマ 国会議員と対話	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年2月16日	—	ESD デーのフェスティバル 18、19 京山公民館	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年2月19日	—	温暖化防止テーマに小中学生ら実践発表 京山公民館 ESD デー・フェス	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年2月20日	—	環境、福祉などテーマに討論	山陽新聞	—	山陽新聞社
	2006年2月21日	—	持続可能な暮らしを見つめて	越後タイムス	—	越後タイムス
	2006年2月24日	—	みんなの未来考えるテーマ	柏崎日報	—	柏崎日報
雑誌	2005年2月	ピーター・バーグ 阿部治	自然と教育の再生: ESD とバイオリージョナルリズム	BIO-City No.30	(株) ビオシティ	(株) ビオシティ
	2005年6月	阿部治	ESD の 10 年に向けて	外交フォーラム	都市出版(株)	都市出版(株)
	2005年7月	阿部治	21世紀の3Rを考える	グローバルエッジ	電源開発(株)	電源開発(株)
	2005年7月	阿部治	ESD の視点から見た「食農教育ネットワーク」	自然と人間を結ぶ 農村文化運動 177	(社) 農山漁村 文化協会	(社) 農山漁村 文化協会
	2005年8月	西井泰之 小澤紀美子 村上義雄 森実 田中治彦 木下勇 岩本泰福 田誠司 関弘子 茂木隆 志田雅彦	特集「持続可能な社会をつくる教育」	教育と文化	国民教育文化 総合研究所	アドバンテージ サーバー
	2005年8月	森実	日本の人権教育からESDへの発信	教育と文化	国民教育文化 総合研究所	アドバンテージ サーバー
	2005年8月	小澤紀美子	持続可能な開発のための教育	教育と文化	国民教育文化 総合研究所	アドバンテージ サーバー
	2005年8月	田中治彦	開発教育とESD研究	教育と文化	国民教育文化 総合研究所	アドバンテージ サーバー
	2005年8月	岩本泰	イギリスにおける「市民教育」と持続可能性のための教育	教育と文化	国民教育文化 総合研究所	アドバンテージ サーバー
	2005年8月	岩崎裕保	持続可能性と「開発教育」	月刊地理 8月増刊号・地球上に学ぶ 新しい地理授業	全国地理教育 研究会	古今書院
	2005年9月	阿部治 ほか	利益を有無「環境・社会教育」	日経エコロジー	(株) 日経BP マーケティング	(株) 日経BP マーケティング
	2005年10月	竹内よし子	モザンビークに渡った自転車-愛媛の場合	解放教育	(財) 解放教育 研究所	明治図書出版 (株)
	2005年10月	森実	ESDから解放教育実践を読み直すために	解放教育	(財) 解放教育 研究所	明治図書出版 (株)
	2005年10月	榎井縁	ESDとよなかの試み	解放教育	(財) 解放教育 研究所	明治図書出版 (株)
	2005年10月	阿部治	持続可能な社会をめざす環境教育	21世紀の環境と工 エネルギーを考える	時事通信社	時事通信社

■ ESD 関連の記事・論文など ■

分類	発行月日・執筆日	執筆者 (順不同・敬称略)	記事・論文名	掲載誌・提出先	編集	発行
雑誌	2005年11月	阿部治 メリ・J. ピゴッソイ 嶋野道弘 池田満之 辻淳夫 李三悦 関口悦子 森実	巻頭特集「持続可能開発のための教育知っていますか?」 [p146]	月刊子ども論	クレヨンハウス	クレヨンハウス
	2005年12月	阿部治	持続可能な社会をめざす新たな環境教育	初等教育資料	文部科学省教育課程課・幼児教育課	東洋館出版社
	2005年12月	村上千里	特集 教室に、世界の教育運動を! 「持続可能な開発のための教育(ESD)」を日本の教室へ	解放教育 N0.457	財団法人解放教育研究所	明治図書出版(株)
	2006年1月	村上千里	「持続可能な開発のための教育(ESD)」の視点から	自然と人間を結ぶ 農村文化運動 179	(社)農山漁村文化協会	(社)農山漁村文化協会
	2005年1-2月	阿部治	ユネスコ『持続可能な未来のための学習』を翻訳して	書斎の窓	有斐閣	有斐閣
	2006年3月	阿部治	これからの環境教育～阿部治氏に聞く	発明	発明協会	発明協会
書籍・報告書	2005年3月	阿部治	国連持続可能な開発のための教育の10年	人権年鑑 2005-2006	(社)部落解放人権問題研究所	解放出版社
	2005年4月	星野智子	「環境教育・食教育をめぐる状況について」	日本の教育第54集	日本教職員組合	アドバンテージサーバー
	2005年5月	降旗信一	環境教育と自然体験学習	環境思想キーワード	青木書店	青木書店
	2005年7月	阿部・野田・鳥飼監訳	—	持続可能な未来のための学習	ユネスコ著	立教大学出版会
	2005年8月	阿部治	A Situational Analysis of Education for Sustainable Development in the Asia-Pacific Region	UNESCO	—	UNESCO Bangkok
	2006年2月	長岡素彦	まち育てとしての持続可能な開発のための教育(ESD) —子どもと地球の未来のための「学び合い」によるネットワーキング	住総研「住まい・まち学習」実践報告・論文集7	住総研住教育委員会	(財)住宅総合研究財団
	2006年2月	(社)日本ネイチャーゲーム協会	—	あなただからできる自然災害ボランティア	ネイチャーゲーム研究所	ネイチャーゲーム研究所
	2006年2月	長岡素彦	持続可能な開発のための教育の10年のさいたまでの具体的な取り組み	第4回かわごえ環境フォーラム環境活動報告	かわごえ環境ネット	かわごえ環境ネット
	2006年2月	降旗信一	環境教育における「教授法・プログラム開発」の実践および理論化についての日本の動向	Program & Preprints, JSEE/ACCU Asia-Pacific Conference/Workshop for Environmental Education Research Professionals, "Past, Present, and Future: Reorientation of Environmental Education Practices towards ESD in the Asia-Pacific	日本環境教育学会/アジアユネスコ文化センター	日本環境教育学会/アジアユネスコ文化センター
	2006年2月	降旗信一	The Japanses Trend on Implementation and Theorization of "Pedagogy" and "program Development" in Environmental Education	The Japanese Society of Environmental Education (JSEE) and Asia/Pacific Cultural Center for UNESCO (ACCU)	The Japanese Society of Environmental Education (JSEE) and Asia/Pacific Cultural Center for UNESCO (ACCU)	The Japanese Society of Environmental Education (JSEE) and Asia/Pacific Cultural Center for UNESCO (ACCU)

分類	発行日月・執筆日	執筆者 (順不同・敬称略)	記事・論文名	掲載誌・提出先	編集	発行
書籍・報告書	2006年3月	田中治彦 阿部治 ほか	—	国際会議「持続可能な開発のための教育—環境教育と開発教育を超えるもの」報告 / Report: International Conference on Education for Sustainable Development: Beyond Environmental Education and Development Education	立教大学東アジア地域環境研究所	立教大学東アジア地域環境研究所
	2006年3月	阿部治	ESD(国連持続可能な開発のための教育)とは	持続可能な社会をつくる	ホリスティック教育研究会	せせらぎ出版
	2006年3月	星野智子	開発・環境・ジェンダー分科会報告	北京JAC 第10回全国シンポジウム報告書	北京JAC 第10回全国シンポジウム実行委員会	北京JAC 第10回全国シンポジウム実行委員会
	2006年3月	降旗信一	自然体験学習とは何か	自然体験学習論～豊かな自然体験学習と子どもの未来	高文堂出版社	高文堂出版社
	2006年3月	降旗信一	自然体験活動を「持続可能な開発のための教育」ととらえることの意義	青少年の自然体験活動の充実に向けて～青少年の都市と農山漁村の交流活動推進に関する調査事業報告書～	NPO法人自然体験活動推進協議会	NPO法人自然体験活動推進協議会
ニュース・レター	2005年3月	大島順子	国連持続可能な開発のための教育の10年推進会議報告	『ネイチャーゲームの森』49号	(社)日本ネイチャーゲーム協会	(社)日本ネイチャーゲーム協会
	2005年5月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ①世界人権宣言泉北3市1町連絡会の2005年度事業予定	ダッシュレター55号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2005年5月	白井伊征子	愛・地球博参加! 地球市民村「光と水のエネルギー広場」に出演	エコ・エネルギー通信	エコクラブ杉並事務局 ソーラーエネルギー教育協会事務局	エコクラブ杉並事務局 ソーラーエネルギー教育協会事務局
	2005年6月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ②開発教育協会などの諸事業	ダッシュレター56号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2005年6月	大島順子	国連持続可能な開発のための教育の10年推進会議報告	『ネイチャーゲームの森』50号	(社)日本ネイチャーゲーム協会	(社)日本ネイチャーゲーム協会
	2005年7月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ③「愛・地球博」を見学	ダッシュレター57号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2005年8月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ④和泉市の環境施策を学び、人権教育と結合させよう!	ダッシュレター58号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2005年8月	—	循環型社会を考える柏崎・夢の森公園「環境学校」	夢の森公園の取り組み①～③	環境学校市民活動運営会議	環境学校市民活動運営会議
	2005年9月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ⑤開発教育全国研究集会に参加	ダッシュレター59号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2005年9月	大島順子	国連持続可能な開発のための教育の10年推進会議報告	『ネイチャーゲームの森』51号	(社)日本ネイチャーゲーム協会	(社)日本ネイチャーゲーム協会
	2005年9月	長岡素彦	地域と学校で資源の活用を -埼玉での持続可能な開発のための教育の10年の具体的取り組み	「水土里の森」127号	NPO法人エコ・コミュニケーションセンター	NPO法人エコ・コミュニケーションセンター

■ ESD 関連の記事・論文など ■

分類	発行月日・執筆日	執筆者 (順不同・敬称略)	記事・論文名	掲載誌・提出先	編集	発行
ニュース・レター	2005年10月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ⑥和泉市の環境政策・施設と市民運動との出会い	ダッシュレター60号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2005年11月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ⑦ゆう・ゆうプラザ記念イベント「環境を考える日!」報告	ダッシュレター61号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2005年11月	白井伊征子	ソーラークッカーの教育普及活動	第4回「自然エネルギー利用総合セミナー」テキスト	—	足利工業大学総合研究センター
	2005年12月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ⑧開発教育の連続ワークショップが終了 来年2月に「ESD泉北」地域ミーティングを開催!	ダッシュレター62号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2005年12月	—	夢の森のようちえんの可能性	夢の森レポート①～③	環境学校市民活動運営会議	環境学校市民活動運営会議
	2005年12月	大島順子	国連持続可能な開発のための教育の10年推進会議報告	『ネイチャーゲームの森』52号	(社)日本ネイチャーゲーム協会	(社)日本ネイチャーゲーム協会
	2006年1月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ⑨自然との共生を追求した博物館～琵琶湖博物館を見学	ダッシュレター63号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2006年1月	杉浦嘉雄	九重からトキを再び日本の大空へ! ～大分から広がる夢創造型の環境教育～	EPO(大分県環境保全協会会報誌)	大分県環境保全協会事務局	大分県環境保全協会
	2006年2月	廣瀬聰夫 ほか	「国連・持続可能な開発のための教育10年」にむけて ⑩京(みやこ)エコロジーセンターを訪れて	ダッシュレター64号	NPO法人ダッシュ	NPO法人ダッシュ
	2006年2月	—	特集「地域発!」未来をつくる教育”持続可能な社会の実現のために	p148	ボランティア情報	(社福)全国社会福祉協議会
論文	2006年3月	村上千里	連載「未来をつくる教育」をつくる(1) —持続可能な開発のための教育(ESD)の10年のいま—	環境教育ニュースレター72号	日本環境教育学会	日本環境教育学会
	2005年3月	廣野良吉	COMMENTS ON THE REPORT 2005 INVESTING IN DEVELOPMENT	UN Millennium Project Report at the MoFA, Tokyo	—	—
	2005年4月	廣野良吉	PROMOTING SUSTAINABLE DEVELOPMENT THROUGH EDUCATION IN THE ERA OF GLOBALISATION: A JAPANESE PERSPECTIVE	Copernicus Conference Graz, Austria	—	—
	2005年6月	早川吉則	世界ではじめての算盤数字の小学校での授業	桐蔭論叢第12号	桐蔭論叢編集委員会	桐蔭横浜大学
	2005年8月	Sachi Ninomiya-Lim (二ノ宮リムさち)	The Meaning of the DESD for Us in Japan: Three Years after Proposing it to the World	Applied Environmental Education and Communication, 4:261-264, 2005	—	Routledge, Taylor & Francis Group
	2005年8月	廣野良吉	IN SEARCH FOR PEACE, SECURITY, EQUITY, ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE DEVELOPMENT AND CULTURAL DIVERSITY	JUNEC200r Forum Olympic Youth Center	—	—
	2005年9月	林浩二	環境教育と地域の自然史博物館	Museum Management Today (4): 8-11	—	(株)内田洋行知的生産性研究所
	2005年9月	降旗信一	国連持続可能な開発のための教育の十年(UN-DESD)における社会教育の課題	グローバリゼーションと社会教育・生涯学習の未来	日本社会教育学会	日本社会教育学会

分類	発行月日・執筆日	執筆者 (順不同・敬称略)	記事・論文名	掲載誌・提出先	編集	発行
論文	2005年9月	大島順子	内発的発展を拒む高率補助－沖縄から考える開発と援助のあり方	国際理解 36号	帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国際理解研究所
		新田和宏	「持続可能な開発のための教育(ESD)」の地域実践における中間支援組織の重要性			
		岩崎裕保	「持続可能な開発のための教育」を推進するための前提			
	2005年9月	早川吉則	Abacus Numerals for Rapid and Sufficient Mathematics Learning for Enhancing Creativity	Journal of the Korea Society of Mathematics Education Series D: 9 (3), 243-256 (2005)	—	Korea Society of Mathematical Education
	2005年10月	廣野良吉	GLOBALIZATION OF PRODUCTION, DISTRIBUTION AND FINANCING: ITS IMPACT ON THE ENVIRONMENT IN DEVELOPING ESCAP COUNTRIES	Second Session of Roundtable ESCAP, Bangkok	—	—
	2006年1月	廣野良吉	ENVIRONMENTAL GOVERNANCE IN ASIA	CCICED Workshop Tsinghua University Beijing, China	—	—
	2006年1月	廣野良吉	PROMOTING HUMAN RIGHTS AND DEMOCRATIC GOVERNANCE IN THAILAND	Workshop on Governance Bangkok, Thailand	—	—
	2006年1月	廣野良吉	LIBERALISATION, INFORMATION TECHNOLOGY AND GLOBALISATION: IMPACT ON CROSS-BORDER HUMAN MOVEMENTS	Seikei Journal	—	—
	2006年2月	廣野良吉	ENHANCING NATIONAL AND GLOBAL HUMAN SECURITY UNDER GLOBALISATION IN THE 21ST CENTURY	HS Conference, Mexico City	—	—
	2006年2月	阿部治 小玉敏也	「持続可能な開発のための教育」に向けた環境教育における「参加型学習」概念の検討	環境教育 31	日本環境教育学会	日本環境教育学会
	2006年3月	新田和宏	ワークショップという熟議民主主義－「日本型熟議民主主義」の可能性－	近畿大学生物理工学部紀要、17号	近畿大学生物理工学部	近畿大学生物理工学部

ESD関連の掲載記事（抜粋）

2005年4月17日 愛媛新聞

(11) 地域解説

2005年(平成17年)4月17日 日曜日

愛

媛

奈

えひめニュースウェー

国連の「持続可能な開発のための教育」運動を進めるNPO法人理事
竹内 よし子さん(43)

Key person

キー・パーソン

「環境が開発か」ではなく、環境を守りつつ経済発展も目指す「持続可能な開発」が近年、国連のキャンペーン「持続可能な開発のための教育(ESD)」(Education for Sustainable Development)の10年)が始まった。世界に向けて、愛媛や日本で具体的に何をすべきか、何ができるのか。

(聞き手 横田義貴・早瀬昌美)

「ESDの10年」とは、「持続可能な開発」実現のための教育や啓発、国際協力系団体が進めるところ、各国民政府に働きかける運動。

行動する人材育てる

本政府と非政府組織(NGO)が共同提携したところがきっかけで生まれた。南北問題など現代の国際社会の課題は、環境や人権、紛争といった多くの要因が複雑に絡み合っている。解決には、一見バラバラに見える諸問題を結びつけて考え、行動する人材の育成が欠かせない。ESDは、参加・体験学習を通じた「人づくり」

モザンビックと板橋自転車のな

い松山市という「二つの未来」のつながりに気付く「ものと学びたいと感動を持つ」という過程を経て、自分で考えて行動し始める。「うした人を一人でいる」というべきだ。ささやかでもある

「ESD-J」理事(十六人)は、市役所の放課後自転車をモザン

ビックに送って武器と交換する例えば、松本市のNPO「えひめグローバルネットワーク」では、市の放課後自転車をモザン

ビックに送って武器と交換する「ESD-J」が、〇三年六月に開催。全国のNPOなど八十

三団体と個人八十八人が参加、今年三月に「キックオフミーティング」を東京で開いて本格化した。今後も連携して国内外のミーティング開催や情報発信

を行なう一方、世界や全国の動きを目に見えるところとして地域に取り組む。

「人材育成」と並び、特に重視しているのは「政府への政策提言」。各国の軍事的、政治的、経済的、社会的問題を抱く前に無力感、危機感を抱くことが多いが、提唱団である日本には、国は一体で国際社会をリードしていく責任がある。個々のNPOの発言力は小さくても、ESD-Jとして結集する

「近い暮らし」をつなぐ役割を担いたい。

愛媛での目標は、「美しい世界」と「身

に掲示する」として、地域に

「ESD-J」として、地域に

「ESD-J」として、地域に

「ESD-J」として、地域に

「ESD-J」として、地域に

「ESD-J」として、地域に

キー・パーソン

たけうち・よしこ

1969年、外務省所管の財團法人日本国際問題研究所に勤務。98年、「えひめグローバルネットワーク」を設立。2004年7月からESD-J理事、同年10月に開催の「四国NPOネットワーク」代表も務める。周泰都丹原町(現西条市)生まれ。



秀な人材をトップアッピング(押し出す)して政策決定プロセスへ積極関与していきたい。
ESD-J理事(十六人)に、四国で唯一選ばれた。四国が国際協力の先進地といふイメージは薄いかもしれないが、関係約三十団体のうち、二十を超す団体や代表者が加盟する「四国NPOネットワーク」が昨年発足するなど、熱意はある。愛媛や四国の動きを全国に発信する一方、世界や全国の動きを目に見えるところとして地域に取り組む。

2005年5月16日～24日（7回シリーズ） 河北新報



兎17年(2005年)5月17日(火曜日)

(8)

けで、私は一本のドキューへタリード服を纏めた。日本の春をためぬ。北は秋田半島から南は西表島、スタート地点は鹿児島県の川辺だつた。

国連環境計画親善大使
——加藤登紀子さん——



農業で学ぶ自給刑主

国連「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」2005~2014

- 第1回 愛知和男氏（地球環境共同会議事務総長、元環境庁長官）
第2回 加藤登紀子氏（国連環境計画親善大使）
第3回 池田大作氏（創価学会インターナショナル会長）
第4回 廣野良吉氏（前国連開発政策委員会議長）
第5回 松永然道氏（曹洞宗国際ボランティア会会长）
第6回 庄子幹雄氏（経団連廃棄物・リサイクル部会長）
第7回 阿部治氏（ESD-J 代表理事、立教大教授）

2005年6月20日 山陽新聞

「ESDの10年」スタート　岡山で円卓会議

国連の「持続可能な開発のための教育（E S D = Education for Sustainable Development）の10年」が今年から始まった。岡山地場で E S D をどのように進めていくか。今月上旬、岡山市東屋町、岡山国際交流センターで田舎会議や学習会があり、意見が交わされた。



環境、国際理解中心に

岡山の活動に高い評価

ひふけの字遊び

ESD—J
阿部代表理事講演



世代を超えて 力はぐくむ

やわらかニュース 解説



「持続可能な開発」というと
おぼを聞いたことがあります。
か少しもかしこでしきつか。
では、地球温暖化はありますよ。
う。温暖化など環境がどう
もやの時代に、今のままの地
球を残していくことを考えなが
ら人が生活したく経済活動を
してこらを「持続可能な開
発」といいます。

世界の国々があつまって一九
九二年に地球サミットを開き、
「持続可能な開発」をめざす
と決めました。そして今年から
始まったのが「持続可能な開発
のための教育の十年」というキ
ャンペーンです。英語の頭文字
を取つてESDの十年とよんで
います。

このキャンペーンは三年前、
日本の市民団体と政府が世界の
国々に提唱したもので、地球を
を守るためにまず、地球を
守るためにまず、地球を

地球を大切にできる人を育てる

模型地域として世界で
七カ所がえらばされました。その
中には岡山市も入っています。
市民の活動がとても活発だと
みとめられたからです。

岡山市は、小中
学生が年に四回、わいわいや
公園などを点検し、水質や生き
物、空気のよしれをじうべてい
ます。高校生や大学生、企業の
人が活動を助け、点検でわかつ
たことは公民館で発表します。

大切にできる人を育むと
じうもので、これから十年間、
世界の国々が教育に力を入れる
ことになりました。学校の中だけ
ではありません。地域の中
で、大人や子どもがいっしょ
に環境のこと、世界でおきて
いる社会や経済の問題を学びま
す。

ESD(持続可能な開発のための教育)ってなに?

イラスト・山崎智介

ESD Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育

地域の川や公園など、
身近な環境を点検して
公民館で発表しているよ。

岡山市京山地区の小中学生



次の世代に、安心して
暮らせる地球を残すため、
みんなで学び合おうと
いう取り組みだよ。

2005年9月15日 読売新聞

(23) 12 版

2005年(平成17年)9月15日(木曜日)

三

100

卷之二

飲める水 淡水の1%未満

国連は今から10—15年までを「命のための水—国際の10年」と位置づけ、水不足解決に向けた取り組みを進めている。約63億人の全人口のうち、安全な飲み水を利用できない人は10億人以上。不衛生な水しか飲めない人々70%など、劣悪な衛生状態に陥る危機が世界中で蔓延する。一方で、地球上には豊富な水があるが、大部分を海水が占め、淡水は全体の0.2~5%しかない。そのうち70%が飲料用などに利用される水は淡水全体の1%未満でそれ以下のものだ。さらに10~20年後には、地球上の約3分の2が、深刻な水不足に陥る恐れがあるとも指摘されている。国連は、きれいな水を確保するための施策の充実などを国政府に呼びかけている。

ずっと地球と生きる 学校プロジェクト
主催 (社)日本ユネスコ協会連盟、読売新聞社
後援 外務省、環境省、日本ユネスコ国内委員会
特別協力 国連広報センター、持続可能な開発のための教育の10年推進会議(ESD-J)
ウェブサイト <http://esd.yomiuri.co.jp/>

「その水道水ばかりが、からめに薬品臭がする水道水だな。柏田さんは「ねじねじの匂い」も認識した。方法は簡単。やせはいい、10～15度「すると水道水でもおいしい」と飲めややめた。

「その水道水ばかりが、来てくるのだからか」と柏田さん。田さん「子どもがねば「三ヶ月ぶりや。」「その川は？」

と、日本は年間5000億円の水を輸入して、5万社。私たちの生活は海外の水をもとにした「もの」にならなければなりません。

純粹な水と水道
体に良いのは

倒すための水を
必要とするのであれば、牛丼一杯に1~9㍑の
水が必要なのだ
といふ。

卷之三

「命の水」考

形を使って髪を洗
つむじの水

A black and white photograph showing a group of children, approximately five to seven years old, gathered around a table. They are all looking down at a tray or container on the table, which appears to contain some dark, possibly soil or food-related substance. The children are dressed in casual clothing, including t-shirts with text like 'BE', 'TIME', and 'DODGERS'. The scene suggests a classroom or a group activity setting.

自由研究で環境の問題を取り上げた児童はクラスのほぼ半分の16人。例年の約2倍にもなるという。

たびに流れる水の聲を、牛乳パックで①一本分②3才分③13本分——の3段級で煮はせた。兎兎たちの煮込みはほほ3等分となつたが、正解は13本。

水を心がけるところも、エネが準備した新製品を使ふもの二つの選択肢になります」と話した。

筆を調べたのは、入井里
さんからにしてみると
多い現と少ない現で、色
違つとかわかった。

■ ESD 関連の掲載記事 ■

2005年11月 月刊子ども論(クレヨンハウス刊) 巻頭特集として全15ページにわたり掲載

2006年2月 ボランティア情報 (社会福祉法人 全国社会福祉協議会刊)

キャンペーンがはじまる 発のためのか?

と聞いていくような社会をつくる力を育む教育のことで、今年から開講

卷之三十一

特集 地域発!

“未来をつくる” 教育

持続可能な社会の 実現のために



封上千里人

株式会社リバティ・アソシエイツ
「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議
(ESD-J) 事務局長

「国連持続可能な開発のための教育の10年(ESDの10年)」が平成17(2005)年から始まり、10年が経過しました。世界が直面する環境と開発の問題に同時に取り組む「持続可能な開発」のために必要な教育に取り組むこと、国際協力を積極的に推進することをめざすことを目的としています。

「持続可能な開発」とは何をさすのか、この世界の一番である私たち一人ひとりは日常の生活中で何をすべきなのか、また、これから市町の争ひとボランティア・市民活動のポイントについて、「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議(ESD-J)の村上手取事務局長にお聞きしました。

ESD-J「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議
「最初の10年」を実現に、持続可能な社会づくりのための教育を推進する
ために策定した「日本のネットワーク構築」

2006年2月5日 中日新聞 (2月6日 東京新聞)

第39讲 例题与习题

国連「持続可能な開発のための教育」とは？

国連「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development-ESD) 60年」が、日本政府も「ESD実施計画策定基準」を定めた。けれど一般には、ESDの意味が理解されない意見なのではなかろうか。持続可能な開発のための教育とは何だらう? 教育教育の専門家で、ESDの普及を進めるNPO法人「ESD-J」代表理事の竹林久美子さんに聞いた。

のモデル」を創った。それを具体化するために、政策を作り実行していく。昨年私は現地を訪れ、当時の現地者（現地開拓団員）で持続可能な開発（現地開拓団員）で持続可能な開拓団員やエネルギーなどの政策を作った担当者に会いました。彼女は今、厚労省に移って、雇用や福祉、トラック、アル中対策などの計画

環境、福祉、人権…

あらゆる分野 統合して教育

政府が今春計画策定

省庁横に結ぶ政策必要



立教大教授 阿部治さんに聞く

「環境や福祉・多文化理解・持続可能な社会の実現のため」は豊田が「いいやんある」と語る政治家一人一市京都府立農業大学で

卷之三

められる内容は、

230

あんまりが、地域に出でて、地域の面頭を通して実践する。

わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」 実施計画

平成18年3月30日

「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議

目 次

1. 序	150
2. 基本的考え方	
(1) 経緯	150
(2) 持続可能な開発のための教育とは	150
(3) わが国の実施計画	151
3. ESD 実施の指針	
(1) 地域づくりへと発展する取組	152
(2) 教育の場、実施主体	152
(3) 教育の内容	153
(4) 学び方・教え方	153
(5) 育みたい力	153
(6) 多様な主体の連携・協働	153
(7) 評価	154
4. ESD の推進方策	
(1) 初期段階における重点的取組事項	154
(2) 国内における具体的な推進方策	154
(3) 各主体に期待される取組	156
(4) 国際協力の推進	158
5. 「評価と見直し	
(1) 評価	159
(2) 中間年までの目標と見直し	159
(3) 最終年における評価	159
別表(1) 初期段階における重点的取組事項	160
(2) 国内における具体的な推進方策	162
(3) 各主体に期待される取組	165
(4) 国際協力の推進	169
参考 わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（構成）	172

1.序

2002年12月の国連総会において、2005年から2014年までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが決議されました。

これを受けて、政府は、2005年12月、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に係る施策の実施について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」）を内閣に設置しました。

連絡会議では、各方面から寄せられた意見等にも十分に配慮しつつ検討を進め、わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する実施計画を定めました。

政府としては、関係府省が連携してこの実施計画に掲げられた諸施策を着実に実施することにより、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development 以下「ESD」）の積極的な推進を図り、もって、あらゆる人々が、質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な将来と社会の変革のために求められる価値観、行動、及びライフスタイルを学び、各主体が持続可能な社会づくりに参加する世界を実現することを期するものです。

2. 基本的考え方

（1）経緯

ESDは、教育及び持続可能な開発に関するそれぞれの世界的な取組に由来しています。教育については、1948年の世界人権宣言において「すべて人は、教育を受ける権利を有する」とされ、1990年の「万人のための教育世界宣言」以降、初等教育の普遍化、教育の場における男女格差の是正、識字率の改善などを目標とした「万人のための教育」（Education for All (EFA)）の実現に向け世界的に取り組まれています。

一方、持続可能な開発については、1987年、ブルントラント・ノルウェー首相（当時）を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会」が公表した報告書「われら共有の未来（Our Common Future）」の中心的な考え方として、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発」という「持続可能な開発」の概念が取り上げられました。その後、1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）

においては、持続可能な開発についての国際的な取組に関する行動計画である「アジェンダ21」が採択され、この「アジェンダ21」の第36章「教育、人々の認識、訓練の推進」の中で持続可能な開発のための教育の重要性とその取組の指針が盛り込まれました。

このような教育と持続可能な開発に関する取組が世界的に行われる中で、ESDの概念が深められ、国連持続可能な開発委員会において国連教育科学文化機関（以下「ユネスコ」）が中心となり、持続可能な開発のための教育のあり方について検討が進められました。

2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）の実施計画（以下「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」）を交渉する過程で、わが国は、国内のNPOから提言を受け、「持続可能な開発のための教育の10年」（以下「ESDの10年」）を提案し、各国政府や国際機関の賛同を得て持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画に盛り込まれることとなりました。このことを踏まえ、わが国より、2002年の第57回国連総会に、2005年からの10年間をESDの10年とする旨の決議案を提出し、満場一致で採択されました。わが国は、2003年の第58回国連総会、2004年の第59回国連総会においてもESDの10年を推進するための決議案を提出し、それぞれ採択されました。これらの国連決議に基づき、ESDの10年の推進機関として指名されたユネスコにより国際実施計画が策定され、2005年9月に承認されました。

（2）持続可能な開発のための教育とは

（イ）持続可能な開発、持続可能な開発のための教育

持続可能な開発とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会づくりのことを意味しています。このため、すべての人が健康で文化的な生活を営むための取組が必要であり、貧困を克服し、保健衛生を確保し、質の高い教育を確保することなどが必須です。これらの取組は、性別、人種等により差別されず、公平に向上するよう取り組まなければなりません。また、これらの取組を資源の有限性、環境容量の制約、自然の回復力などを意識した節度あるものとし、将来世代へと持続する社会づくりとしなければなりません。さらに、戦争や紛争は、難民を生み、環境を破壊するため、平和への取組が必要です。

以上を踏まえると、世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となっており、環境の保全、経済の開発、

社会の発展（以下を含め、「社会」を文化の面も含めた広い意味で使います。）を調和の下に進めていくことが持続可能な開発です。

このような持続可能な開発は、私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で、意識し、行動しなければ実現しません。まず、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革する必要があり、そのための教育がESDです。なお、このためには、すべての人に対して識字教育を確保し、質の高い基礎教育を確保することが前提となります。

なお、持続可能な開発の「開発」(development)については、「発展」、「社会の構築」などと言われることもありますが、この実施計画においては、いずれも同じ主旨として捉えた上で、「開発」という言葉を使うこととします。また、持続可能な開発のための教育の「教育」については、学校等の公的教育のみならず社会教育、文化活動、企業内研修、地域活動などあらゆる教育や学びの場を含みます。

(口) ESD の目標

ESD の目標は、すべての人が質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれ、環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような行動の変革をもたらすことです。

(ハ) 取り組むべき分野

取り組むべき分野は、それぞれの国の状況や事情により異なってきます。開発途上国では、引き続き貧困撲滅が最優先課題であり、持続的成長、個々人の生活水準と福祉の向上（保健衛生、基礎教育、人権、難民問題等への取組）及び人間の安全保障の実現等が緊急の課題です。また、こうした諸問題の大きな背景をなす、国内や地域の平和と安全、ガバナンス等の改善も必要です。先進国においては、環境保全、人権や平和等の社会的な課題、貧困等の経済的課題について取り組んでいくことが必要です。これらの中でも優先的な課題として、資源の過剰利用の抑制や環境保全等が挙げられます。また、世界の社会経済は、相互に結びついており、各地域や国がお互いの課題について理解し、協調して取り組むことが必要です。

(3) わが国の実施計画

(イ) わが国の実施計画の位置づけ、内容

ESD は、わが国の提案により、世界的に取り組まれ

ることとなったため、政府は、この実施計画に基づき国内外における施策を推進し、国内及び世界の取組をリードしていきます。また、各地域で各主体が連携して、適切な役割を担うことができるよう実施の指針を明らかにするとともに、各主体に期待する事項を示します。

具体的には、政府は、この実施計画の3.ESD 実施の指針に示す内容に基づき施策を推進します。また、多様な主体による取組についても、この指針に基づいて行われるよう周知していきます。具体的な施策については、4.ESD の推進方策において、政府が自ら主体として実施する措置を示すとともに、各主体が連携して適切な役割分担の下に進めていけるよう各主体に期待する役割を明らかにし、その上で、各主体の取組を促進・支援するための施策を示します。さらに、国際協力の進め方について示し、世界においてリーダーシップを発揮するための具体的な取組を示します。

(口) 最終年までの目標

ESD の積極的な推進により、一人ひとりが、世界の状況や将来の世代と、現在の社会や自分との関係を見つめ、自らが生きる社会を持続可能な社会とすべく、その社会づくりに参画するようになることを目指します。

また、教育機関、NPO（以下も含め、公益法人等、非営利でかつ公益を目的とする組織を含む広義のNPOを意味します。）、事業者、行政等が、それぞれの活動に、持続可能な社会づくりのための行動を織り込むことを目指します。

さらに、各地域において様々な主体が連携しつつ、それぞれの地域の文化、産業、自然、歴史等を踏まえた、持続可能な地域づくりを行うことを目指します。

これらの取組を通じて、日本社会が持続可能な社会に近づき、また各主体が、世界の中の一員として、地域、国、国際レベルで行動し、必要な役割を担うようになることを目指します。

(ハ) わが国における ESD

世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会など、ESDにおいて取り組むべき課題は多岐にわたります。ESD で目指すべきは、個々人が、単にこれらについての知識を網羅的に得ることだけではなく、「地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み（think globally, act locally）、持続可能な社会づくりの担い手となる」よう個々人を育成し、意識と行動を変革することです。そのためには、人格の発達や、自律心、判

■ 日本実施計画 ■

断力、責任感などの人間性を育むという観点、個々人が他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性の中で生きており、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むという観点の2つの観点が必要です。このような視点を踏まえた上で、公共に主体的に関わり、持続可能な社会づくりに参画する個人を育むことを目指します。それは、未来の社会を描き、その実現に向けた取組を実行できる人づくりということも言えます。

そして、このような個々人の取組がつながりあうことにより、持続可能な地域づくり、国づくり、世界づくりとして発展することが可能となります。そのためには、個人が参画する地域づくりを社会の仕組みとしても確立していく必要があります。

ESDの概念は新しいものですが、その取組すべてが新しいというものではありません。学校では、「総合的な学習の時間」等を通じて「生きる力」をはぐくむこと、地域活動では「市民参画のまちづくり」などとして取り組まれています。これらをESDの観点から捉え直すことによってもESDの実践が可能となります。

(二) わが国が優先的に取り組むべき課題

環境、経済、社会面の多岐にわたる課題の中で、わが国を含む先進国に何よりもまず求められるのは、社会経済システムに環境配慮を織り込んでいくことです。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄に基礎を置く生活スタイルや産業構造を転換し持続可能な消費・生産パターンを定着させることや生物多様性を確保することなどです。

しかしながら、個々人の暮らしや地域の課題は、環境、経済、社会がそれぞれ縦割りで存在するものではないことから、総合的、重層的なものであるはずです。環境の保全から始めた取組が、人権や福祉等の課題の解決等への発展につなげていくよう取り組むことが必要となります。例えば、地域の自然資源の活用を促進することにより、地域経済の向上と環境保全の両面から地域社会が向上します。さらに、この取組に地域の多様な主体が参加することにより、地域コミュニティの関係性が向上し、地域で顔の見える関係性が構築される結果、地域福祉の向上にもつながるといった好循環が生まれます。

一方、国際的な視点からは、世界規模で持続可能な開発を図る上で不可欠な開発途上国の直面する諸問題に対する理解の強化と開発途上国の諸主体との連携及び協力の強化によるミレニアム開発目標の達成が、先進国として求められる点です。

また、先進国における消費・生産活動をはじめとする社会経済活動と、開発途上国における持続可能な開

発に関わる貧困等の諸問題は、相互に密接につながっております、これらについても統合的に扱っていくことが重要です。

このため、政府としては、わが国のESDについて、先進国が取り組むべき環境保全を中心とした課題を取り口として、環境、経済、社会の統合的な発展について取り組みつつ、開発途上国を含む世界規模の持続可能な開発につながる諸課題を視野に入れた取組を進めしていくこととします。

3.ESD実施の指針

(1) 地域づくりへと発展する取組

ESDの取組においては、学習者が多様な課題を実感し、自らの問題として捉え、解決に向け実践することが必要です。そのため、教育を受ける個人に近い地域において、地域の特性に応じた実施方法を開発し、発展させることが重要です。ESDの実践を通じて、各地域の特性に応じた取組方法が明らかになってきます。

各地域では、地域特性に応じた教育や各種の地域課題を解決するための活動等が実践されています。また、地域教育力の再生のための取組も、各地で始められています。さらに、地域の伝統的な文化を大切にする取組も、地域の関係性を保ち、向上させるものとして有効です。

これらの活動について、ESDの取組として捉え直すと、既に多くの活動がESDの観点を踏まえて実践されているものがあり、また、必要な見直しを行うことにより、ESDの取組として捉えることが可能となります。これらの既存の活動において、将来世代や国内外の他の地域とのつながりを大切にするなどのESDの原則や価値観を重視し、持続可能な地域づくりへの取組へと発展するようにすることが大切です。

地域づくりへの参画は、大人ばかりではなく、子どもの参画という視点も大切です。子どもの参画を進めることにより、大人の参画も促され、活動の現場が活性化するという面もあります。

また、これらの取組の中で、高齢者、障害者、外国人等の社会参画に障壁がある人たちへの配慮も必要となります。

(2) 教育の場、実施主体

ESDは、政府や地方公共団体だけが実施するものではなく、個々人の意識に影響を与えるあらゆる場で実施されることが重要です。

このため、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等の学校教育の場、公民館や博物館等の社会教育の場、さらには職業訓練校等のような公的機関にとどまらず、地域コミュニティ、NPO、事業者、マスメディアなど、あらゆる主体が実施主体となることが重要です。

(3) 教育の内容

環境教育や開発教育をはじめ平和、人権等のESDの対象となる課題について、学校では、既に社会科、理科、技術・家庭科等の各教科や総合的な学習の時間等において取り扱われており、また、社会教育施設や地域活動等においても、扱われてきました。また、学校、社会教育施設、NPO活動、企業内研修等において、環境教育、国際理解、人権教育、消費者教育、キャリア教育、食育等を実施している指導者は、すでに各分野の教育の技能を有しています。

しかしながら、ESDでは、これら個別の取組のみではなく、様々な分野をつなげて総合的に扱っていくことが必要です。そのためには、各分野を専門領域とする者が互いに学び合い、各分野を理解し、連携を図ることも大切です。

小中高等学校においては、各教科等や総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通じて、ESDに関して学習することが重要になります。

特に総合的な学習の時間では、各教科等で学んだことをいかして、自ら調べたり、考えをまとめ発表したりするなど、ESDに関する学習を一層深めることができます。このような学習を通じて、地域づくりに参画する態度を育成することが大切です。

さらに、社会教育や地域活動においても、個別の課題のみならず他の分野とつなげ、関わり合うことにより、ESDへと発展させることができます。すなわち、ESDにおいては、様々な課題の取組をベースにしつつ、個別の分野にとどまらず、環境、経済、社会の各側面から学際的かつ総合的に扱うことが重要です。

わが国では少子高齢化に伴う人口減少時代、すなわち、労働力減少時代に突入しています。そのような中、多くの外国人がわが国に入国しています。わが国の社会の活性化を維持する上で、こうした外国人の社会への参画が必要となっており、このための日本語教育も必要です。

(4) 学び方・教え方

学び方・教え方については、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけることが大切です。これらの過程では、単に知識の伝

達にとどまらず体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチとすることが大切です。また、活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出す「ファシリテート」の働きを重視することも大切です。これらのアプローチを通じて、学習者の参加する態度や問題解決能力を育み、参加する機会の提供にも努めることが必要です。

このような学び方、教え方を実践するためには、参加体験型の学習方法や合意形成の手法を活用することが効果的です。高校や大学等の中等教育、高等教育においては、仕事や活動の現場で、必要な知識や技能を習得させるオンザジョブ・トレーニング (on-the-job training) により、具体的な実践を通じて学ぶという方法も効果的です。

教育や学習の現場では、学ぶ側の意見を取り込みつつ、進めることが大切です。教育や学習の対象者すべてに一斉に同じ方法をとるのではなく、可能な限り一対一の対話を重視して行うよう努めることが大切です。

(5) 育みたい力

ESDにおいては、問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方を重視して体系的な思考力 (システムズシンキング (systems thinking)) を育むこと、批判力を重視して代替案の思考力 (クリティカルシンキング (critical thinking)) を育むこと、データや情報を分析する能力、コミュニケーション能力の向上を重視することが大切です。

また、人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重といった持続可能な開発に関する価値観を培うことも重要です。

このような技能や価値観を培い、市民として参加する態度や技能を育むことが大切です。なお、小中高等学校の総合的な学習の時間は、体験を通じて学校等で学んだ知識の定着、思考力、判断力、表現力、問題解決能力の育成、調べ方やまとめ方、発表の仕方などを身につけさせることを目指して行われており、ESDにおいて重視すべき点と重なるため、その充実が必要です。

(6) 多様な主体の連携、協働

国全体としてESDを推進する際に、各主体の自発的な取組を連携させることが重要であり、同分野内、異分野間、地域間、中央と地方の間の連携と国際的な連携の強化が必要です。この際、異なる主体間をつなぐコーディネート能力、多様な主体のそれぞれの特徴と地域の資源や状況を踏まえて活動や組織を構築するプロデュース能力を持つ人材や組織が必要となります。

■ 日本実施計画 ■

各地域においては、大学や教育委員会その他の教育関係組織、社会福祉協議会や地域のNPO等が、教育現場と地域の人材や施設、活動の場をつなげることが期待されます。地域には、ボランティアセンター、NPOの支援センター、公民館等の教育や地域活動の支援組織があり、これらの組織において、コーディネートやプロデュースする機能を担うことが期待されます。学校教育においては、教員がコーディネート能力を持つようになることも必要です。

(7) 評価

ESDの取組を広め、効果的なものとさせるため、ESDを実践する主体は、企画し、実践し、評価し、それを次の活動の改善にいかすという過程を重視して行なうことが大切です。

4. ESDの推進方策

政府は、関連する施策に持続可能な開発を可能な限り織り込むとともに、ESDがあらゆる場所で多様な主体により取り組まれることとなるよう、下記について実施又は促進することにより、国内実施をリードする役割を担います。これらの実施及び促進のため、具体的には、別表に掲げる施策を実施します（別表については、毎年見直します。）。別表の具体的施策については、各個別の施策のみでESDが達成されるものではなく、各主体の活動において別表の各施策を活用し、ESDへと発展させることが期待されます。

(1) 初期段階における重点的取組事項

2014年までのESDの10年の最初の段階では、わが国において、ESDが認知され、ESDに取り組むための推進体制が確保されるよう、特に以下の取組を推進します。政府としては、関係府省が実施計画に掲げられたESDに関する諸施策を着実に推進するほか、連絡会議を隨時開催し、実施計画の取組状況の検証、関係府省における情報共有及び必要な政策調整を行い、関係府省が緊密に連携してESDに取り組むよう努めます。

(イ) 普及啓発

ESDは、教育現場をはじめ地域活動の場等においても、ほとんど認知されていません。ESDは、概念整理が引き続き進められていますが、「2（3）（ハ）わが国におけるESD」で説明したように、「個々人の意識と行

動変革を促し、それを具体的な地域づくりへと発展させる取組」です。ESDは全く新しい取組ではなく、既存の教育を発展させることにより実践が可能です。ESDについて、さらにわかりやすい説明を工夫し、あらゆる教育関係者や地域活動の実践者への理解が広まるよう普及啓発を推進します。また、政府の取組のみでは、あらゆる現場へESDが広がることは不十分であることから、普及啓発については、多様な主体との連携に留意して進めます。

(ロ) 地域における実践

地域における実際の取組経験の共有を通じて、現場レベルでの連携・協力が進むとともに、他の地域にも同様な取組が広がります。例えば、国連大学においては、そのような地域における連携・協力を促進するための仕組みとして、地域の拠点づくりを提唱・推進しています。また、そのような地域特性に応じた様々な取組の中から新しい発想の地域づくりが始まり、持続可能な地域が形成されることが期待されます。

このため、ESDの推進については、地域に立脚した取組を重視し、地域における先進的な取組に対する支援を行ないます。

(ハ) 高等教育機関における取組

ESDの10年における最初の段階では、高等教育機関の役割は、特に重要です。大学や大学院に対しては、各分野の専門家を育てる過程で、ESDに関連した教育を取り入れる取組を促進します。また、世界やわが国が持続可能な社会を構築するための調査研究を実施する機関としての役割、各地域における主要な取組主体の一つとしての役割等を果たすことができるよう取組を支援します。

これらの取組に当たっては、インターネット放送など最新の情報通信技術（ICT）を活用することや、他方で国内外の現場での体験を通じて学習や研究をし、単位を得られるような仕組みを取り入れることも効果的です。

(2) 国内における具体的な推進方策

(イ) ビジョン構築、意見交換

持続可能な開発に関する様々な基本方針や計画に、持続可能な開発の観点が位置づけられることにより、様々な場で持続可能な開発に関連した教育や実践活動が促進されることが期待されます。環境基本計画、食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画、エネルギー基本計画、社会資本整備重点計画、消費者基本計画等の関係する各種の計画等には、持続可能な開発の観点

が盛り込まれています。今後、新たに策定される関連する計画等についても、可能な限り持続可能な開発の観点を盛り込むよう努めます。さらに、持続可能な開発に関する各種の計画等の内容を踏まえた持続可能な社会の姿を国民の衆知も集めながら検討し、国民にわかりやすく伝えるよう努めます。

また、この連絡会議のもとに、学識経験者、教育関係者、NPO、企業等の関係者との意見交換の場として円卓会議を随時開催し、ESDの推進方策について意見交換を行います。

(口) 協議による政策決定、関係者の主体性の促進

政策決定において、あらゆる主体から幅広く意見を聴くことは、その政策をより質が高く、信頼されるものとするのに有効です。さらに、関係するあらゆる主体への情報提供により、各主体が持続可能な開発に対して自ら学び、考えを持つようになります。このため、持続可能な開発に係る政策については、可能な限り早い段階からの市民参加プロセスを始動させます。関係者が政策についての情報を得やすくするため、持続可能な開発に係る調査や研究等については、可能な限りホームページ等に掲載して、アクセス性を向上させます。

(ハ) パートナーシップとネットワークの構築・運営

この実施計画に掲げられたESDに係る諸施策については、連絡会議を随時開催し、関係府省が緊密に連携して着実に実施します。

また、学校、社会教育施設、NPO、事業者、行政等とのパートナーシップにより、ESDを様々な教育現場や地域活動の現場等に広めることができます。このため、関係府省は、様々な主体とのパートナーシップやネットワークの構築に留意しつつ、ESDに係る施策を実施します。

地域におけるESDのコーディネートやプロデュースの手法について実践的に検討します。

また、地域においてコーディネーターやプロデューサーの役割を担う人材を育成します。さらに、人づくりのみならず、地域においてコーディネート等を推進するための仕組みを検討し、地域における組織づくりについても進めます。具体的には、地域におけるボランティアセンター、NPOの支援センター、社会教育施設等の拠点施設、あるいはNPO、事業者等の主体がESDのコーディネートやプロデュースの機能を担うための方策について検討します。その際には、人材、場や機会、自然等の地域の資源を学校の教育へ活用するための手法についても検討します。

(二) 能力開発、人材育成

政府で行われている様々な研修においてESDに関する講座の充実に努めます。

学校教員の資質の向上のため、都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、研修を行い、受講した指導主事等がこれら的内容を踏まえた研修等を各地で行えるようにします。この研修においては、ESDの概念や指針についても取り扱うとともに、指導計画の作成、外部人材の活用の在り方等について研修を行うよう努めます。

また、地域で活動しているリーダーに対し、ESDについて普及啓発し、ESDを実践できる指導者の確保に努めるとともに、ESDの実践を指導できる指導者情報等の提供を進めます。さらに、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと教員が一緒に受講できる研修等を実施し、この中でもESDに関する内容を取り上げるよう努めます。

企業内研修において、従業員が持続可能な開発に即した事業に関する研修を行うことが大切です。このため、企業内研修プログラム等事業者に対して参考となる情報の提供に努めます。

なお、大学の教職課程において、ESDに関する内容を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法が教授されるよう促します。

以上のような取組を推進し、持続可能な社会づくりの担い手となる人材育成に努めます。また、育成された人材が活用されるよう教育現場を始め各方面への情報提供に努めます。さらに、こうした人材が活用される際には、必要な謝金等が支払われるよう、ESDを進める能力を活かすことが経済に組み込まれるよう努めます。

さらに、人材のみならずNPO等の地域の主体の組織力の向上についても支援します。

(木) 調査研究、プログラム開発

ESDに関する調査研究を奨励します。また、新しい取組の実践や事例発表等を行います。これらの取組を通じて、既存のプログラムや教育の発展を促進するとともに、多くの教育者がESDについて理解し、実践できるよう努めます。

ESDのプログラムは、地域の実情に応じて地域に根ざしたものとすることが適当です。このため、地域の特性を踏まえた持続可能な地域づくりに関する調査研究を奨励し、モデル的な地域におけるプログラム開発等について支援します。その際、調査研究結果を地域の教育カリキュラムへ反映・活用することについても検討します。また、ESDの効果についてのデータ収集等に努めます。

■ 日本実施計画 ■

(ヘ) 情報通信技術 (ICT) の活用

ICT は、エネルギーや資源を節約しつつ、多くの人々に情報を発信でき、また、多くの地点における観測データ等の集約にも便利であるため、その効果的な活用を推進します。

また、インターネットは、調べ学習の活用や、ESD の資源や教材についての情報提供を行いやすいことから、ESD に係る情報を積極的に発信します。

(3) 各主体に期待される取組

ESD は、多様な主体が、それぞれの立場で取り組むことが重要です。各主体は以下のような取組や役割が期待されます。政府は、これらを促進するよう努めます。

(イ) 個人、家庭

2014 年までの 10 年間の取組において、最も大きな目標は、個々人の意識と行動の変革です。そのためには、最も身近である日常生活における取組から始めることが重要です。近年、LOHAS (Lifestyles Of Health And Sustainability) のように持続可能性の概念を包含したライフスタイルの提案や、フェアトレード商品のような持続可能性、公平性等の環境、経済、社会の観点を包含した商品の販売が広がりつつあり、これらの考え方を日常生活にいかした取組をますます広げることが大切です。これらを踏まえて、以下のような取組や役割が期待されます。

「スローライフ」や「LOHAS」の考え方が広まり日々の暮らしの中にいかされること。

グリーン購入やフェアトレード商品の購入に心がけること、省エネ型の暮らしの実践、木材資源の循環的利用などライフスタイルを転換すること。住居の新改築、改修の機会には、環境性能の向上や周囲の自然環境との調和に努めること。

家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において国民運動として食育を推進し、健全な食生活を実践すること。

各家庭において、自ら考えて行動する子どもの育成、他との関係性の中で、人、もの、環境を大切にする心、国内外の各地域との関係性について伝えあうこと。

環境保全活動、社会福祉活動、国際交流活動、その他の地域の諸課題に関する活動などに参画すること、様々な政策決定過程に積極的に参画することにより、よりよい地域づくり、社会づくりに参画すること。

(ロ) 学校

幼稚園から大学まで、教育活動の全体を通じて、発達段階に応じて ESD に関する 教育を実施することが期

待されます。既に「生きる力」として取り組まれている教育活動は、ESD の取組と大きく重なります。ESD で重視している価値観については、例えば、環境や人権に関する文章を読み読解力を向上させる中で、同時にそれらの課題について知的理解を深めることができます。このように社会的課題を取り上げたり、体験活動を行うことにより、学ぶ側の意欲が向上することが期待されます。さらに、これらの教科横断的な教育活動を総合的な学習の時間で効果的につなぎ合わせ、「知の総合化」を実践することも大切です。

総合的な取組である ESD は、外部の人材、場や機会等を有効に活用することにより、教職員に過度の負担を強いることなく質の高い教育を実践することも可能となります。これらを踏まえ、具体的には以下のよう取組や役割が期待されます。

小中高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間等における学校の教育活動全体を通じて進めること。さらに、学校評議会の活用、PTA 活動等学校経営の中で総合的な取組を進めること。

異なる学年や小中高等学校等の間の連携、地域社会等との連携にも配慮し、総合的な取組とするよう配慮すること。

自然体験、農山漁村などにおける体験活動、職業体験その他多様な体験活動を促進すること。

学習や生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとすること。また、整備された学校施設を教育に活用すること。

大学等の高等教育機関においては、各大学の特性に応じ持続可能な開発のための教育及び研究を行うこと。また、ESD の優れた教材やカリキュラムの開発に努めるとともに、それらの成果を教育の場で活用すること。高等教育機関の専門性をいかした地域社会との連携、大学間の連携による取組についても推進すること。

(ハ) 地域コミュニティ

地域コミュニティは、地域の自然や文化等の特性を踏まえた活動が行われています。地域に立脚した取組の推進のためには、地域を構成している各種の地域コミュニティの役割はとても重要になってきます。地域における諸活動において ESD の視点を取り込み、老若男女様々な者の参加を通じて、以下のような取組や役割が期待されます。

子育て、まちづくり活動、お祭り、遊び場、スポーツクラブ、地域課題に対処するための活動など様々な活動を有効に活用すること。また、これらの取組において、教育機関、NPO、事業者等と連携すること。

地域教育力の向上を踏まえ、子ども達が自由に遊び多様な活動を実践できる遊び場、学びの場などをつく

ること。

学校教育において外部の力を活用することによる、質の高い教育の実践を支援すること。

(二) NPO

自発的に、共通の課題に対する意識を持った者が集まり、活動を行っているNPOは、ESDの実施主体として最も期待される主体の一つです。NPOは、不特定かつ多数の者の利益、公益の増進が活動目的です。持続可能な開発は、ある特定の者にとっての利益の増進ではなく、社会全体が、環境、経済、社会の面から発展することです。そのため、持続可能な社会づくりは、NPO活動と合致しており、既にESDの観点から活動を行っている団体が数多くあります。また、今の活動をESDの観点で捉え直すことにより、比較的容易にESDの活動を実践できる可能性も高いと言えます。具体的には以下のようないくつかの取組や役割が期待されます。

環境保全、福祉の増進、まちづくり、食育など各NPOが持つ個別のテーマのみならず、異分野と関わり合いながら活動を行うこと。政策提言活動、普及啓発活動、体験活動等の活動の中にESDを取り入れ、持続可能な社会づくりを意識した活動を行うこと。

各活動のテーマの専門性をいかしつつ、ESDに係る活動において、指導者としての役割を担うこと。

多様な主体が連携した取組が促進されるよう、各地域においてプロデューサーやコーディネーターの役割を担い、学校教育、社会教育、企業内教育、地域活動等が連携したESDの取組を広げること。

ESDの指導者、コーディネーターやプロデューサーの育成を行うこと。

ESDの推進手法について、実践例を踏まえて研究・調査し、普及すること。

(六) 事業者、業界団体

私たちが直面している地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、化学物質管理、公害対策など様々な環境問題を克服し、持続可能な開発を実現していくためには、環境と経済が統合的に向上する社会の構築に向けた取組が必要です。また、男女間の平等、従業員への配慮、障害者雇用、外国の工場等における児童労働の問題など事業活動における社会的側面の配慮が広がっています。これらは、社会的責任の観点から、環境、経済、社会の三つの要素を基盤とした事業活動を展開するものですが、近年、社会からの期待が高まっており、これに対応した、事業者の自発的な取組が広がっています。

持続可能な開発を意識した事業活動の実現のために

は、関連する多くの主体における一人ひとりのESDに関する意識の向上が重要です。事業者や業界団体は、製品、サービスや情報の提供、消費者や取引先、従業員、地域とのつながり、国際的な展開など、多様なネットワークによりESDにおいても大きな役割が期待されます。

これらを踏まえ、事業者や業界団体には、以下のようないくつかの取組や役割が期待されます。

環境、経済、社会の三つの要素を基盤として、国内外において持続可能な開発に合致し、さらには、それを強化する形や内容の事業活動を行うこと。

企業内教育にESDを取り入れること。

事業者・団体が持つ様々なネットワークを通じて、ESDのノウハウの拡大を図ること。

学校、社会教育施設、NPO、地方公共団体など多様な主体と連携し、地域活動等に協力すること。

専門性をいかして、学校教育、社会教育、地域活動等へ人材を提供すること。また、教育現場で活用できるESDに関するプログラム開発を行うこと。さらに、土地や施設を提供しESDに活用すること。

(ヘ) 農林漁業者、関係団体

農林漁業者等は、「(ホ) 事業者、業界団体」に含まれますが、事業の現場が地域に根づいていること、事業活動が地域の自然環境の維持管理のために大きな役割を有していること、食という人間が生存する上で基本的な部分を扱っていることなどから、特に以下のようないくつかの取組や役割が期待されます。

生活体験、自然体験、職業体験など多面的な側面を重視した農山漁村における体験活動の場や機会を提供すること。

事業活動そのものが、地域の自然環境の維持管理、地域経済や産業の振興など持続可能な地域づくりに資することを踏まえ、学校、NPO、行政等多様な主体との協働の中で、地域づくりの担い手の一つとして大きな役割を担うこと。

(ト) マスメディア

マスメディアは、容易に知ることが難しい外国の暮らしや自然の状況を広く知らしめることや、先進的な取組を他の地域に紹介することなどESDに関する情報を広く伝えることが可能です。また、テレビやインターネット等の映像は、人の意識を変えたり、理解を促進するために効果的です。そのため、具体的には以下のようないくつかの取組や役割が期待されます。

新聞、テレビ、ラジオ等を活用し、地球規模の話題から地域に密着した話題まで、ESDに関する情報提供

■ 日本実施計画 ■

を継続的に行うこと。全国の推進事例の紹介や各地域での具体的な活動への参加情報等を提供すること。

イベントの開催、支援等により、ESD の普及の機会を提供すること。

(チ) 教員養成・研修機関

教員が ESD に関する知識や技能を有していることにより、児童生徒への効果的な ESD が可能となるため、教員養成・研修機関には以下のような取組や役割が期待されます。

ESD に係る教員の指導力の向上、授業の改善や充実のための研修を行うこと。この際、指導計画の作成、外部との連携手法、探求性や実践性を重視した教授法等についても取り上げること。

大学の教育学部等の教職課程において、ESD について積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授すること。

(リ) 公民館、図書館、青少年教育施設等の社会教育施設、ボランティアセンター、消費者センター、女性センター等の公的な拠点施設

公民館は、地域の多様な主体が集まり、教育を通じた様々な交流の場ともなっています。また、地域の拠点としての性格も有しています。図書館については、関連する図書の貸し出しのみならず、地域の自然や文化に関する資料の蓄積があり、ESD の取組の中で、有効に活用していくべきものです。また、各地域にある青少年教育施設では、持続可能な社会づくりに、責任ある行動をもって参加できる青少年の育成を推進することが期待されます。

また、ボランティアセンター、消費者センター、女性センター等の公的な拠点施設についても、ESD を実践するための場とすることができます。

これらの施設には、以下のような取組や役割が期待されます。

ESD の場や機会を提供すること。

地域における ESD の拠点の役割を担うこと。様々な主体をつなぎ、コーディネーターやプロデューサーの役割を担うこと。

ESD について指導やコーディネート、プロデュースできる者の育成を行うこと。

(ヌ) 地方公共団体

地方公共団体は、地域の諸課題を地域の多様な主体とともに解決する役割を有しており、地域における ESD の推進について大きな影響力を持っています。このため具体的には、以下のような取組や役割が期待さ

れます。なお、これらの取組においては、住民、小中高等学校、地元事業者、地元大学等の参加の下に行なうことが期待されます。

この実施計画の内容を踏まえて、地域の総合計画をはじめとする各種の計画に持続可能な開発の考え方を織り込むこと。また、ローカルアジェンダを新たに策定又は改定して、持続可能な地域づくりに取り組むこと。これらの中に ESD に関する実施計画についても位置づけること。

市民の参画を促進させつつ地域づくりを実践すること。さらに市民が、持続可能な開発に関する施策や地域づくりについて判断を行えるように積極的に情報提供を行うこと。

地域の様々な主体に対して ESD の機会の提供をすること。また、地域に根ざしたプログラム策定を促進すること。

ESD に関する施策の実施に際しては、教育委員会等の教育関連部局、企画部局、市民部局、環境部局、都市部局、農林水産部局、公営企業等が連携して取り組むこと。

地域内の多様な ESD の取組について情報を発信し、地域内の関係者の連携やネットワーク化を進めること。その際、既に ESD の活動を行っている団体、ESD の価値観や原則に基づいた活動を行っている団体をいかした取組を行うこと。

地域の中で教育関連機関、NPO、事業者等をつなぐコーディネーターの役割、地域の諸活動や地域の諸課題との関連性の中で、様々な主体を巻き込んで活動や事業を構築するプロデューサーの役割を担うこと。

地域間の連携を促進すること。地方公共団体でつくる研究会や情報交換の場において、先進事例を共有すること。

(4) 国際協力の推進

わが国の提案により ESD が世界レベルで取り組まれることになった経緯を踏まえ、国際社会において ESD の取組が推進されるよう積極的に貢献します。国際社会は貧困や飢餓の撲滅を目指す MDGs や初等教育の完全普及や教育における男女の平等を目指す EFA を共通の目標として、これらの課題の解決を目指しているところです。各国の貧困をはじめとした諸課題が解決され、平和で持続的な国際社会が構築されることは、わが国の安全の確保や発展にも資するものです。このため、わが国は、先進国の一員として積極的な国際協力を推進します。

(イ) 国連関連機関等との連携・協力

ユネスコ、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、国連大学等への拠出金などを通じ、セミナーの実施、調査・研究、教育プログラムの作成、専門家育成などのESD関連事業の実施を支援します。また、国連総会やユネスコ総会においてESDの10年の推進に貢献します。

(ロ) アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進

ASEAN+3、アジア協力対話(ACD)、日ASEAN協力、日中韓三ヵ国環境大臣会合(TEMM)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)等の枠組みを活用し、対話やワークショップの実施など、地域レベルの協力を推進することにより、教育プログラムの作成や各国のESD実施計画の策定に協力します。

(ハ) 開発途上国における人づくり等への支援

ESD関連プロジェクトの実施、専門家等の派遣、国内外の研修等を通じ、開発途上国において持続可能な開発を担う人材の育成に貢献します。また、国内において、開発途上国への支援を担う人材育成に努めます。さらに、その他のODA事業についても持続可能な開発の考え方沿って実施します。

(二) 各主体との連携、民間団体の取組の支援

国際協力については、NPO、事業者等の民間団体の役割が大きくなっています。このため、政府の国際協力については、民間団体と緊密に連携して進めます。特に、現地の事情に精通した民間団体等との連携を図りながら、現地のニーズを十分に把握し、効果的な実施に努めます。

また、民間団体による取組の推進のため、民間団体に対する既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実及び強化を図ります。さらに、地方公共団体についても、海外の姉妹都市などと、日頃から情報交換等に努めており、このようなチャンネルを活用したESDについての発信や相互の国際協力を推進するための支援を行います。

(ホ) 国民の国際理解の増進

個々人の国際理解の増進が、国際協力の推進を進める上で必須になることを踏まえ、国際理解教育等を推進し、地球的視野を持つ人づくりに努めます。

(ヘ) 国際社会への情報発信

わが国の国際協力の取組について、国際会議や地域

レベルの会議等を活用し、国際社会に積極的に発信していきます。

5. 評価と見直し

(1) 評価

ESDの取組が広がり、各主体の意識や行動が変化し、わが国や世界が持続可能な社会に近づいていることについて、評価していく必要があります。この際、ESDを実施した結果の効果について、どのように評価していくのか検討する必要があります。評価方法については、教育学や社会学等の研究状況やユネスコにおける評価に関する検討の内容などを踏まえ検討します。この評価については、幅広い関係者の参加により進めます。

(2) 中間年までの目標と見直し

2006年以降、毎年政府の取組状況について点検します。また、2009年までの前半の5年間の取組については、優先的に取り扱うべきとされた環境と開発に関する課題を中心に、環境、経済、社会の三つの要素を基盤としつつ取り組み、2010年には、この結果を踏まえた見直しを行います。

(3) 最終年における評価

2014年末に10年全体の評価と、以後の検討を行います。

■ 日本実施計画 ■

別表

(1) 初期段階における重点的取組事項

2014年までの10年間の取組のうち、初期段階において特に重点的に実施すべきとされた事項について、平成18年度は、以下の施策を実施します。

項目	施策内容	担当府省
(イ) 普及啓発	あらゆる機会を通じた普及啓発 関連する都道府県等の行政職員を対象とした会議、市民向けの説明会等を通じて、ESDの10年やこの実施計画についての説明を行う。	外務省 文部科学省 環境省 関係府省
(ロ) 地域における実践	国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業 持続可能な開発のための教育（ESD）を推進させるため、環境保全、経済発展、社会開発の3つの調和を図りつつ、様々な課題を統合した取組について検討し、地域において実践を行う。この取組の中で、各地域においてESDを推進するためのコーディネート組織の設置を含めた取組を行う。また、その成果等をとりまとめて、全国への普及を行う。 環境と経済の好循環のまちモデル事業 地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による経済の活性化を同時に実現する、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルに対して支援する。 循環・共生・参加まちづくり表彰 地球環境問題からリサイクル問題まで多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、市民との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに対する取組を行っている団体で特に顕著な功績を挙げている団体を環境大臣が表彰する。 エコツーリズム推進総合推進事業 自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、来訪者の環境教育にも役立つエコツーリズムを普及・定着させるため、全国セミナー等エコツーリズム推進方策を実施。 自然公園等整備事業（自然再生事業） 自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間の関係を再構築するため、自然再生事業を実施している地域をその地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地で学ぶ場として十分に活用し、自然環境学習を推進する。 里地里山保全・再生モデル事業調査 モデル事業地域（4地域）において、地元都道府県、市町村、NPO、住民、専門家、関係行政機関等と連携し、地域戦略を作成。地域戦略に基づき、関係省庁を含む各主体が連携して、里地里山の保全を図るモデル事業を実施し、取組内容を全国に発信することにより、全国各地の様々な主体による里地里山保全活動を促進。 自然再生活動推進費 自然環境情報や科学的知見等を収集整備し、その情報提供を行うとともに、自然再生協議会の円滑な実施を支援し、地域の自主的な取組による自然再生を推進する。 グラウンドワーク推進支援事業 地域住民、行政、企業等の協働のもと、地域の環境改善を行うグラウンドワーク活動を推進する。 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 「緑の少年団」の活動や、NPO等による森林づくり活動の企画立案等への支援など国民参加の緑づくり活動を推進することにより、企業、都市住民等を含む多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくりを推進する。	環境省 環境省 環境省 環境省 環境省 環境省 環境省 農林水産省 農林水産省

(口) 地域における 実践	教育や体験 の機会、 場の提供	地域ボランティア活動推進事業 地域の教育力の再生を図るため、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う事業を実施し、全国的な展開を推進する。	文部科学省
		省庁連携子ども体験型環境学習推進事業 子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業の実施を通して体験型環境学習を推進する。	文部科学省 環境省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
		子どもエコクラブ事業 子どもたちが地域において自主的な環境保全活動に参加する機会を提供するため、全国の子どもたちを対象として「子どもエコクラブ」の結成、登録を呼びかけるもので平成7年度から実施。登録されたクラブ及びそのサポーター（大人）に対しニュースレターの配付等により、環境情報の提供等を行う。	環境省
		子どもパークレンジャー事業 子どもたちが自然保護や環境保全の大切さを学ぶため、全国各地の国立公園等において、自然保護官の行う環境保全活動等に参加する事業を実施	環境省 文部科学省
		自然ふれあい体験学習等推進事業費 自然とのふれあいの機会を提供するため、施設や団体・人材とのネットワークを構築するとともに、様々な自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報を提供する。	環境省
		子どもホタレンジャー事業 水環境保全活動の普及を目的として、ホタルに関連した水環境保全活動を行っている子ども達を「子どもホタレンジャー」と名付け、その活動報告を募集し、優れた活動を環境大臣が表彰する。身近な水環境への関心を高める。	環境省
		いきづく湖沼ふれあいモデル事業 水質浄化に向けた住民のより積極的な運動を喚起し、住民と行政が一体となった諸施策を講じるため、住民が主要な担い手となった、湖沼の直接浄化事業等をモデル事業として推進する。	環境省
		身近な野生生物の観察事業 生態系を視野においていた化学物質問題への取組の一環として、地域レベルでの身近な野生生物の継続的観察を支援する。	環境省
		環境コミュニティ・ビジネスモデル事業等 地域における企業、市民等が連携した先進的なコミュニティ・ビジネスを掘り起こし、その展開等を支援するとともに、その成果、課題等を評価し、環境教育の機会として活用するなど広く普及・啓発を行う。	経済産業省
		地域3R支援事業 製品のエンドユーザーである生活者が、自ら積極的に3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことを促進するため、小中高生を含む地域市民への環境・リサイクル関連法に対する認知度の向上等を目的とする支援事業。	経済産業省
		子どもの水辺再発見プロジェクト 教育委員会や市民団体等と連携して選定した水辺において、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援するとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行う。	国土交通省 文部科学省 環境省
		海辺の環境教育 持続可能な社会の構築に向けて自然環境の大切さを、実際に自然に触れつつ学ぶ機会が強く求められている中、みなとの良好な自然環境を活かした、自治体やNPOなど地域が主体となる自然・社会教育活動等の場として海浜等の整備を行う。	国土交通省

■ 日本実施計画 ■

(ロ) 地域における実践	教育や体験の機会、場の提供	水生生物を指標とした簡易水質調査 河川に生息する水生生物の生息状況は水質汚濁の影響を反映することから、これらを指標とした水質の簡易調査を通じて身近な自然に接することで環境問題への関心を高めるよい機会となることから、小学校や市民団体等の参加を得て昭和 59 年度から継続して全国水生生物調査を実施している。	国土交通省 環境省
		身近な水環境の全国一斉調査 全国の市民団体等と国土交通省が協働で、全国一斉に統一された簡易的な手法で河川を中心とする身近な水辺の水質調査を毎年行い、その結果を地図上にわかりやすくまとめた水環境マップを作成するなど、身近な水環境に関する理解と関心を深める。	国土交通省
		いきいき・海の子・浜づくり 文部科学省所管の教育関連施策と連携し、自然・社会教育活動等の場として安全部で利用しやすい海岸づくりを行う。	国土交通省 文部科学省 農林水産省
(ハ) 高等教育機関における取組		『サステイナビリティ学連携研究』構想 東京大学が統括機関となり、東京大学、京都大学、大阪大学、北海道大学、茨城大学に研究拠点を形成し、その他の協力機関とともにサステイナビリティ学分野のネットワーク型研究拠点「サステイナビリティ学連携研究機構」を共同で構築する。	文部科学省
		環境に関する授業科目の実施状況調査 大学における教育内容等の改革状況に関する調査の一環として、大学における環境に関する授業科目等の実施状況についての調査を実施する。	文部科学省
		現代的教育ニーズ取組支援プログラム 各種審議会からの提言等を踏まえ、社会的要請の強い政策課題に対応した大学、短期大学、高等専門学校における優れた取組を選定・支援するとともに、広く社会に情報提供を行う。平成 18 年度の公募テーマの一つとして「持続可能な社会につながる環境教育の推進」を設定し、公募を行う。	文部科学省
		環境体験学習人材育成支援事業 大学等の教育機関及び NPO 等民間団体の連携による一体的かつ総合的な環境体験学習の指導者等の人材育成方策を検討し、その結果をもとに具体的な指導者等の人材育成施策を展開する。	環境省

(2) 国内における具体的な推進方策

関係府省は、平成 18 年度において、以下の ESD に関する諸施策を実施し、国内の取組をリードする役割を担います。

項目		施策内容	担当府省
(イ) ビジョン構築、意見交換	ビジョン構築	環境政策の超長期ビジョン策定 近年の地球温暖化、国際的相互依存の進展、日本の人口減少等の長期的趨勢の中で、今後の持続可能な社会の形成を目指すために、2050 年頃の地球、アジア及び日本の環境を見通した超長期の展望を専門的な知見から検討し、それに基づく政策提言を行う。	環境省
	意見交換	円卓会議の開催 連絡会議のものに円卓会議を随時開催し、学識経験者、教育関係者、NPO、企業等関係者との意見交換を行う。	関係府省

(口) 協議による政策 決定、関係者 の主体性の促 進	協議による 政策決定	地球環境パートナーシッププラザ / 環境パートナーシップオフィス・ 地方環境パートナーシップオフィスの運営 環境基本計画、環境省重点施策等に関する意見交換会を行い、あらゆる主体か ら幅広く意見を聴きつつ、環境施策を策定・実施する。	環境省
		NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム開催、実践モデル事業調査 NGO/NPO 等から政策提言を広く公募し、優れた提言について発表する環境政 策提言フォーラムを開催するとともに、提言の実際の施策への反映を促進するた めに、優れた提言についてモデル的に事業化を実施。	環境省
	調査・研究 等へのア クセス性の向 上	気候問題に関する知識の普及啓蒙 各種刊行物・パンフレットの作成や講演会等を通じて、気候問題に関する知識 の普及を図る。	国土交通省
		防災気象情報等に関する知識の普及啓蒙 各種刊行物・パンフレットの作成や講演会等を通じて、防災気象情報への理解 の促進を図る。	国土交通省
(ハ) パートナーシッ プとネットワー クの構築・運 営	各府省の連 携	ESD に関する諸施策について、連絡会議を随時開催し、関係府省が緊密に 連携して取り組む。	関係府省
	様々な主 体とのパー トナーシッ プやネット ワーク構築	地球環境パートナーシッププラザ / 環境パートナーシップオフィスの運営 市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図 るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・ 提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施。	環境省
		地方環境パートナーシップオフィスの整備 地域における環境保全活動等に関する情報提供や NPO 等の交流の場等の拠点 として、全国に地方版の「環境パートナーシッププラザ」を設置する。平成 17 年度までに 5 カ所設置予定。	環境省
		いきいき・海の子・浜づくり 文部科学省所管の教育関連施策と連携し、自然・社会教育活動等の場として安 全で利用しやすい海岸づくりを行う。	国土交通省 文部科学省 農林水産省
(二) 能力開発、 人材育成	コ ー デ イ ネ ー ト、ブ ロ デ ュ ース に 關する 檢 討、人づく り、組織づ く り	環境体験学習人材育成支援事業 大学等の教育機関及び NPO 等民間団体の連携による一体的かつ総合的な環 境体験活動の指導者等の育成方策等を検討する。	環境省
	政府が行う 研修	環境調査研修所における環境教育研修 政府職員、地方公共団体職員等に対する環境教育研修において、ESD について も取り上げる。	環境省
	指 導 者 育 成、指 導 者 情 報の提 供	環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、学校における環境教育に関する 全体計画の作成、外部人材の活用の在り方等について、必要な知識を習得させ、 受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。	文部科学省
		環境教育指導者育成事業 学校教員及び活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を重視し た研修（「環境教育リーダー研修基礎講座」）を行い、学校の児童生徒や地域 の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図る。	文部科学省 環境省

■ 日本実施計画 ■

(二) 能力開発、 人材育成	指導者育成、指導者情報の提供	環境保全に係る人材認定等事業の登録 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する人材認定等事業について、民間団体等が運営するもので一定の基準を満たすものを登録し、環境保全活動等に活用を図る。	文部科学省 環境省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
		環境カウンセラー活用推進事業 環境カウンセラーの登録事業に加え、その資質・能力の向上を図るための研修の充実や情報提供等の支援等を通じて、環境カウンセラーの活動を活性化することにより、環境カウンセラーの増加と地域における環境教育活動等の環境保全活動の促進を図る。	環境省
		パークボランティア活動推進事業 自然解説、美化清掃、施設の維持管理等を行うボランティアを登録し、国立公園の保護管理業務に協力。	環境省
		自然環境学習指導者育成事業 自然公園のビジターセンター等の自然環境学習の拠点において自然解説を行う者を対象とした研修を実施。	環境省
		瀬戸内海環境保全普及活動推進 瀬戸内海の環境保全を推進する上で必要な地域における環境教育・環境学習、環境保全実践活動の中心となる指導者育成・人材養成のための研修等を実施。	環境省
		プロジェクト・ワイルド 国営公園では、豊かな自然環境や歴史的資源を活用した多様な環境学習プログラムを提供するとともに、野生生物をテーマとした環境教育プログラムである、「プロジェクト・ワイルド」を展開し、環境教育・環境学習の指導者の育成を支援している。	国土交通省
(ホ) 調査研究、 内容の発展	調査研究、 先進事例の紹介、発表等	人権教育推進のための調査研究事業 人権一般の普遍的観点からの取組及び各人権課題に対する取組を推進するため、人権教育の推進方策についての調査研究を行うとともに、人権問題解決のための研究協議を開催するなど人権教育を推進する。	文部科学省
		環境教育等担当者会議の開催 都道府県、政令指定都市等の環境教育等を担当している職員を対象に、政府の施策の紹介や全国の先進的な取組事例について情報提供等を行う。	環境省
		世界子ども水フォーラム・フォローアップ大会の開催 平成15年3月に開催された「第3回世界水フォーラム」の主要な分科会の一つとして「世界子ども水フォーラム」を受け、日本国内で子ども達自身の活動内容を高めるための情報交換の場として、世界子ども水フォーラム・フォローアップ大会を毎年開催している。	国土交通省
	プログラム開発	環境教育推進のためのプログラム開発 小中高等学校における環境教育についての実施状況の調査を行い、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、理科、技術・家庭科などの関係強化、道徳、特別活動、総合的な学習の時間も含めた環境教育推進のためのプログラム開発を行う。	文部科学省
	エネルギー教育調査普及事業 地域特性を活かしたエネルギー教育の推進のための研究及び組織化を行う大学を応募・選定し、3年間に渡り支援する事業を実施する。	経済産業省	
(ヘ) 情報通信技術の活用		環境教育・環境学習データベース総合整備事業 環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースを構築。収集した情報は、インターネットにより提供し、環境教育・環境学習の促進を図る。 (URL: http://www.eeel.jp/index.html)	文部科学省 環境省

(～) 情報通信技術の活用	インターネット自然研究所バージョンアップ事業 インターネットを通じて、自然環境学習の素材としても利用できる国立公園のライブ映像や、我が国の世界自然遺産、絶滅の恐れがある野生生物等の情報を発信する情報システム「インターネット自然研究所」の運営等。(URL: http://www.sizenken.biodic.go.jp)	環境省
	循環型社会形成情報提供事業 循環型社会の形成に関する情報の発信をホームページ(Re-Style)により行い、国民、民間団体及び事業者等における活動のリ・スタイル化を促進。(URL: http://www.re-style.jp)	環境省
	ホームページや冊子等における環境教育の参考となる情報発信 学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる「川で学ぼう」ホームページを開設するとともに、「水辺から学ぼう」など様々な冊子を作成し、総合学習に対応した川に関する様々な情報を発信している。(URL: http://www.kawamanabi.jp)	国土交通省

(3) 各主体に期待される取組

関係府省は、平成18年度において、以下のような施策を推進し、ESDに関する各主体の取組を促進します。

項目	施策内容	担当府省
(イ) 個人、家庭	家庭教育手帳の作成・配布 子育てのヒント集としての家庭教育手帳において、自然や環境を大事にする心を育てるこことなどを盛り込み、乳幼児等の子どもを持つ親に配布する。	文部科学省
	地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 経済界をはじめとする各界と連携しながら、テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどを有機的に用いて、温暖化の危機的状況を伝えるとともに具体的な温暖化防止行動の実践を促す集中キャンペーンを実施し、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガスの削減行動の結びつけ、ライフスタイル・ワークスタイルを変革する。	環境省
	「環のくらし」普及啓発事業 地球温暖化対策推進大綱における国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動を推進するため、若年層、壮年層への効率的な啓発を行うことによって、地球温暖化防止のライフスタイルの転換を推進。	環境省
	我が家の環境大臣事業 環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭を「エコファミリー」、その家庭の代表者を「我が家の環境大臣」として任命し、ウェブサイトを通じた情報提供、教材提供を行うとともに、レポート募集をして優秀なエコファミリーの取組に対して大臣表彰を行い全国へ優秀事例を広く紹介するなどして普及啓発を行う。	環境省
	商品環境情報提供システムの運用 消費者が商品選択において、容易に製品個々の二酸化炭素排出量を把握できるよう、ライフサイクルアセスメント手法を用いて、製品個々の二酸化炭素排出用を把握評価し、そのデータベースを構築し、インターネットを通じて情報提供する。	環境省
	ゴミゼロ型社会推進事業費 廃棄物の発生抑制・再生利用の促進等への取組においては、国民一人一人に廃棄物処理に対する重要性の認識度によるところが多いことから、市民の参加を得て全国的な規模で普及啓発事業を展開することにより、ゴミゼロ型社会の形成を推進する。	環境省

■ 日本実施計画 ■

(イ) 個人、家庭	全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク） 星空を観察するという方法を通じて大気環境の状態を調査し、大気環境保全の重要性を多くの人々に考えてもらうもので、全国の地方公共団体、学校、市民グループ等の協力を得て実施。	環境省
	食育推進基本計画の作成・推進 食育基本法に基づき、2006年3月末を目途に食育推進基本計画を作成し、これを推進する予定。内閣府では、広報啓発活動を中心に食育推進運動を展開する。	内閣府
	生産・流通・消費の各段階を通じた食育の推進 食育基本法に基づき、生産・流通・消費の各段階における「食事バランスガイド」の普及・活用の促進や、「日本型食生活」の普及・活用などを通じて、食について自ら考え、判断ができる食育を推進する。	農林水産省
	交通と環境に関する環境教育 交通がもたらす環境への影響に関する理解と、環境負荷の小さい移動のために各個人がなし得ることの認識を深めるための事業を実施する。	国土交通省
(ロ) 学校	総合的な学習の時間の推進 各学校における「総合的な学習の時間」の学習活動をより充実したものとするため、モデル地域やモデル校等において実践研究を実施するモデル事業や、優れた取組の奨励、教材開発、人的支援等を行い、各学校における取組を支援する。	文部科学省
	環境教育実践普及事業 環境教育実践モデル地域の指定、環境教育に関する実践発表大会等を通じて、環境教育に関する優れた実践を促しその成果の全国への普及を図る。	文部科学省
	豊かな体験活動推進事業 「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動について調査研究を実施する。また、得られた実践成果をブロックごとに開催する協議会等を通じて広く全国に普及させる。	文部科学省
	環境教育指導資料の作成 学校における環境教育の意義と役割、学習指導要領における環境教育に関する内容の解説や指導の実践例等を掲載した環境教育推進のための教師用指導資料を作成。	文部科学省
	環境教育推進のための教材開発 社会科、理科、家庭科などの各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間など授業において活用できるような教材コンテンツを企画、開発し、インターネット上で提供する。	文部科学省
	人権教育開発事業 基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進する観点から、「人権教育総合推進地域」、「人権教育研究指定校」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育における人権教育を推進する。	文部科学省
	エコスクールの整備推進に関するパイロット・モデル事業 環境への負荷が低い施設の整備を進めるため、経済産業省、農林水産省及び環境省と連携して、太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設（エコスクール）のモデル的整備を推進する。	文部科学省 農林水産省 経済産業省 環境省
	屋外教育環境施設の整備 子ども達の最も身近にある学校の屋外空間を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達の育成や積極的な学校開放を行うため、ビオトープ、屋上緑化、学習園、グラウンドの芝張りなど学校の屋外教育環境の充実を図る。	文部科学省
	環境に関する授業科目の実施状況調査 大学における教育内容等の改革状況に関する調査の一環として、大学における環境に関する授業科目等の実施状況についての調査を実施する。	文部科学省

(口) 学校	学校エコ改修と環境教育事業 学校校舎におけるCO ₂ 排出削減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施する。	環境省
	地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業 児童・生徒が「習慣」として温暖化対策を実行できるよう「総合学習」「社会」「理科」「家庭科」など様々な分野で使用することが可能な教師向けの副読本を作成し、全国の小中学校に配布するとともに、副読本を有効に活用するため、モデル授業を提供するなど地球温暖化教育のサポート体制を整備する。	環境省
	森林環境教育活動の条件整備促進対策事業 森林環境教育の普及啓発を推進するための全国シンポジウムの開催や学校林の整備や体験活動等を一体的に行うモデル学校林の設定を行う。	農林水産省
	「遊々の森」制度等によるフィールドの提供・活用等 国有林の豊かな自然環境を子ども達に提供して、様々な自然体験や自然学習を進めていただくためにプログラムの整備に取り組むと共に「遊々の森」等の設定・活用を推進。また、森林環境保全ふれあいセンター等では、森林環境教育を行う教育者等に対する支援を実施。	農林水産省
	作文コンクール 小学校4年生から6年生を対象に、自ら考え発表する機会を提供するため、暮らしとエネルギーの関係をテーマとした作文コンクールを開催する。	経済産業省
	エネルギー教育実践校の整備 エネルギー教育に積極的に取り組む小・中・高等学校を応募・選定し、3年間に渡り支援する事業を実施する。	経済産業省
	エネルギーに関する教職員等説明会事業 エネルギーに対する教師の理解を深めるとともに、学校現場でのエネルギー教育実践に結びつけるため、各種教育団体等の協力を得つつ、教師向けの研修会を開催する。	経済産業省
	小学生向け副読本の配布 環境問題の意義、住まいにおける省エネルギー等の工夫などをまとめた小学校の社会科・家庭科・総合的な学習の時間のための副読本「環境にやさしい住まい」を小学校に配布する。	国土交通省
	海洋環境保全教室の開催 海洋環境保全思想の普及を図るため、幼稚園、小中学校において、環境紙芝居の上演、講話、簡易水質検査等を行う。	国土交通省
(八) 地域コミュニティ	(1) (口)に掲げられた施策を推進	
(二) NPO	「子どもゆめ基金」事業 独立行政法人国立オリンピック青年記念青少年総合センターに設置している「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な子どもの体験活動等への支援を行う。	文部科学省
	地球環境基金による民間活動助成事業 国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、ESDの関する取組を行う民間活動を含む環境保全に係るNPO活動に対して活動資金を助成。平成16年度は、203団体 約738百万円を助成。	環境省
	緑と水の森林基金 民間団体が実施する子どもの体験活動等について支援を行う。	農林水産省
	緑の募金 民間団体が実施する森林整備及び緑化の推進に係る自発的な活動等について支援を行う。	農林水産省

■ 日本実施計画 ■

(二) NPO	農村景観・自然環境保全再生パイロット事業 景観保全、自然再生活動の推進及び定着のため、公募方式により活動主体となるNPO等を広く募集し、これらの活動に対して直接支援を実施する。	農林水産省
	河川整備基金 地方公共団体、各種法人、団体、小中高等学校などが実施する、河川・ダムなどへの国民の理解を深める活動や、河川を活かした環境教育活動などに対し、助成を行う。	国土交通省
(ホ) 事業者、 業界団体	環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業 環境配慮促進法に基づき、事業者が自らの環境負荷とその低減対策の状況等をとりまとめた環境報告書の作成・公表やその利用促進を図るため、シンポジウムや講習会等を実施。事業者においては、環境報告書等を通じて従業員の環境保全意識の向上を図るなど、社内教育に環境報告書等を活用。	環境省
	エコアクション21推進事業 主として中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21を普及し、中小企業の事業における環境配慮に関する支援を行う。	環境省
	企業の社会的責任（CSR）に基づく地域環境パートナーシップ促進事業 CSR活動が、地域の環境問題解決の重要な要素となっていることを踏まえ、CSRに基づき、NPOや地域社会とのパートナーシップで取り組む地域企業の取組を各地に普及するため、優秀事例の収集、表彰等を実施する。	環境省
	環境経営人材育成事業 環境に配慮した企業経営を促進するため、環境コミュニケーションを含む環境実務に関する環境スキル標準等を開発し、公開・周知することで環境経営に関する人材育成の基盤を整備を支援する。	経済産業省
	エコプロダクツ展の開催 エコプロダクツ（環境配慮型製品・サービス）を広く普及するため、環境総合展示会を開催。企業、行政、NGO/NPOなど多様な関係者が参加し、環境学習の機会を提供するなど環境への取り組みに関する情報交流を促進する。	経済産業省
	社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES） 緑の保全・創出活動による社会や環境への貢献度を評価・認定する社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）を普及・活用し、事業者の緑に関する積極的な取組を推進する。	国土交通省
(ヘ) 農林漁業者、 関係団体	海洋環境保全講習会の開催 海事・漁業関係者を対象として、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を行う。	国土交通省
	新規就農等促進総合支援事業 各地で取り組まれている農業・農村体験活動を将来的に定着させるための全国的な組織作りへの支援及び農業・農村体験学習の受入に関する情報提供等への支援を実施。	農林水産省
	元気な地域づくり交付金のうちグリーン・ツーリズムの振興 農山漁村において、そば打ちやわらぞうり作りなどの体験を行う交流拠点施設等の整備を行う。	農林水産省
	森林を活用した長期体験活動の推進方策に関する調査 森林を活用した長期体験活動を促進するため、長期体験活動の実態を把握し、活動プログラムの開発や普及啓発を実施する。	農林水産省
	森林づくり交付金のうち森林の多様な利用・緑化の推進 森林環境教育など継続的な体験活動の場となる実習林や体験施設等の整備を行う。	農林水産省
	林業後継者活動支援事業 森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的かつ標準的なプログラムの開発と普及を実施する。	農林水産省
	日本の森を育てる木づかい推進緊急総合対策事業等 地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するための木工教室の開催、NPO等と連携した地域材利用セミナーの開催等を実施する。	農林水産省

(ヘ) 農林漁業者、 関係団体	<p>上下流連携いきいき流域プロジェクト 上下流の森林・林業関係者等による森林の保全・利用活動や森林環境教育活動を複数の流域が連携して効果的に推進する。</p>	農林水産省
	<p>水域環境総合保全事業 漁業者等が漁場環境保全のために自主的に行う森づくり活動、河川環境保全や海浜清掃等の活動に関する情報を収集・提供することで、漁場環境保全に関する国民の理解の醸成と当該活動に参加する意欲を増進。</p>	農林水産省
(ト) マスメディア	<p>環境保全活動推進のための戦略的広報 地球温暖化防止や3Rの推進のための普及啓発等について、マスメディアが情報を伝えやすくするためにマスメディアに対しても積極的に情報を提供する。</p>	環境省
(チ) 教員養成 ・研修機関	<p>環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、学校における環境教育に関する全体計画の作成、外部人材の活用の在り方等について、必要な知識を習得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。</p>	文部科学省
(リ) 公民館、図書館、青少年教育施設等の社会教育施設、ボランティアセンター、消費者センター、女性センター等の公的な拠点施設	<p>社会教育活性化21世紀プラン 社会教育施設を中心とした地域の課題解決のための事業を実施するとともに、モデルプログラムの開発等を行い、社会教育の全国的な活性化を図る。</p>	文部科学省
	<p>国立青少年教育施設における指導者育成及び自然体験活動等の機会と場の提供 国立青少年教育施設において、指導者の育成を行うとともに、立地条件や各施設の特色を生かして、自然体験活動等の機会と場を提供する。</p>	文部科学省
(ヌ) 地方公共団体	<p>グリーン購入への取組の推進 グリーン購入の推進が遅れている地方公共団体に対し、グリーン購入に容易に取り組めるような簡潔なマニュアル等をまとめたガイドラインを作成し、組織的なグリーン購入への取組の普及・推進を図る。</p>	環境省
	<p>都市公園における環境教育・環境学習の推進 利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園の整備を推進する。</p>	国土交通省

(4) 国際協力の推進

以下の取組を通じて持続可能な開発に関する国際的な課題についての協力を推進します。

項目	施策内容	担当府省
(イ) 国連関連機関等との連携・協力	<p>日・UNDPパートナーシップ基金への拠出金 UNDPの重点活動分野の1つである「エネルギーと環境」分野における事業実施を日・UNDPパートナーシップ基金への拠出金を通じて支援する（当該分野における案件申請がUNDPからある場合、事業実施支援を検討する。）。</p>	外務省
	<p>“Tunza”プログラム（UNEP） 若青年層の環境への参加拡大及びUNEPとの協力関係の拡大のため、関連諸機関・団体のネットワーク拡大、会議開催、協定署名、出版物発行及びインターネットの受入を実施。</p>	外務省
	<p>ユネスコ人的資源開発日本信託基金 開発途上国を中心に、貧困削減、環境保全、男女間の公平及び基礎教育の充実を目的としたプロジェクトを実施中。</p>	外務省

■ 日本実施計画 ■

(イ) 国連関連機関等との連携・協力	ユネスコ持続可能な開発のための教育信託基金 開発途上国を中心とした教材開発、コミュニティ・学校レベルでの活動等を支援するため、ユネスコに信託基金を拠出する。	文部科学省
	国連大学拠出金（持続可能な開発のための教育 10 年構想事業費） 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」については、国連の頭脳部門というべき国連大学などが推進を行っているが、国連大学による地域の拠点づくり等の事業の実施に関する拠出金を拠出する。	環境省
(ロ) アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進	アジア協力対話（ACD）環境教育推進対話 ACD 加盟国の政府関係者、NGO、国際機関関係者が参加し、環境教育に関する意見交換を行う。	外務省 環境省
	その他の国際会議における取組 ASEAN+3、日 ASEAN 協力、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）等において、可能な限り ESD の推進を提唱する等して、国際的な取組をリードする。	外務省 関係府省
	日中韓環境協力推進費 日中韓三カ国における環境教育関係者によるワークショップ・シンポジウムの開催や共通の環境教育プログラムの作成等により、日中韓環境教育ネットワークの形成を推進。	環境省
	アジア防災センターを通じた地域防災協力の強化 持続可能な開発に防災の観点を盛り込むこと等を目標に掲げた国連防災世界会議「兵庫行動枠組」の具体化を図るため、防災教育の推進等アジア防災センターを通じた地域協力を推進する。	内閣府
(ハ) 開発途上国における人づくり等への支援	JICA を通じた人材育成 JICA を通じた専門家等の派遣、研修等を通じ、開発途上国において持続可能な開発を担う人材の育成を行う。	外務省
	一般プロジェクト無償資金協力 開発途上国の経済社会開発に寄与するために、途上国の人造り分野（教育・研究、訓練、医療・保健等）などのプロジェクトを支援する。	外務省
	留学生支援無償資金協力 開発途上国の社会・経済開発の企画・立案・実施に関わり、将来指導的役割を果たすことが期待される優秀な若手行政官等の人材育成事業。	外務省
(二) 各主体との連携、民間団体の取組の支援	草の根・人間の安全保障無償資金協力 途上国で活動している NGO 等が実施する人造り分野等のプロジェクトに対する資金援助を行う。	外務省
	日本 NGO 支援無償資金協力 開発途上国・地域で活動している日本の NGO が実施する草の根レベルに直接役立つ経済・社会開発協力事業に対し資金協力をを行う。	外務省
	NGO 事業補助金 開発途上国・地域における経済社会開発プロジェクトに関連し、プロジェクトの企画、プロジェクト後の評価及び研修会や講習会等を実施する日本の NGO に対し、総事業費の 2 分の 1、1,000 万円を上限に精算払いにより補助金を交付する。	外務省
	日中民間緑化協力委員会 中国に対する植林緑化運動に取り組んでいる民間団体等の協力を支援する。	外務省 農林水産省
	NGO 支援関連事務費 日本の NGO の能力の向上を図るため、NGO 相談員、NGO 専門調査員、NGO 研究会、海外 NGO との共同セミナー等の各事業を実施する。	外務省
	円借款 人材育成事業等を通じ、環境問題を含め途上国が抱える持続可能な開発のための問題解決を担う人材造り及び知識向上への支援を行う。	外務省

(二) 各主体との連携、民間団体の取組の支援	地球環境基金による民間活動助成事業 国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、ESD の関する取組を行う民間活動を含む環境保全に係る NPO 活動に対して活動資金を助成。平成 16 年度は、203 団体 約 738 百万円を助成。そのうち、国内民間団体による開発途上地域の環境保全活動は 58 件、海外民間団体による開発途上地域の環境保全活動は 7 件。	環境省
	緑の募金 民間団体が実施する森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力について支援を行う。	農林水産省
	国民参加海外森づくり事業 NGO・国民参加による海外植林活動を促進するため、NGO 等が行う植林プロジェクトへの支援を行う。	農林水産省
(ホ) 国民の国際理解の増進	「英語が使える日本人」の育成のための行動計画 グローバル化が進展する中、子どもたちが 21 世紀を生き抜くためには、国際的共通語となつてゐる「英語」のコミュニケーション能力を身につけることが必要であるため、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を策定し（平成 15 年 3 月）、関係施策を実施し、平成 19 年度までに英語教育の抜本的な改善を図る。	文部科学省
	国際教育推進プラン 国際教育について先進的な取組を行う拠点地域を指定し、NPO 法人等を活用して地域の国際教育資源の連携や実践的指導方法の開発等を行いつつ、域内の学校を中核校に指定して大学等と協力し、モデルカリキュラム等に関する実践研究を行い、国際教育の推進を図る。	文部科学省
(ヘ) 国際社会への情報発信	各府省が国際社会への情報を発信する機会において、可能な限り ESD についても情報発信を行う。	関係府省

わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（構成）

1. 序

2. 基本的考え方

- ・2014年までに一人ひとり、各主体が持続可能な社会づくりに参画するようになること
- ・環境保全中心とした課題を取り口に、環境、経済、社会の統合的な発展について取り組むこと
- ・開発途上国が直面する諸課題への理解と協力の強化

3.ESD 実施の指針

(1) 地域づくりへと発展する取組

地域特性に応じた実践。子どもの参画、既存の活動の発展

(2) 教育の場、実施主体

学校等の公的機関、地域コミュニティ、NPO、事業者、マスメディア等あらゆる主体が実施

(3) 教育の内容

環境、経済、社会の側面から学際的・総合的に幅広く扱う

(4) 学び方・教え方

参加型アプローチ、問題解決能力

(5) 育みたい力

体系的な思考力、代替案の思考力、ESDの価値観

(6) 連携、協働

各主体の連携の強化、コーディネーター、プロデューサーとなる人材や組織の必要性

(7) 評価

企画、実践、評価、改善する過程の重視

4.ESD の推進方策

(1) 重点的取組事項

(イ) 普及啓発

あらゆる教育現場で、ESDの理解に努める

(ロ) 地域における実践

地域特性に応じた取組の推進

(ハ) 高等教育機関の取組

各専門過程でのESD実施の支援。調査研究支援、各地域における主体としての取組支援

(2) 国内推進方策

- (イ) ビジョン構築、意見交換
- (ロ) 協議による政策決定、関係者の主体性の促進
- (ハ) パートナーシップとネットワークの構築・運営
- (ニ) 能力開発、人材育成
- (ホ) 調査研究、プログラム開発
- (ヘ) 情報通信技術(ICT)の活用

(3) 各主体に期待される取組

- (イ) 個人、家庭
- (ロ) 学校
- (ハ) 地域コミュニティ
- (ニ) NPO
- (ホ) 事業者、業界団体
- (ヘ) 農林漁業者、関係団体
- (ト) マスメディア
- (チ) 教員養成・研修機関
- (リ) 社会教育施設、公的な拠点
- (ヌ) 地方公共団体

(4) 国際協力の推進

- (イ) 国連機関等との連携・協力
- (ロ) アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進
- (ハ) 開発途上国における人づくり等への支援
- (ニ) 各主体との連携、民間団体の取組の支援
- (ホ) 国民の国際理解の増進
- (ヘ) 国際社会への情報発信

5. 評価と見直し

評価方法の検討、中間年での見直し、2014年における10年間の評価

国連持続可能な開発のための教育の 10 年 (2005 ~ 2014 年)

国際実施計画 (日本語訳)

監訳：佐藤真久・阿部 治

翻訳協力：小林洋子・野口扶弥子

国連教育科学文化機関 (ユネスコ)

2005 年 10 月

著者は、当文書に記載されている事実に関しての選択および表現に関しての責任を負うものとする。これらに記載されている事実は、必ずしもユネスコによる選択および表現ではなく、また、ユネスコの見解によるものでもない。

国連教育科学文化機関 (ユネスコ)

教育の質向上部局

持続可能な開発のための教育セクション (ED/PEQ/ESD)

7Place de Fontenoy,

75352 Paris 07SP, France

Fax:33 1 45 68 56 35

Email: esddecade@unesco.org

HP: www.unesco.org/education/desd

表紙デザイン：ヘルムット・ランガー

印刷：ユネスコ

目 次

I . 国際実施計画の目的	174
II . 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」	174
A. 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の目標	174
B. 持続可能性に関する諸問題	175
C. 値値観	175
D. DESD のその他の国際的な教育的優先事項への連関	176
III . DESD における責任一パートナーシップと連携によるアプローチ	176
A. パートナー	177
B. 主導機関としてのユネスコの役割	181
IV . 鍵となる道標	181
V . 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の実施	181
A. 前進のための 7 つの戦略	182
B. 7 つの戦略の実施	185
C. DESD を支えるインフラ	186
D. DESD のための資源	187
附属文書 I 持続可能な開発のための教育の背景	188
訳語一覧	192
略語の対訳一覧	193

※文中のアンダーラインは、ESD-J が重要と考える部分を強調するためつけたものです。

I. 国際実施計画の目的

2002年12月、国連総会(UNGA)は総会決議57/254を採択し、2005年から2014年を「国連持続可能な開発のための教育の10年(DESD)」と決定した。ユネスコはDESDを主導し、国際実施計画(IIS)の草案を策定するよう要請された。本文書はこのIISの策定に関する要請を履行するものであり、また国連諸機関、各国政府、市民社会組織、NGO、専門家との幅広い協議の結果でもある。

2003年9月にユネスコは国連関係機関との協議を開始し、IISの枠組み作成のために、ユネスコと世界中の関係者が協力した。2000件を超える意見が寄せられ、その意見の多くは数百もの意見が統合されたものであった。IISの草案は広範囲に配布され、最終的には当該分野で指導的な立場にある学者や専門家による検討を経て、2004年7月、DESDに関してユネスコ事務局長に助言を行うDESDハイレベル・パネルに提出された。同草案は、第59回国連総会(2004年10月18～19日、ニューヨーク)、および第171回ユネスコ執行委員会(2005年4月、パリ)において発表された。

IISはDESDに貢献するあらゆるパートナーのために、広範囲な枠組みを提示している。本文書は戦略文書であり、基本的に、DESDを通じ、ユネスコ主導の下で、各国が達成に向けて取り組んできている事柄にその焦点をあてている。IISは、DESDの目標と目的、そしてその他の主要な教育的取り組みとDESDとの関係について概説する。IISは、パートナーシップがDESDを成功に導く上で重要であることを強調し、コミュニティ、国家、地域、国際のあらゆるレベルで、DESDの成功がどのような貢献をもたらすかを略述する。また、ユネスコがリーダーシップを發揮すべき課題についても概説する。さらに、DESDにおける重要な道標も列挙する。そして、ESDの前進のための7つの戦略について取り扱い、広範囲なパートナーが各自の状況に基づいて取り組みを発展させるための方法を説明する。DESDの背景についての詳細は、その他の重要な背景情報およびDESDとESDの主要な動向に関する概要を記載した本文書の附属文書Iを参照されたい。

IISは、DESDに対する共通の主体者意識(オーナーシップ)を育成するものである。IISは、DESDを成功させるために必要な想像力、創造性、活力への刺激となるような期待をこめて、前進のための道筋を示している。このIISが示す枠組みに基づいて、世界のさまざま

まな地域と国家が、計画、戦略的アプローチ、予定表を策定することが期待されている。

II. 国連持続可能な開発のための教育の10年

A. 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の目標

「国連持続可能な開発のための教育の10年(DESD)」は複雑で遠大な取り組みである。環境、社会、経済的な意味合いは非常に大きく、世界における人々の生活の多くの側面において、その意味合いが関係している。DESDの全体を貫く目標は、持続可能な開発の原則、価値観、実践を、教育と学習のあらゆる側面に組み込むことである。この教育的取り組みによって行動の変化が促され、その結果、環境を損なわず、経済的にも成り立ち、現在そして未来の世代にとっても公平な社会であるという、より持続可能な未来が創造されるであろう。

DESDの基本的なビジョンは、誰にとっても教育から恩恵を受ける機会があり、そして、持続可能な未来の構築と、現実的な社会転換のために必要な価値観や行動、ライフスタイルを学習する機会がある世界である。

DESDの第1目標が示されている国連総会決議59/237において、国連総会は「各国政府に対し……『国連持続可能な開発のための教育の10年』を実施するための措置をそれぞれの教育システム及び戦略、また適当な場合には開発計画に盛り込むことを検討するよう奨励する」とし、さらに国連総会は「各国政府に対し、特に『国連持続可能な開発のための教育の10年』の開始に際して、市民社会及び他の関連ステークホルダーが関与する協力や取り組み等を通じ、この10年に関する人々の認識の向上及びより広い参加を促進するよう呼びかける」としている。

国連総会が決定した広範囲の目標に次ぐ、国家レベルにおけるDESDの第2目標は以下の通りである。

- あらゆる形態の教育、人々の認識、訓練を通して、持続可能な開発についてのビジョン構築と、持続可能な開発への移行を推進するための機会を提供する

- ・持続可能な開発において教育と学習が果たす重要な役割への関心を高める

DESD の目的は以下の通りである。

- ・ESD のステークホルダー間のネットワーク、連携、交流、相互作用を促進する
- ・ESD における教授と学習の質の改善を促進する
- ・ESD の取り組みを通して、ミレニアム開発目標に向けて進展し達成できるよう、各国を支援する
- ・教育改革の取り組みに ESD を組み込むための新たな機会を各国に提供する

持続可能な開発と関連する教育プロセスの達成にむけた方法は、各国の状況によって異なることをふまえると、以上の目的は、ユネスコが DESD の主導機関としての役割を通して、加盟国を支援しながら遂行する重要課題を共有することにもつながるであろう。リーダーシップを果たすべきユネスコの役割と、そして加盟国が達成すべき課題もまた、次の ESD の 4 つの主目的によって決定される。

- ・質ある基礎教育へのアクセスを向上させる
- ・既存の教育プログラムを再構築する
- ・人々の理解と認識を向上させる
- ・訓練を提供する^{*1}

IIS が理解されるように準備を整えるには、次の 3 点について簡潔に議論する必要がある。つまり、教育活動に組み込まなければならない持続可能性に関する諸問題、ESD における価値観の持つ役割、DESD とその他の国際的な教育的取り組みとの連関の 3 点である。

B. 持続可能性に関する諸問題

ESD は、あらゆる人々が、地球の持続可能性を脅かす諸問題に対して計画を立て、取り組み、解決方法を見つけるための教育である。これらの重要な諸問題の多くは、リオ・デ・ジャネイロにおける「地球サミット」で確認され、さらに 2002 年に南アフリカのヨハネスブルグにおける「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」において再確認された。個々の国々やコミュニティに対し、直接影響を及ぼすこれらの持続可能性にかかる世界規模の諸問題を理解しそれに取り組むことが、ESD の中心である。これらの問題は、

持続可能な開発の 3 つの領域である環境、社会、経済に起因している。雇用、人権、ジェンダー、平和、人間の安全保障などの社会問題と同様に、水や廃棄物といった環境問題はすべての国に直接影響を及ぼす。また、あらゆる国々が、貧困削減、企業責任とアカウンタビリティのような経済問題にも取り組まねばならない。HIV/AIDS、移民、気候変動、都市化など、世界中の関心を集める大問題においては、持続可能性の 3 領域において、複数の領域に関わっている。これらの大問題は非常に複雑であり、解決方法を見出すには、現在および次世代のリーダーと市民のための、広範囲で精巧な教育戦略が必要である。

地球の持続可能性を脅かす複雑な諸問題に対処するための教育が、ESD の課題である。これは、教育改革のみでは達成されないであろう。社会のさまざまな部門による、広範囲で真摯な取り組みが必要であろう。

C. 価値観

持続可能な開発に対してどのようにアプローチをするかについて各国が決定する方法は、各国の社会における価値観と密接に結びついたものとなるであろう。なぜなら、こうした価値観こそが人々の意思決定や各国での法律の成文化を左右させるからである。こうした価値観を理解することは、個人や人々の世界観を理解する上で欠かせない。自分自身の価値観、自分が暮らしている社会の価値観、世界中に住むさまざまな人々の価値観を理解することは、持続可能な未来のための教育の中心部分である。それぞれの国、文化的集団、個人は、おのれの価値観を認識する技能、そしてこの価値観を持続可能性という文脈の中で評価する技能を習得しなければならない。

国連はその歴史において、人間の尊厳、権利、公平、さらに環境保全に関連する数多くの価値観に留意をしてきた。持続可能な開発は、これらの価値観にさらに踏み込んで、世代を超えて継承させていく。人間の多様性、包括性、参加と共に、生物多様性と環境保全についても価値づければ、持続可能な開発がそれに伴ってくる。経済分野では、全ての人の経済的な充足や、経済的機会の均等を認めることである。ESD の各プログラムでどの価値観を教え、学習するかは、議論すべき課題である。目標とするのは、持続可能な開発に内在している原則と価値観について十分に情報を得た上で、地方に根ざし、文化的にも適切な価値観を創造することである。

* 1 これについては、本 IIS の最後で詳細に論じる。

D. DESD のその他の国際的な教育的優先事項への連関

DESD の開始に際し、国連総会は、すでに始まっている他の国際的な教育的取り組みに、「付加」的に連関させることを徹底するようユネスコに求めた。つまり、国際社会がすでに関与している教育的取り組みを考慮して、DESD を開始すべきである。特に「ミレニアム開発目標 (MDGs)」のプロセス、「万人のための教育 (EFA)」の運動、そして「国連識字の 10 年 (UNLD)」は、DESD のさまざまな側面と密接に結びついている。すべての教育的取り組みで合意されていることは、取り組みの中心となる重要なものは基礎教育であること、そして基礎教育の普及と質の向上の必要性である。

- MDGs の 8 つの目標と 18 のターゲットは、国際開発協力における重要な枠組みであり、国連レベルで合意されているものである。初等教育の提供と教育における男女間の平等に関する条項は、MDGs と EFA のアジェンダの双方に共通する 2 つの分野に関わる。識字、教育の質、ノンフォーマル教育など、基礎教育のその他の側面は、MDGs 達成のための条件として提示されている。
- EFA の 6 つの目標は、すべての子どもと成人への基礎教育の普及、そしてこのような条項の本質について言及している。基礎教育は、あらゆる年代の女性も男性もアクセス可能でなければならず、適切な学習とライフケースルを提供し、常にその質の向上に努めなければならない。基礎教育とは生活の質と貧困に対して良い影響を及ぼすものであると見なされているのは明白であるが、このような影響の本質と、最も適切な教育の内容についての検討は、さらに大きな課題である。言い換えば、EFA では教育の役割と提供が中心課題であり、これらによって EFA の計画が前進するのである。教育の基本的な目的は、社会的および政治的により広範囲に議論されるべき課題であると見なされ、また考えられている。
- UNLD は EFA の取り組みの一部である。識字は、EFA の 6 つの目標すべてに織り込まれたものであり、目標達成のための条件でもある。あらゆる形態や段階の教育を実施する上で、識字を学習の重要な手段として取り入れなければならない。十分に質の高い識字能力の習得にかかるべき関心を払わなければ、体系化された学習の場にアクセスしても意味がない。UNLD には、さまざまな生活の側面とも戦略的に結びつくことにより、教育プロセス以外のものへも影響を及ぼすという側面もある。識字能力の習得と活用は、自信や

自発性を高め、市民としての社会参加や、文化的自尊心を促すという、目には見えにくい効果があるとともに、母子の健康、出生率、収入レベルの向上といった目に見える影響もある。

このような重要な国際的取り組みに対して、DESD はどのような位置を占めているのであろうか？持続可能な開発という概念が教育の範疇を超えて、社会や制度の枠組みのあらゆる側面に影響を及ぼすことは明らかである。このような意味で、持続可能な開発は、平和、人権、経済成長などの横断的概念と並び、社会プロジェクトや開発目的の全てを統合する方法である。それゆえ持続可能な開発のための教育 (ESD) は、教育を通じて伝達される基本的な原則や価値観に焦点を当てており、他の 3 つの取り組みよりも、教育の内容と目的、そしてより広い意味で、あらゆる種類の学習の内容と目的により一層重きを置いている。また、ESD について構想し計画を立案することは、あらゆる形態の教育手法に挑戦して、持続可能な開発の価値観を育むことのできる実践活動やアプローチを採用することもある。このように ESD では、教授法のプロセス、知識の妥当性、教育機関の機能についても配慮がなされている。

要約すると、

- MDGs は具体的で計測可能な一連の開発目標を示すものであり、この目標では教育は重要なインプットおよび指標である
- EFA は、万人に対し、質の高い教育の機会を提供するための方法に焦点を当てている
- UNLD は、あらゆる体系的な学習形態において重要な学習手段の推進に意を絞っている
- DESD は、一連の基本的な価値観、関連するプロセス、行動としてあらわれる成果を推進し、これらはあらゆる状況において、学習の特色を決定する

III. DESD における責任 —パートナーシップと連携によるアプローチ

2002 年 12 月の DESD の発表にともない、教育界の多くの個人、組織、ネットワークが熱意と希望を持って、DESD の取り組みに対し自発的に活動を開始した。こ

うした活動には、専門的な知識、時間、活力、そして資金も含めさまざまな資源がもたらされた。各国政府やさまざまなステークホルダーが集めた資源は、DESDに対する各国の取り組みの成功に、大きな影響を及ぼすであろう。DESDの成功にとって最も重要な要素は、こうした熱心なボランティアや、提供できるものを多く持っているがまだ参加していない人々も含む、広範な人的資源である。

DESDの調整を主導するように要請された機関として、ユネスコは広い意味で主体者意識を向上させなければならない。これは、DESDの開始の時点において、各パートナーが付加した価値観を明確に表明することによってである。ユネスコはまた、この国連の10年を

盛り上げ、参加を促し、10年間それを持続させなければならない。以下のセクションでは、DESDにおけるパートナーシップの枠組みを提示しているが、これはまた、DESDの目的を実現するためにすべてのパートナーを明らかにする方法でもある。パートナーシップの枠組みを提示した後、ユネスコがどのようにしてDESDを主導するかを概説する。

A. パートナー

表1が示すように、準国家(地方、コミュニティ)、国家、地域、国際というすべてのレベル、そして政府、市民社会とNGO、民間というすべての領域にパートナーがいる。DESDが実施されるプロセスを通して、この表に追加や修正がなされるであろう。

表1：DESDへの参加が予想されるパートナーの例

	政府	市民社会とNGO	民間部門
準国家 (コミュニティ、地方)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 州 / 省 / 州自治区などの教育および開発の担当機関 ▶ 市町村の担当部署 ▶ 学校、成人教育プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コミュニティの住民団体 ▶ NGOの地方支部 ▶ 宗教系組織 ▶ 村落開発委員会 ▶ 成人教育団体 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方の産業界 ▶ 部族、一族 ▶ 個人
国家	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教育および開発の担当省庁 ▶ 大学、研究機関 ▶ EFAのネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全国規模のNGO、NGOの連合体 ▶ 國際的なNGOの支部 ▶ 宗教系組織 ▶ 教職員組合、労働組合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 産業界 ▶ 業界団体
地域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の政府間グループ ▶ 地域のEFAネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の市民社会、NGOの連合体やネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の業界団
国際	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な開発委員会(CSD) ▶ EFAハイレベル・グループとワーキング・グループ ▶ 国連開発グループ(UNDG)の参加機関 ▶ 国連機関とブレトンウッド機関 ▶ ミレニアム・プロジェクト・タスクフォース ▶ 公的 / 半公的監視機関 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ESDのネットワーク ▶ 非政府組織のユネスコ関連委員会 ▶ 万人のための教育NGO連絡会議(CCNGO/EFA) ▶ 「世界中の子どもに教育を」キャンペーン ▶ 國際的な環境NGO 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 國際的な業界団体(例えば、採掘産業の団体など) ▶ 多国籍企業(例えば、メディアなど)

このように潜在的なパートナーは非常に広範囲かつ多様であるので、ネットワークや連携に焦点を絞る必要がある。パートナーの参加、主体者意識、コミットメントがDESDを活性化させるであろうが、どうすればこれを促せるのであろうか？どのような仕組みがあれば、必要とされるコミュニケーションや対話を構築

することができるであろうか？このようなプロセスを開始するには、あらゆるレベルでのリーダーシップとインプットが求められている。

このセクションでは、これらの質問に答えるための提案をいくつか提示している。まず始めに、地方レベ

■ 国際実施計画 ■

ルの意見を聞くための「ボトムアップ・アプローチ」の仕組みに焦点を当てる。表の2から5には、準国家(コミュニティ)、国家、地域、国際レベルごとの提案を提示してある。

準国家(コミュニティ) レベル

ここでは「コミュニティ」という用語を、共通の社会的・文化的環境を有し、持続可能な開発に連動する一連の問題に直面している人々の集団、という幅広い意味で用いている。表2はコミュニティの取り組みと広範囲な協力事例である。

表2：準国家(コミュニティ) レベルでの協力

コミュニティレベルでの実施主体	個々の活動で取り組むべきこと	一時的あるいは正式な地方集団間の協力のもとで取り組むべきこと
▶ 学校、学校支援団体、文化協会、青年団体、協同組合、宗教系団体、自助団体、開発委員会などの、コミュニティに根ざした組織や団体	▶ 通常の学習活動やプログラムにESDを盛り込む ▶ 学習戦略を策定し、実施する	▶ 地方における、持続可能な開発に関する問題を明らかにする ▶ 地方の知識と技能をESDへ盛り込む。 ▶ ESDの経験を共有し、より良い実施のための教訓を学ぶ

国家レベル

国連総会およびユネスコのもとで各国政府が要請した結果として、DESDが存在している。持続可能な開発のために教育、人々の認識、訓練が果たす重要な役割を世界中の政府が認識していることは、国連持続可能な開発委員会(CSD)におけるESDへの絶大な支持から明らかである。しかしながら、DESDの成功は、各国政府が自国で行う取り組みに大きく依存している。IISでは各国のDESD計画は省庁に限定されるとしているわけではないが、期待される成果を確実なものとするために、各国政府の省庁は大きな役割を担っている。

このようなプロセスの構築と開始には、インプットとリーダーシップが必要となるのは明らかである。国

際レベルで作成されたこのガイダンス資料を、政府と市民社会のネットワークが、各国の状況に応じてしかるべき修正を加えた上で配布することによって、インプットが提供されるようになるであろう。このガイダンス資料が第1に強調するのは、いかに地方で議論を生みだし、いかに地方に根ざした課題を明らかにするか、という点である。市民社会組織と同様、地方政府の担当部局も、DESDのために暫定的な連合体を組織する際にリーダーシップを取ることが可能であろう。表3は、このような重要なインプットやリーダーシップが提供可能性な多くの方策を示している。しかしながら、ESDでは地方に根ざした活動が重要であるため、一定のパターンの活動を義務づけることはできないし、そうすべきでもない。

表3：国家レベルにおける協力

国家レベルの実施主体	▶ 個々の活動で取り組むべきこと	▶ 国家のESDタスクフォースとして、共に取り組むべきこと
教育省、その他関連省庁	▶ ESDに関する国家の政策枠組を提供する ▶ 預算編成、資源を動員する ▶ 準国家の官庁を支援する ▶ ESDと持続可能な開発に関する人々の意識を啓発する	▶ 地域レベルの経験と問題点を反映した、ESDのための政策の選択肢を議論し、勧告する ▶ EFAフォーラムの文脈において、EFAとUNLDの計画に、ESDを統合する ▶ ESDにおける正と負の経験を分かち合うためのフォーラムを開催する
NGO、NGOと市民社会のネットワークおよびその連携	▶ ESDの活動と経験について、メンバー間での共有と情報交換を促進する	▶ ESDにおける研究課題を明らかにし、共同研究プロジェクトを策定する ▶ 能力開発における必要事項とそれに最も適した関係団体を明らかにする
メディアグループと機関	▶ メディアの戦略に、ESDと持続可能な開発に対する意識啓発を盛り込む	▶ ESDのモニタリングに適した指標を開発する
民間企業、業界団体	▶ 直面している持続可能な開発における問題点と学習すべき必要な事項を明らかにするために、フォーラムを開催する	

国家レベルにおいて、DESD に向けた国内のあらゆるレベルの省庁による統合的アプローチの目的は、以下の通りである。

- ESD が優先事項であると表明し、可能であれば、国家の持続可能な開発計画や教育計画に ESD を盛り込む
- ESD 支援のために、政策、委任、その他の枠組みの調整を行う
- ESD に対する認識と理解を広める
- ESD に取り組むために必要な知識や情報を提供しながら、教育者やトレーナーを支援する
- ESD の研究開発を促進する
- 人材および資金面で協力しあうネットワークを構築する

国家計画の策定は、DESD への国家の対応を構築する上で、重要な第 1 歩である。省庁間（保健、雇用、環境、教育、財務、統計、国家計画、資源管理の省庁など）でチームや委員会を設けるというアプローチもある。この方法では、より持続可能な未来と ESD の双方に関連する諸問題に、政府全体が取り組む。このやり方が望ましいのは、教育省や環境省などの 1 つや 2 つの省庁だけでなく、すべての省庁が ESD に対する責任を負うからである。

地域レベル

より広い地域で ESD のグループ化ができれば、ESD の調整に役立つ組織体となるであろう。しかしながら、EFA の地域フォーラムがすでに存在しているので（少なくとも、EFA の地域会合は開催されている）、これと連携して ESD の地域グループを組織するのが最善であろう。ESD は潜在的に広範な実施主体や部門が関与するものなので、こうした EFA の会合の参加者を ESD にも参加させられるという利点もある（実際に、部門を越えた連携は EFA の重要事項の 1 つでもある）。表 4 は、地域プロセスの例を提示している。

表 4：地域レベルでの協力

地域レベルの実施主体	個々の活動で取り組むべきこと	地域の ESD グループとして、共に取り組むべきこと
各国政府の代表部	▶ (国家レベルにおける協力を参照)	▶ DESD の優先課題に関する協議を地域において実施する
地域における政府間組織	▶ 国家レベルの政策立案を支援する ▶ 経験と情報の共有を促進する	▶ 政策、実践、知識、進捗について共有する ▶ 共通の課題を明らかにする ▶ 多様な戦略から学ぶ ▶ 地域における課題と取り組みについて、共通認識を高める
地域における、市民社会と NGO とのネットワーク、連合体、連携	▶ 参加しているネットワークや団体間の交流と学習を促進する	▶ 持続可能な開発および ESD に関するメディア戦略を共有する ▶ 国家間で研修と能力開発を行う
地域のメディア・グループ	▶ 持続可能な開発および ESD に関するメディア戦略を共有する	
地域内の業界団体	▶ ESD に関して、産業界と他の実施主体との協力を推進する	
国際機関の地域代表部	▶ 国家間の経験から得られる共通の教訓を学び、伝える。 ▶ ESD に関する国家間の交流を促進する	
二国間協力の地域代表部	▶ 国家および地域の ESD 活動を支援するための手法を評価する	

国連地域も、協働的に DESD の活動に取り組んでいる。例えば、アジア太平洋地域では、2004 年にバンコクで DESD の計画策定のための大規模な会合が開催され、2005 年 6 月には同地域での DESD 開始のた

めの会合が名古屋で開催された。国連欧州経済委員会 (UNECE) は数年間にわたり DESD に取り組んでおり、2005 年 3 月にリトアニアで会合を開催してヨーロッパで DESD を開始した。UNECE の実施戦略の目的は以

■国際実施計画 ■

下の通りである。

「この戦略の目的は、ESD を進展させ、各国における正規の教育制度、あらゆる関連科目、そしてノンフォーマル教育およびインフォーマル教育に ESD を盛り込むよう、UNECE の加盟国を促すことである」

ラテンアメリカ・カリブ地域 (LAC) はすでに地域計画を策定し、他の地域もその作業中である。国連の各地域戦略では、DESD の重要な目標を考慮し、各地域のニーズ、優先事項、資源の現状に対応するために、地域に根ざしたアプローチを構築する。

DESD の戦略策定のためだけではなく、その地域戦略の実施にむけた触媒となるためにも、地域内のすべての国の代表者および適任のステークホルダーを一堂に

集めるよう、すべての地域に奨励する。地域戦略には、全般的な行動計画、目標、目的、その地域における重要テーマあるいは優先事項、期待される成果、調整と協力のための仕組み、役割と責任、モニタリングと評価の方法、財源および人的資源、といったことが盛り込まれるであろう。 地域戦略には、DESD の期間中の改定に向けた条項も盛り込まれるであろう。

国際レベル

ESD 関連の問題を主要な議題として積極的かつ定期的に取り上げることができ、またそうしなければならない既存のフォーラムがいくつもある。例えば、持続可能な開発委員会 (CSD)、あらゆる国連機関や国連プログラムによる ESD 関連の会合、NGO のネットワーク、EFA や識字に関するさまざまな会合などである。これらは表 5 に提示されている。

表 5：国際的な協力

国際レベルの実施主体	個々の活動で取り組むべきこと	多様なフォーラムにおいて 共同で取り組むべきこと
国際的な暫定 ワーキング・グループ	<ul style="list-style-type: none">▶ ESD の進展と新たに出現する優先課題に関する情報を収集する▶ DESD を推進する	<ul style="list-style-type: none">▶ ESD の進展と新たに出現する優先課題について UNESCO に助言する▶ DESD 支援のために、パートナーシップ構築とプロジェクトの進展において UNESCO を支援する
政府間機関 (国連、その他の機関)	<ul style="list-style-type: none">▶ 機関間のタスクフォースへ寄与する▶ ESD に関する計画と関連する▶ 事業計画やイニシアチブを統合させる▶ 国際および地域フォーラムに参加する	<ul style="list-style-type: none">▶ CSD の議題において ESD を重点的に取り上げる▶ CSD や他の機関間タスクフォースを通して、政治的意思を動かし、相互のコミットメントを強化する▶ ESD を EFA の議題に盛り込む (モニタリング報告書、ハイレベル・グループ、ワーキング・グループ)▶ 実践、政策、進捗状況について、世界中で情報交換を行うよう促す▶ DESD と ESD を推進するために、国際、地域、準地域レベルで、能力開発、ワークショップ、会議を開催
ユネスコ ² (DESD の主導機関)	<ul style="list-style-type: none">▶ ユネスコの各部門およびユネスコ全体で、ESD と DESD の推進および能力開発を行う▶ 国際社会と共に、政策提言とコミュニケーションを行う▶ パートナーシップを構築し、結集して DESD を活性化させる	
市民社会と NGO ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域間の交流と学習を推進する▶ メンバーに対し ESD の進捗状況を伝達する	
二国間および 多国間開発機関	<ul style="list-style-type: none">▶ プログラムと予算に、ESD を盛り込む▶ ESD 研究を推進する	

持続可能性の原則に従って、あらゆるステークホルダーが、各国の対応にむけて透明性の高いプロセスに参加するよう呼びかけられるであろう。あらゆるステー

クホルダーは、DESD のビジョンを描くという最初の段階から実施段階に至るまで、参加の権利を有している。政府に指名されようが国家委員会に雇われようが、

* 2 UNESCO の役割の詳細については、この後のセクションを参照。

DESD を組織づくる者は、責任を持って、多数者集団・少数者集団に関わらず、DESD の市民参加プロセスへのステークホルダー参画を呼びかけなければならない。さらに DESD を組織づくる者には、DESD の計画プロセスを排他的でなく、民主的で、透明で、秘密主義ではないものとする責任がある。定期的なステークホルダーへの報告も、組織づくる者の責任である。その報告書は、ステークホルダーの意見が聞き入れられ、取り組みが有効であったことを認めるためにも、ステークホルダーのインプットと意見を反映させるべきである。ステークホルダーの継続的な参加によって、ESD への活気と熱意は、DESD 期間中そして 2014 年以降も持続するであろう。

B. 主導機関としてのユネスコの役割

DESD を主導するというユネスコの役割は、企画研究所、規準の設定機関、クリアリングハウス、能力開発機関、国際協力の推進機関としてのユネスコの機能と完全に一致するであろう。ユネスコは先を見越して行動を起こし、その全部門が部門を越えて協力しあい、強力なリーダーシップを發揮し、国際レベルでの調整機関としての役割を果たすであろう。ユネスコはこの役割を果たすことができるし、そうすることによって、DESD の効果と成功が確実なものとなるのだ。ユネスコは、DESD の調整において以下の役割を果たす。

- ・民間部門、青年団体、メディア・グループとの新たなパートナーシップ構築のための触媒となる
- ・モニタリングと評価を促進する
- ・調査研究を推進し、ESD 関連研究のフォーラムとして機能する
- ・主要な多国間機関、宗教系組織、青年団体、先住民族などの代表者など、DESD にとって重要なステークホルダーが一堂に会するフォーラムとして機能する
- ・ESD の優良実践事例を伝える
- ・ESD のカリキュラム、政策、調査研究などをすでに実施している加盟国と、ESD への支援を要請している加盟国とを結びつける
- ・特定の課題に関する、臨機応変に対処できるワーキング・グループを招集する
- ・ESD に関する戦略的な役割を果たす

IV. 鍵となる道標

DESD は、加盟国が各国の優先事項やアプローチに従って履行するコミットメントである。関連する国連総会決議に示されたように、DESD における共通の目標と目的に向けて取り組むために、共通の理解を示している。重要なのは、共通するいくつかの鍵となる道標を明らかにして、すべての主体がそれに取り組めるようにするということだ。この鍵となる道標とは以下のようなものである。

- ・各加盟国において、機能を果たしている明確な計画や活動
- ・報告の責任を伴った各加盟国における活動の拠点
- ・地域計画あるいは戦略。準地域レベルでも同様のものが存在するであろう
- ・進捗状況を示す指標とモニタリングのためのメカニズム
- ・技術支援のための特定の資源と優良実践事例
- ・関連する研究開発とイノベーションについての情報共有
- ・パートナーシップ促進のための方法
- ・主要な領域におけるガイドラインの提供
- ・国連総会への DESD の中間報告および最終報告

ユネスコは、国際的な調整を行うという役割において、あらゆるパートナーと共に、以上の事項のための手法と予定表の作成（必要に応じて）に、取り組むであろう。

V. 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の実施

本セクションでは、各国、団体、個人が、上記の道標に寄与することによって、DESD の主体としてのしかるべき役割をどのように果たすことができるのか、という点に焦点を当てる。本章では DESD の実施戦略、その適用事例、インフラ、資源について述べる。

A. 前進のための 7 つの戦略

国際実施計画策定のための世界的な協議によって、以下の 7 つの戦略が確認された。これらの戦略は、地域、国家、準国家レベルでの実施戦略・計画を策定して DESD を前進させるために不可欠である。7 つの戦略すべてを十分に考慮して、実施計画策定の最初のプロセスに盛り込まなければならない。また、いかなる実施計画においても、これらの戦略のすべてがその一部を成していかなければならない。公開協議などにこれらの戦略を盛り込むことを通して、DESD を組織づくる者は、教育改革、企業研修、広報キャンペーンに関連した多くの教育プログラムがすでに存在していることに気づくであろう。DESD には、持続可能な開発の 3 つの領域と 4 つの目的に関連する、このようなさまざまな既存の取り組みにおける活動を統合し、調整するという一面がある。

DESD の前進には、記者発表の準備から資金提供の申し込み、会合の主催から詳細な行動計画の枠組み策定、イベントの演出から既存のカリキュラムの改正まで、広範な活動が必要であろう。大半の国々で DESD の行動計画には自発的な参画が盛り込まれるであろうし、その調整と遂行を行うことが重要となるであろう。このような提案を詳細にリストアップした『各国における国連持続可能な開発のための教育の 10 年の開始と取り組みに向けた準備のためのガイダンス』を UNESCO は作成した。国家あるいは地方レベルでの実施戦略策定の初期段階で役に立つよう、このガイダンスは UNESCO のウェブサイト (www.unesco.org/education/desd) に掲載されている。

活動の範囲は大幅に変化するであろうが、ステークホルダーは以下の 7 つの戦略を、各自の制度的枠組み、さらに各自が参加しているネットワークや連携体にも適用することができる。

- ・ビジョン構築と提言活動
- ・協議と主体者意識
- ・パートナーシップとネットワーク
- ・能力開発と訓練
- ・研究開発とイノベーション
- ・情報通信技術 (ICT) の活用
- ・モニタリングと評価

1. ビジョン構築と提言活動

ESD プログラムを創造するためには、人々が環境の限界の範囲内で生活し、平和で平等で公平に協力し合い、持続可能なように働くとは何を意味するかということを思い描かねばならない。より持続可能な世界についてビジョンを構築することは、ESD は地方のコミュニティに根づくことを可能なものとする。ESD の取り組みでは、多くの国々やコミュニティで「ローカルアジェンダ 21」の策定の際に行われたビジョン構築を利用することができる。最も重要なのは、個人や集団の行動が、他者の生活、さらに地方や国外の社会、経済、環境の現況に影響を及ぼし得るということを理解することが、普及・啓発の結果にあるべきだということである。

持続可能な未来についてのビジョンを構築すること以上に、DESD の成功に必要なのは、ESD 推進のための幅広い提言活動である。あらゆるレベルで提言活動を行い、あらゆるステークホルダーを巻き込まなければならない。政府と市民社会は、進行中の会話、討論、相互理解を通して、課題が公表され、共通の行動指針を案出できるような、恒久的な対話を維持していくべきである。メディアは、その幅広く大きい影響力ゆえに、より持続可能な未来のための提言活動において非常に重要な役割を担っている。メディアは情報と知識を共有することで、人々の認識を向上させることもできる。さらにメディアは、人々の態度を変容させ、支持を集め、ついには政策を変えることもできる。メディアは、ESD のための提言活動の中心に位置している。

2. 協議と主体者意識

DESD は、世界中で ESD を活性化させる機会となる。しかし、このような活性化を実現・維持させるには、あらゆるステークホルダーが ESD のビジョンを構築し、それを自らのものと認識することができるかにかかっているであろう。ステークホルダーが主体者意識を持てるかどうかは、ビジョン構築、政策策定、計画、実施における協議と幅広い参加に依る。政府は、市民参加のプロセスを始動させ、すべてのステークホルダーから幅広い意見を聞くためのフォーラムを設けるという特別な責任を担っている。市民参加は、政府の決定の質を向上させるだけでなく、対立する関係者間の軋轢を効果的に解決し、組織間の信頼が築かれ、さらに人々を教育し情報を提供することを可能にする。協議には以下の点を盛り込まなければならない。

- 透明で幅広く告知される市民参加と意思決定のプロセス
- 市民社会と民間部門のステークホルダーにインプットを求め、彼らの反応と要求するものを国家の計画と活動に盛り込むためのプロセス
- 組織立った議論と委員会活動
- ビジョン構築やその他のプロセスに参加しているステークホルダーとの継続的な接触と、定期的な進捗報告書の提供
- 政府による報告書、政策提言、予算書の適時刊行
- 普及・啓発のためのキャンペーンを行い、フィードバックとコメントを求める
- 関連する委託調査研究と、政策立案にむけた調査結果の透明性の高い利用

これらのプロセスは、国レベル、準国家レベルにおいて適用する。同様の協議メカニズムは、地域レベル、国際レベルにおいても使用されている。

3. パートナーシップとネットワーク

ESD は基本的には分野横断的なものであり、多様な機関が関与する。DESD がどれほどの成果を上げるかは、あらゆるレベルのステークホルダー間で構築されるパートナーシップ、ネットワーク、連携の強さとその包括性しだいである。DESD のパートナーは最初の段階から外部に眼を向け、ESD の計画、実施、推進のために、他の活動、プログラム、集団、ネットワークとの交流に努めなければならない。特に注意を払うべきことは、各国の政府と住民との結びつきである。これは、さまざまな資源の分配を調整する上で中心的な役割を担うのは政府であり、また政府にはそれが可能だからである。草の根レベルの活動と結びつきのある市民社会のネットワークは、ESD のメッセージを地方に広め、また公的な仕組みに対して情報を提供することができる。パートナーが既存のネットワークやプロジェクトに基づいて、相乗効果を上げて協力関係を築くのなら、DESD の成功はより大きなものとなるであろう。

パートナーがよって立つ見地は多様であるので、DESD への参加の入り口もさまざまであろう。環境という見地から関わる者もいれば、持続可能な経済成長に关心を持つ者もいるであろうし、社会的文化的見地から関わる者もいるであろう。DESD によって付加さ

れる価値とは、この多様な見地の結びつきが DESD によって認知され、さらに、こうした多様な人々の視点が 1 つになって ESD に対する共通の取り組みを形成する場を、DESD が提供するということだ。

パートナーシップとネットワーキングで重要なことは、ESD に関する経験と情報を、定期的かつ計画的に交換し合うことであろう。これは、各レベル、特に地域および国際レベルにおいて、DESD の調整における必須の要素であろう。世界各地の人々が何を行っているかを知ることで、学習とイノベーションにとって重要な情報がもたらされ、さらに、長期にわたって取り組みを続ける中で、その励みや動機付けとなることが多い。

4. 能力開発と訓練

DESD にはさまざまな能力が必要であろう。DESD の取り組みに関与するパートナーとネットワークは、DESD を成功させるために必要な技能と知識を有している。問題は、これらを効果的に共有することである。ESD に貢献する多様な分野のパートナー（環境教育、人口教育、消費者教育など）は、ESD の実施者が必要としている能力開発のためのあらゆる技能（戦略策定、ネットワーキング、教材開発、評価など）について、専門知識を身に付けており、DESD は互いが学び合うための仕組みを構築する機会を提供している。

能力開発と訓練に関して特に注目すべき主要グループの一つには、教員候補生と現職教員と教師教育者である。教室で長時間接する中で、世界の 6 千万人の教師は、膨大な数の子どもたちの知識基盤と世界観を形成する。教員候補生と現職教員が、ESD の課題をカリキュラムに盛り込むことと、ESD につながる質ある教育の手法を活用することを学べば、次世代の人々は、より持続可能な世界を形づくることができるであろう。

5. 研究開発とイノベーション

【研究開発】

教育研究や優良実践事例から既に明らかなことを ESD に情報提供すれば、教育界は DESD の開始段階で急速に成果を上げ、より質ある教育を行うことができる。

世界中の知識社会は、ESD の教育内容を提供できる。従来より、新たな発見が学校のカリキュラムやその他の教育プログラムに盛り込まれるのは、およそ 10 年以上の年月を経てからだ。DESD は、教育界に最新の情

■国際実施計画■

報と研究結果を教育プログラムに盛り込むための誘因になる。

DESD の取り組みには、研究開発による情報提供が必要である。基礎教育、高等教育、訓練、人々の意識、メディアなどのニーズに応えるには、研究開発についての多数の計画が必要となるであろう。DESD を支援するための研究開発の取り組みには、以下のような多くの目的がある。

- ・新たなESDプログラムの影響を評価するための評価情報の収集と、長期研究の創出
- ・ESDプログラムは効果的で資金提供をする価値があると示すためのデータ収集と、政治家や官僚とのデータ共有
- ・成功を繰り返し、失敗を繰り返さないための記録
- ・ESDは良い教育であるという議論を構築するため、主張よりもデータの活用
- ・適切なESDの教育方法の明確化
- ・ESDの概念および理論の形成の促進
- ・学習のその他の側面（識字、計数能力、自然科学、社会科学など）および開発介入の方法（部門ごとのプロジェクト、コミュニティの動員など）とESDとのつながりの明確化
- ・ESDのための質ある教授と学習のアプローチについて調査研究を増加し、変革をもたらすという学習の本質の強化

【イノベーション】

DESDが最終的に目指しているのは、何千もの地方でESDが実施されることだ。これには、多数の異なる学習の場にESDを盛り込むことも含まれるであろう。画一的なプログラムを提案することはできないし、そうすべきでもない。地方に根ざし文化的にも適切なESDプログラムをコミュニティが創出するのに役立つプロセスは、すでに数多く存在しており、以下にその例を挙げる。

- ・世界各地のコミュニティにおける「ローカルアジェンダ21」の策定を手助けするために、国際環境自治体協議会（ICLEI）が採用しているような、コミュニティにおける持続可能な開発の目標を明確化するためのプロセス

- ・「持続可能な開発のための教育のツールキット」（www.esdtoolkit.org）で採用されているような、地方に根ざし文化的にも適切な形態での持続可能性を取り組むために、教育の再構築を行うためのプロセス
- ・ユネスコのウェブサイトに掲載されている「持続可能な未来のための教授と学習」（www.unesco.org/education/tlsf）で採用されているような、実行可能な教授法
- ・「国連水の10年」で用いられている環境変化のモニタリング活動などのような、学習の場（学校や成人教育プログラムなど）とコミュニティの連携を促進する方法
- ・その土地固有で、伝統的な、地方に根ざした知識や文化を、ESDプログラムに盛り込むための市民参加のプロセス
- ・長年にわたりイノベーションを行い、異なる状況下で有益なサービスを提供してきた、世界各地の環境、保健、平和、経済、人権、開発に関する教育のネットワークから学んでまとめ上げられたプロセス

その他のプロセスや、上記のプロセスに文化的な修正を加えたものを、必要に応じて発展させることは可能である。すべての人々にとって、独自の状況を把握してそれをESDプログラムに組み込むためには、イノベーションが必要となるであろう。

6. 情報通信技術の活用

国連の10年のような大規模な国際的イニシアチブにとって、情報通信技術（ICT）は動力源である。遠方のパートナーを結びつけ、データを集積し、情報を迅速に共有しあうための手段として、DESDではICTを最大限に活用するであろう。さらに、ICTによって、膨大な事業経営の管理を促進するであろう。この他にも、以下のようにICTはESDと密接に関連し、意味合いを有している。

- ・ICTは知識経済の基盤における中核である。知識経済では、情報の伝達と活用によって富が形成され、従来に比べて、紙、インク、印刷物等の輸送エネルギーなどにおいて天然資源の利用が軽減される。このこと自体が、環境的側面においてより持続可能な利用のための要素の1つであり、ESDで学ぶべき重要な点でもある。
- ・ICTは新しい学習方法と場を提供する。遠隔学習は長

年にわたって、ラジオ、テレビ、郵便によって行われてきた。インターネットは遠隔学習に新たな選択肢と双方向性を提供する。これによって、各人のペースや課題、そしてインストラクターによる支援において、さまざまな選択肢が提示されることになり、ESDが広範囲に普及する機会をもたらしている。

- 学習者がICTにアクセスできる場所では、ICTは地球規模の対話の場を提供することを可能にする。例えば、「小島の声」(www.smallislandsvoice.org)では、カリブ海、インド洋、太平洋地域の島々のコミュニティに住む市民や青年を結びつけ、それによって彼らの経験と关心が共有されるとともに、持続可能な開発のための合意形成や相互支援が行われている。
- ICTは、生徒が情報を探して見つけ出し、それを適切により分け、質問してまとめ上げるという、生涯学習の技能を育む。つまり、自立した学習者になることを学ぶのである。

しかしながら、ICTは誰でも利用できるかというと、それにはほど遠い。その要因には、費用、インフラ、エネルギー供給、電話回線やワイヤレスでのインターネット接続等の不足にある。つまり、デジタル・デバイドは解消されていないのである。DESDの期間中に、ICTの利用拡大のための革新的な方法が模索されるであろうが、多くの場所で多くの人々が古い技術を利用し続けるであろう。さらに、持続可能な開発において、地方に根ざした知識が重要であるということは、次のような点を示唆している。つまり、ウェブサイトやその他のICTを利用して見つけた他人の知識をただ受動的に受け入れるのではなく、積極的に知識を身につけ、活用し、共有するというような、地方に根ざした創造的な情報技術システムの活用は、動的なESDの一翼を担うであろうという点である。

7. モニタリングと評価

モニタリングと評価は、DESDにおける変化と影響を確かめるための重要な戦略となるであろう。国連の10年のように長期で複雑なイニシアチブは、開始段階からモニタリングと評価のための適切なプロセスを活用しなければならない。そうでなければ、その国連の10年がどれだけ重要な影響を及ぼしたかどうか、またその影響とはどのようなものかを知ることはできないであろう。モニタリングと評価における重要事項は、地方、国家、地域、国際の全レベルにおいて、個々のイニシアチブやプログラムのために、適切で的を得た指標を特定することであろう。

DESDでは、ESDに関する諸問題への取り組みを通して、既存のネットワークや連携が協力しあうこと非常に強調しており、これらの各集団は各自の目的、成果、指標をDESDの枠組みの中で設定しなければならない。このように、モニタリングと評価は、国家、地域、地方あるいは各組織において、さまざまなレベルで行われるであろう。さらに、DESDがきっかけとなって推進されるであろう新たなイニシアチブや措置においては、モニタリングと評価は統合的部となるであろう。DESDの進捗を追跡するためには、長期的でコミュニティ全域にわたる調査と共に、DESDの質と量の双方を評価する手法が必要となるであろう。

モニタリングと評価には費用がかかるであろう。ESDの個々の取り組みでは、ESDの進展が効果的だと示すのに十分な情報を収集するという務めと、目標達成においての費用対効果とのバランスを保つようにしなければならない。教育界では、評価をすることなしにESDプログラムを実施することはできないが、その費用は最小限に抑えなければならない。

このプロセスの一環として、『EFAグローバル・モニタリング報告書』、「国連識字の10年」におけるモニタリング活動、現在進行中の「ミレニアム開発目標」のモニタリング活動などの国際的なモニタリング事業と密接に連携して、ユネスコはモニタリング活動に取り組むことになる。モニタリングと評価の結果は、DESD期間中にプログラムのアセスメントと再構築を行う際に活用され、それによって進行中のプログラムの妥当性と有効性が確保されるであろう。

B. 7つの戦略の実施

表6は、各国がESD実施計画の策定プロセスに、上記の7つの戦略を織り込んでいく際に役立つよう、例を挙げたものである。

■ 国際実施計画 ■

表 6 : 7 つの戦略の導入

戦 略	例
ビジョン構築と提言活動	<ul style="list-style-type: none"> • ESD を政策と開発計画に組み込むためにロビー活動を行う • ESD の利点を宣伝して、ESD の必要性を明らかにする
協議と主体者意識	<ul style="list-style-type: none"> • 市民参加のイベント実施の際に、透明で誰でも参加できるものとする • DESD の協議プロセスでは、関心を持つあらゆる団体や個人に門戸を開く • ステークホルダーの役割と責任を明らかにする
パートナーシップとネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的に、広範囲にステークホルダーを探し出す • 既存の提言活動を明確にし、一斉に活動する • ESD の 4 つの目的すべてにおける、パートナーとネットワークを明確にする
能力開発と訓練	<ul style="list-style-type: none"> • あらゆるレベルで、リーダーシップも含め、専門家育成のニーズに対応する • NGO、民間部門、市民社会などの既存の実施主体やその専門知識を構築する • 地方や国家レベルで進行中の持続可能性に関する活動と連携する
研究開発とイノベーション	<ul style="list-style-type: none"> • カリキュラムの格差を解消するために ESD の資料を作成し、関連するアセスメント手法を開発する • ESD の 4 つの目的すべてのための研究開発計画を策定する • ESD の研究開発の成果と革新的な事例を ESD の実践者へ広める
情報通信技術	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能な開発のメッセージを、ICT を通じてゲームや大衆文化にも浸透させる手法を開発する • 訓練や現職の専門家研修で ICT を活用する • ICT を活用して、地理的に孤立した人々と結びつく
モニタリングと評価	<ul style="list-style-type: none"> • DESD の影響を評価するための指標を開発する • 基礎データを集め、長期的な調査研究を立ち上げる • EFA その他の活動のデータを活用して、進捗状況を監視する

C. DESD を支えるインフラ

DESD を支える適切なインフラ構築において、重要な要素は何かを明らかにする必要があるであろう。これは、DESD の開始段階に行うか、あるいは各国の状況に応じてパートナーと連携しながら行うことになる

であろう。多くの国々では、国連地域コミュニティによる取り組みによって、すでに ESD 戦略策定への道が開かれている。国家レベルにおける DESD のインフラ構築において可能性のある要素の例を、以下の表 7 に挙げる。

表 7 : DESD のインフラ構築で可能性のある要素

インフラの要素	例
リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会のメンバーによって選出されるか、政府によって指名された議長や共同議長 • 透明性の高い意思決定プロセス • ESD の経験があり、思考内容を明確に表明できる指導者
ガバナンスの構造	<ul style="list-style-type: none"> • 市民に公開されている規則や憲章 • ガバナンスの民主的プロセス • ESD の広がりを表現するものであること
運営管理への支援	<ul style="list-style-type: none"> • スタッフを支える事務所と設備 • 市民のニーズへの対応 • 十分な人数のスタッフの配置

インフラの要素	例
人的資源	<ul style="list-style-type: none"> • 環境、社会、経済の各分野のバランスがとれていること • 指導者、メディア、民間部門などに影響を及ぼすことができること • ボランティアの調整を行うのに十分な人数であること
財源	<ul style="list-style-type: none"> • 有給スタッフの雇用のための費用 • パートナーとの連携、DESD の事例発表を行うための出張費用 • 進捗状況のモニタリングと報告書の刊行費用
物的資源	<ul style="list-style-type: none"> • インターネットへの接続、DESD についての刊行物など • 国家と地方の持続可能性に関する諸問題についての情報 • 有給スタッフとボランティアを収容できる事務所
作業手順	<ul style="list-style-type: none"> • 作業範囲についての明確な指示 • 役割、権利、責任についての明確な理解 • パートナーの意見が相違した際のしかるべき措置
アカウンタビリティ	<ul style="list-style-type: none"> • 資金提供を行うプロジェクトの発注 • 堅実な会計の実施 • パートナーとステークホルダーに対する責任
評価、監視、報告	<ul style="list-style-type: none"> • DESD の取り組みを記録するシステム • DESD の取り組みによる影響のモニタリングと評価 • 国家および国際的なモニタリング部門との連携
ビジョン構築	<ul style="list-style-type: none"> • 市民社会からの幅広いインプット • 持続可能性問題について、3つの領域すべてにおける正確な研究結果と情報へのアクセス • ESD の4つの目的のすべてに対処する
スタッフの雇用と維持	<ul style="list-style-type: none"> • 市民社会のすべての部門からメンバーを積極的に募る • メンバーの成功を祝い感謝すること • ボランティアの管理では、彼らが活動可能な時間を考慮して、実際に可能な作業量を割り当てる

D. DESD のための資源

DESD の実施には、リーダーシップ、計画策定、人材および資金面双方での資源が必要となるであろう。これまで、DESD の資金の大半は、既存の活動資金を再分配することで賄われており、新たに割り当てられた財源はほとんどない。このような状況下で DESD の活動は開始されたが、広範囲でかつ深く、様々な分野・事柄と関連性のある DESD にとって、これではその勢いが失われかねない。IIS は、政府およびその他の可能性のある資金提供機関に対し、各自が管轄する既存の ESD 関連の資源とニーズを査定して、既存の資源を再分配し、さらに新たな資源を確保する方法を見つけるよう要請する。

既存の ESD プログラムと連動させたとしても、DESD には新たな資源が必要である。人的資源と財源を追加して、現在の資源を拡大する必要があるであろう。例えば、世界中のおよそ 6 千万人の学校教師と数

えきれない数のノンフォーマル教育における教育者に、ESD に関する教授法と最良の実践事例を学ぶための教師教育を行えば、その費用は大きいが、必要なことである。各国政府は、何に資金を優先的に配分すべきかという課題と、競合するさまざまな要求との間でバランスを取るという課題に直面している。DESD の場合、DESD を開始するために短期間の資金提供が求められるが、これはより持続可能な未来を創造するという長期的な利得によって相殺されるであろう。

附属文書Ⅰ

持続可能な開発のための教育の背景

本附属文書では、DESD の進展やその由来についてなどの ESD の背景を概説する。ESD の由来について概要を記し、質ある教育と ESD との重要な結びつきについて述べ、ESD の 4 つの目的を概説し、ESD の主な特長を列挙する。

A. 持続可能な開発のための教育の由来

持続可能な開発のための教育 (ESD) は、教育と持続可能な開発という、2 つの異なる国連の関心事項の歴史の中に端を発している。

1948 年の「世界人権宣言」では、「すべて人は、教育を受ける権利を有する」とされている。この教育の権利は、1989 年の「子どもの権利条約 (CRC)」でさらに強化され、初等教育を義務的なものとし、万人に対して無償のものとすると宣言された。さらに CRC では、子どもが、人種、性別、障害、経済状況によって、教育も含めいかなる権利からも除外されてはならないとしている。

1990 年のジョムティエンにおける「万人のための教育世界宣言」では、「基礎教育はすべての子ども、青年、成人に提供されなければならない。このために、質の高い基礎教育の提供を拡大し、格差を是正するために首尾一貫した方策を取らなければならない」(万人のための教育世界宣言、1990 年、第 2 条ビジョン構築) と宣言している。同宣言ではさらに、男女格差とそれに対する対処法についても言及している。「最も差し迫った優先事項は、少女と女性が教育へアクセスできるよう徹底し、その教育の質を向上させるということ、さらに、少女と女性の教育への積極的な参加を阻害するあらゆる障害を排除することである。教育における性差に関するあらゆる固定観念を取り除かなければならぬ」(万人のための教育世界宣言、1990 年、第 3 条アクセスの普遍化と公平性の推進)。

さらに国際開発目標 (IDT) でも、質ある教育について進展が見られる。「ダカール行動の枠組み」では、6 つの重要な教育目標を掲げている。その第 6 目標は、「教育の質のあらゆる側面を向上させ、特に識字能力、計数能力、不可欠なライフスキルにおいて、人々が認

知でき、計測可能な学習の成果が達成されるようとする」としている。「ミレニアム開発目標 (MDGs)」もまた教育に言及をしている。MDGs の第 2 目標は「普遍的初等教育の達成」である。これに対応する IDT では「2015 年までに、すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようとする」としている。MDGs の第 3 目標は「男女平等及び女性の地位強化の推進」である。これに対応する IDT では「可能な限り 2005 年までに初等・中等教育における男女格差を解消し、おそらく 2015 年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消する」としている(国連ミレニアム・プロジェクト、2005 年)。さらに、国連総会は 2003 年から 2012 年を「国連識字の 10 年 (UNLD)」とすると宣言した。国連がその歴史の中で、万人のための教育の重要性を繰り返し呼びかけてきたことは明白である。

一方、持続可能な開発は、国連の歴史の中で、環境問題への取り組みに端を発している。持続可能な開発のために現在も行われている取り組みの大半は、その発端を数十年前にさかのぼることができる。持続可能な開発へ向かう歴史の中で、1972 年にストックホルムで開催され、歴史に節目を刻んだ「国連人間環境会議」など、多くの画期的な出来事があった。その結果、国連環境計画 (UNEP) など、環境保護のための機関が多数設立された。環境の悪化が広範囲に広がり、各国ごとのアプローチや解決策よりも国際的な配慮と協働が必要だと、各国は気がついた。このような環境問題に本質的に備わっている社会的および経済的問題へもある程度は配慮が向けられたものの、大きな注目を集めたのは、無制限な開発が絶えず進められることによる生態学的な影響であった。「国連人間環境会議」以降の 10 年間で世界が気づいたことは、多数の人々を苦しめている貧困などの開発におけるニーズから離れて環境問題を論じても、環境や人間のためにはならないということだ。こうして 1980 年代の半ばには、社会と環境の双方のニーズに対処するために、国連はより大きな戦略のための研究に着手した。1987 年にブルントラント委員会が発表した報告書、『我ら共有の未来』によって、政府のあらゆるレベルにおける将来の開発政策の重要な枠組みや、構成概念を包括するものとして、持続可能な開発は支持された。

1987 年に初めて持続可能な開発という概念が支持された時から、持続可能な開発を支える教育の概念について国連総会で検討が行われてきた。1987 年から 1992 年にかけて、さまざまな委員会で討議や交渉が行われ、40 章からなる「アジェンダ 21」が作成される

ことをとおして、持続可能な開発という概念が成熟してきた。教育と持続可能性についての考察が初めて記載されたのが、「アジェンダ 21」の第 36 章「教育、意識啓発及び訓練の推進」である。さらに、「アジェンダ 21」の全 40 章の各章および「地球サミット」での交渉から成立した諸協約においても、持続可能な開発を可能にし、実施するための戦略として教育が盛り込まれている。これに加えて、持続可能性の諸問題にさらに取り組み、より緻密に検討を行った 1990 年代の主要な 9 つの国連会議のすべてが、最も幅広い意味での教育を、これらの会議の行動計画の実施に不可欠なものと認めただのだ。^{*3}

2002 年のヨハネスブルグにおける「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」では、地方から世界レベルまで、すべてのレベルでの持続可能な開発に向けたコミットメントを深めることが促された。WSSD は「国連持続可能な開発のための教育の 10 年 (DESD)」を提案し、教育と学習が持続可能な開発にむけたアプローチの中心にあることを提示した。

教育と持続可能な開発の双方を支援する国連の長い歴史の中で、DESD は次なるステップである。DESD は、教育に対する目下の関心と持続可能な開発に関する現在の重要なテーマとを結びつける。持続可能な開発のための教育は大きな影響力を持つ概念であり、世界中の人々の関心を湧き立たせ、より持続可能な未来を形づくる手段として教育が活用される可能性がある。

最近発表された「ミレニアム生態系アセスメント」の報告書には、これまで行われた取り組みは、どう見ても不十分であると記述されている。貧困と飢餓の削減、人々の健康の向上、そして環境保護などの目標に取り組むには、より多くの情報に基づいた、より戦略的な方策が必要である。

B. 質ある教育

EFA と MDGs は、その目的と国際開発目標に質ある教育という概念を盛り込んだ。質を無視した教育を提供しても、この目標に合致しない。教育の質よりも教育へのアクセスを優先すべきだという、誤った通説がある。教育の質と教育へのアクセスの提供は同時に実行できる。質ある教育とは何かということについては、幅広い議論が続いている。

「質とは、社会的および経済的变化を大きく遂げている社会を有する世界に対して常に適応していくかなくてはならない、という動的な概念となつた。未来志向の考え方や予想の推進が、重要性を増している。質についての古い概念はもはや十分ではない 状況の違いがあるにもかかわらず、質ある教育の追求には共通する多くの要素がある。質ある教育は男女ともすべての人々に提供されなければならない。彼らは皆、コミュニティのメンバーそして世界市民として、この教育に参加する」(教育の質に関する閣僚円卓会議、ユネスコ、2003 年、P.1)

現在では、質ある教育には、文化的に適切なさまざまな形態で実施可能であるという、きわめて重要な特質が備わっている。

質ある教育は、

- あらゆる教育の取り組みに対し、権利に基づいたアプローチを支援する。教育は人権の 1 つであり、それゆえに、質ある教育はあらゆる人権を支える
- 知ることを学ぶ、成すこと学ぶ、他者と共に生きることを学ぶ、人間として生きることを学ぶという、万人のための教育の 4 本の柱に基づく (Delors, et al., 1996)
- 学習者を個人、家族の一員、コミュニティのメンバー、世界市民として認識し、各人が、上記の 4 つの能力を身につけるよう教育する
- 持続可能な世界という理想を支持し、人々に伝える。この世界は、公正で、平等で、平和で、各自が世代間の公正に寄与すべく環境を大切にする
- 特定の場所における社会的、経済的、環境的状況を考慮に入れて、これらの特有の状況を反映させたカリキュラムやプログラムを策定する。質ある教育は、地域に根ざし、文化的にも適切なものである
- 古来からの知識（その土地固有の知識や伝統的な知識など）に基づき、現代の知識にも適しており、未来にむけて各人が備えるものである
- 知識、ライフキル、洞察力、態度、価値観を育む
- 現在の社会をより持続可能な社会に変えるための手段を提供する
- 計測可能である

* 3 これら 9 つの会議とは、1990 年の「子供のための世界サミット」、「万人のための教育世界会議」、1994 年の「国連人口開発会議」、「小島嶼開発途上国持続可能な開発のための国連グローバル会議」、1995 年の「世界社会開発サミット」、「第 4 回世界女性会議」、1996 年の「第 2 回国連人間居住会議」、「世界食糧サミット」、2000 年の「世界教育フォーラム」(UNESCO 2002)。

C. 持続可能な開発のための教育

教育は持続可能性の中核を成すものである。実際、教育と持続可能性はしっかりと結びついているものの、私たちが知っている教育と持続可能性のための教育の違いは、多くの人々にとって不可解である。ESDには本質的に、地方に根ざして文化的にも適切なプログラムを実施するという考えが内在している。ESDも含め、すべての持続可能な開発に関するプログラムでは、環境、社会（文化も含む）、経済という持続可能性の3つの領域を考慮しなければならない。ESDではこれらの3領域において地方ごとの状況に対処するので、その形態は世界各地で異なるものとなるであろう。

世代間の公平、男女間の公平、社会的寛容、貧困削減、環境の保護と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会など、持続可能性の基礎となる理念と原則を、ESDは土台としている。「リオ宣言」は持続可能性の27の原則を示している。例えば、

- 人類は、自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を有する
- 開発の権利は、現在世代および将来世代の開発と環境上の必要性を公平に充たすことができるよう行使されなければならない
- 世界のさまざまな場所で、貧困を撲滅し、生活水準の格差を是正させることが、持続可能な開発に不可欠である（Keating, 1993）

持続可能性に取り組むために、ESDの創出や既存の教育の再構築を行う上で、その土台となる知識、原則、技能、価値観とは何かを、政府、コミュニティ、教育機関が判断する際に、上記の原則が役立つであろう。

D. 持続可能な開発のための教育の4つの目的

「アジェンダ21」の第36章は、持続可能な未来を支えるための教育の4つの目的を明確にした。

【質ある基礎教育へのアクセスを向上させる】

ESDの最優先課題は、基礎教育へのアクセスおよびその質を改善することである。基礎教育の内容と対象年数は世界各地で大きく異なっている。例えば、ある国々では初等学校が基礎教育の場と考えられているが、8年～12年の基礎教育を義務づけている国々もある。多くの人々、特に少女と非識字の成人にとって、基礎教育へのアクセスは今なお困難である。初等教育の

就学年齢にもかかわらず就学していない子どもは1億人を超え、非識字の成人はおよそ8億人である（『2004年EFAグローバル・モニタリング報告』）。多くの国々では、基礎教育の現状レベルが低すぎて、持続可能な未来のための国家計画を深刻にも妨げている。質ある基礎教育というこのESDの目的こそが、EFAとMDGsと最も密接に結びついている。

しかしながら、このESDの目的は、教育達成度が低い国々に限られるわけではない。各国が、万人への質ある教育の提供に関連する独自の諸問題を抱えている。識字率が高く、より高度な教育が提供されている国々でさえ、非常に多くの子ども、青年、成人が、現在でも十分な教育を受けていないし、教育機会が制限されている。例えば、中途退学率が高い事例や、生涯学習へのアクセスが限られていることもありうる。

基礎教育へのアクセスに関連する諸問題は、開発途上国の問題だと捉えられることが多いが、先進国にも共通する重要な問題がある。先進国にとってアクセスは必ずしも問題として大きいわけではないが、生徒が学校に継続して在籍するかどうかが、今なお大問題なのである。自分たちが生活し競争し合う21世紀に向けて、自らの準備が整う前に、非常に多くの生徒が退学をしてしまう。先進国では、中・高等学校の中途退学者には、縮小する労働市場へのアクセスが非常に限られてしまう。成功した生徒を人種、民族、好みの学習スタイルごとに追跡調査をした結果、先進国の大都市に暮らしているさまざまな背景を持つ若年層に対して、教育を提供する上で、学校制度に弱点があることが明らかになつた。

残念なことに、大半の国々で現在教えられているような、単なる基礎識字の向上では、持続可能な社会を推進させることはできないであろう。持続可能性の目標に向かって前進することを望むコミュニティや国家は、市民参加とコミュニティの意思決定を促進し支援するための知識、技能、価値観、洞察力に的をしほらなければならない。これを達成するには、持続可能性に取り組むために基礎教育の再構築を行い、そして、批判的思考の技能、データと情報をまとめ解釈する技能、問題を明らかにする技能も扱うよう、基礎教育を拡大しなければならない。基礎教育はさらに、コミュニティが直面している問題を分析する能力も扱い、天然資源を損なわず、近隣の人々の社会的公平と公正を侵害しないライフスタイルを各自が選択できるようにしなければならない。

【既存の教育プログラムの再構築】

現在教えられているような基礎教育では、より持続可能な社会は構築されないのであろう。自分たちのライフスタイルを支えるために大量の資源とエネルギーを消費し、最大のエコロジカル・フットプリントを残しているのは、教育が提供されている国々である、という難問は依然として解決されないままである。教育の量を増やすだけでは、より持続可能な未来は構築されないのであろう。問題は、教育の内容と妥当性なのだ。幼稚園から大学まで、教育について疑問を持ち、再考し、修正して、環境、社会、経済の各領域における持続可能性に関連するより多くの原則、知識、技能、洞察力、価値観を教育に取り入れることが、私たちの現在そして未来の社会にとって必要である。これは、社会全体が参加して包括的かつ学際的に行うべきであるが、各國は地方に根ざして文化的にも適切な方法でこれを実施しなければならない。

【持続可能性について人々の理解と認識を向上させる】

より持続可能な社会に向かって前進するには、人々が持続可能性の目標を認識し、これらの目標に資するための知識と技能を身に着けることが要求されている。知識ある市民は、いくつもの方法で、社会がより持続可能になるよう支援できる。まず、市民は毎日のふるまいを通して、資源管理と市民の行動に関する政策を支援する。第2に、持続可能な開発に関する施策や優れた法律を導入し支持している政治家を、市民は支援できる。第3に、市民は知識ある消費者になることができる。市民はライフサイクルの影響が低い財を購入し、自らの購買力で企業の社会的・環境的責任や持続可能な事業を支援できるのだ。十分な情報を持つ市民は、コミュニティと政府が持続可能性のための施策を定めてより持続可能な社会へと前進するのを手助けてくれる。

知識ある市民の育成には、あらゆる年代の人々に伝達される首尾一貫とした現実的なメッセージと一致した取り組みが必要であろう。メディアによる大規模なキャンペーンを行えば、社会のかなりの部分の人々に呼びかけることができる。さらに、行動変革のためのより簡単ないくつかの手法を普及させるために、ソーシャル・マーケティングも検討すべきである。コミュニティや国家が直面している、より複雑な持続可能性に関する諸問題について考えることができるように市民の能力を育むためには、批判的思考と合理的な意思決定に欠かせない技能に焦点を当てた、より包括的な教育の手法が必要である。

【訓練の提供】

商業、工業、高等教育、政府機関、NGO、コミュニティ団体などのあらゆる部門は、環境マネジメントや公平性ある政策などの持続可能性に関する諸問題に関して、リーダーを訓練しなければならない。また、これらの部門は、リーダーのもとで働く労働者が持続可能な行動を取れるような訓練を奨励しなければならない。あらゆる部門の労働者が持続可能な形態で働くために必要な知識と技能を身につけられるように、特別の訓練プログラムを開発することは、ESDの必須要素である。最近、特に製造業界の大企業は、エネルギー、水、廃棄物管理に関する諸問題に対処するための訓練を導入することで、莫大な金銭的利益を上げている。その他の環境、社会、人的資源関連の諸問題に取り組んでも、その努力は報われると立証されている。実際に、いくつもの一流のビジネス・スクールでは、持続可能な開発を必須科目としてカリキュラムに導入している。しかしながら、世界の産業界の99.7%を占めるのは中小企業で、世界の労働者のおよそ75%を雇用している。今後、中小企業も巻き込むための新たなアプローチの開発が求められる。

以上の4つの目的が盛り込まれたESDプログラムを創出するためには、教育界のあらゆる部門が協力して共に取り組まねばならないであろう。フォーマル教育のパートナー（初等、中等、中等以降の高等教育など）は、従来のノンフォーマル教育部門のパートナー（例えば、ネイチャーセンター、NGO、公衆衛生の指導者、農業普及員など）および新しいタイプのインフォーマル教育部門のパートナー（つまり、テレビ、ラジオ、新聞や雑誌などの出版業界を含むメディア）と密接に協力して取り組まねばならないであろう。ESDは生涯を通じたプロセスなので、これらの各部門は、さまざまな年代の市民生活に影響を及ぼすことになる。

E. 持続可能な開発のための教育の主な特長

ESDに普遍的なモデルは存在しない。持続可能性の原則とそれを支える概念については、全体的な合意がなされているものの、地方の状況、優先事項、アプローチによって、微妙な違いはあるであろう。各國は、自らの持続可能性を定義し、教育における優先事項と行動を定めなければならない。それゆえに、地方ごとの目標、重要事項、プロセスは、文化的に適切な方法で、その地方ごとの環境、社会、経済状況に合致するように定めなければならない。ESDは、先進国と開発途上国双方に適切で重要なものである。

■国際実施計画■

ESDの主な特長は、文化的に適切なさまざまな形態で実施可能である。

持続可能な開発のための教育は、

- ・持続可能な開発の基礎となる原則と価値観に基づく
- ・環境、社会、経済という持続可能性の3つの領域すべてが健全な状態であるように取り組みを行う
- ・生涯学習を推進する
- ・地方に根ざし、文化的にも適切である
- ・地方のニーズ、認識、状況に基づくが、地方のニーズを充たせば国際レベルでもその影響が及ぶことが多いといふことも認識する
- ・フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマル教育を取り組む
- ・変化していく持続可能性という概念の本質に対応していく
- ・状況、世界的な問題、地方ごとの優先事項を考慮に入れて、教育の内容を検討する
- ・コミュニティに基づいた意思決定、社会的寛容、環境的責任、変化に適応できる労働力、生活の質という課題に対処できる市民の能力を育成する
- ・学際的である。ESDは1つの学問分野に収まるものではなく、あらゆる学問分野がESDに貢献できる
- ・参加型学習および高次元の思考技能を育むさまざまな教育方法を活用する

このようなESDの主な特長を実施可能にする方法は無数にある。その結果、ESDプログラムは、各地方にある独自の環境、社会、経済の状況が反映されるものとなる。さらに、労働力、社会的寛容、環境的責任、コミュニティに基づいた意思決定、生活の質の向上と改善を通して、ESDは市民の能力を育成する。フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマル教育を連携させて、これら5つの分野における市民能力の向上を行わねばならない。

■訳語一覧■

本文書では、以下の対訳に基づき翻訳を行った。

- Adaptable Workforce：変化に対応できる労働力
Adaption：改正
Adopt：採用する
Advocacy：提言活動
Agenda：行動指針・計画
Agricultural Extension Agent：農業普及員
Alliance：連携
Attention：配慮・注意
Basic Literacy：基礎識字
Basic Quality Education：質ある基礎教育
Best Practice：優良実践事例
Capacity Building：能力開発
Challenges：課題・挑戦
Civil Capacity：市民の能力
Civil Society Organization：市民社会組織
Collaboration：協働
Community：地域社会・コミュニティ
Connections：接触・交流・結びつき
Consensus Building：合意形成
Consultation：協議
Context：状況・文脈
Critical Thinking：批判的思考
Culturally Appropriate：文化的に適切な
Decision Making：意思決定
Develop：開発・発展・進展
Division：部局
Education Community：教育界
Environmental Stewardship：環境的責任
Equity Policies：公平性ある政策
Focal Point：活動の拠点
Follow-through：遂行
Formal Mechanism：公的な仕組み
Future-oriented Thinking：未来志向の考え方
Goods：財
Grass-roots：草の根
Group：グループ・集団
Health Educator：公衆衛生の指導者
Implementation：実施
In-service Teacher：現職教員
Incentive：誘因
Independent Learner：自立した学習者
Information Technology System：情報技術システム
Information Transfer：情報の移転・伝達
Initiative：イニシアチブ・活動

Innovation : イノベーション	Problem : 問題
Institution : 組織	Public Participation : 市民参加
Issues : 諸問題	Quality Education : 質ある教育
Knowledge Economies : 知識経済	Rational Decision Making : 合理的意思決定
Knowledge Society : 知識社会	Regional : 地域
Knowledgeable Citizenry : 知識ある市民	Reorientation : 再構築
Knowledgeable Consumers : 知識ある消費者	Reorienting Education : 教育の再構築
Lead Agency : 主導機関	Resources : 資源
Life Skills : ライフスキル	Rights-based Approach : 権利に基づくアプローチ
Local Knowledge : 地方に根ざした知識	School System : 教育機関
Local : 地方	Section : セクション
Locally Relevant : 地方に根ざす	Sector : 部門
Longitudinal Studies : 長期的な調査研究	Social Tolerance : 社会的寛容
Longterm Gains : 長期的な利得	Spaces for Global Dialogue : 地球規模の対話の場
Mandate : 委任	Stakeholder : ステークホルダー
Milestone : 道標	Teacher Educator : 教師教育者
Monitoring : モニタリング・監視	The organizers of the Decade : DESD を組織づくる者
Mutual Support : 相互支援	Timeline : 予定表
Organization : 団体	Training : 訓練・研修
Ownership : 主体者意識	United Nation Regions : 国連地域
Perspective : 見地・視点・洞察力	United Nations Decade of Water : 国連水の 10 年
Positive Societal Transformation : 現実的な社会転換	United Nations Regional Community : 国連地域コミュニティ
Practice : 実践	Voluntary Participation : 自発的な参画
Pre-service Teacher : 教員候補生	Workforce : 労働力
Principle : 原則	

■ 略語の対訳一覧 ■

CRC (Convention on the Right of the Child) : 子どもの権利条約
CSD (Commission for Sustainable Development) : 国連持続可能な開発委員会
DESD (Decade of Education for Sustainable Development) : 国連持続可能な開発のための教育の 10 年
EFA (Education for All) : 万人のための教育
ESD (Education for Sustainable Development) : 持続可能な開発のための教育
ICLEI (International Council for Local Environmental Institutes) : 国連環境自治体協議会
ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術
IDTs (International Development Targets) : 国際開発目標
IIS (International Implementation Scheme) : 国際実施計画
LAC (Latin America and Caribbean Region) : ラテンアメリカ・カリブ地域
MDGs (Millennium Development Goals) : ミレニアム開発目標
SME (Small- or Midium Sized Enterprises) : 中小企業
UNECE (United Nations Economic Commission for Europe) : 国連欧州経済委員会
UNGA (United Nations General Assembly) : 国連総会
UNLD (United Nations Decade of Literacy) : 国連識字の 10 年
WSSD (World Summit on Sustainable Development) : 持続可能な開発に関する世界首脳会議

特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育の 10 年推進会議 設立趣意書

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」(UN Decade of Education for Sustainable Development : 以下「ESD の 10 年」) は、持続可能な社会を実現するために必要な教育への取り組みを各國が積極的に行い、またそのための国際協力を推進するよう国連を通して各國政府に働きかけようというもので、2005 年からスタートします。これはヨハネスブルグサミットに向けた日本の NGO の提案を受け、日本政府が同サミットの実施文書に盛り込むよう提案し承認されたものであり、2002 年第 57 回国連総会で採択されました。

「持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development) 」という概念はまだ固まっていますが、その考え方や進め方は各地域に根ざした多様性のあるものになるべきだということは国際的にも確認されています。したがって私たちは、各地域において市民一人ひとりが、持続可能な社会とはどのような社会なのか、ESD とはどのような教育なのかについて考えるプロセスが重要であり、そのような場を作るための支援ネットワークが必要だと考えます。また ESD の概念や内容を議論する国際的な検討プロセスに日本の市民の意見やアジアの視点を反映させていくことも必要です。

これらのことから私たちは、「ESD の 10 年」を契機に、日本国内の環境・開発・人権・平和・ジェンダー・多文化共生・保健など、社会的な課題に関する教育にかかわる NGO ・ NPO ・個人の動きをつなぎ、国内および国外における持続可能な開発のための教育 (ESD) のあり方に関しての共通理解を図り、課題を検討すべく、2003 年 6 月 21 日に任意団体「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議を設立し、活動を展開してきました。そしてその主旨とネットワークと活動成果を引き継ぎ、政府、地方自治体、企業、教育関連機関等に対して対等な立場で政策提言および協働・連携による活動を行うことにより、持続可能な社会の実現に向けた教育の推進に寄与することを目的として、特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の 10 年推進会議 (ESD-J) を設立します。具体的には、以下のことを実現すべく活動を展開いたします。

1. 異分野の NGO などが互いに補完し合いながら、持続可能な社会づくりに取り組むネットワークをつくる。
2. 政府のカウンターパートとして、市民および NGO 等が政府、地方自治体、国際機関、企業、教育関連機関とパートナーシップを組み、国内外で実質的な「持続可能な開発のための教育」を実現するための政策提言と協働実施を行なう。
3. 学校教育や社会教育、まちづくりなどを通じて持続可能な社会づくりに NGO などが参画するしくみを強化する。
4. 「ESD の 10 年」についての国際的な窓口や受け皿となる。
5. 国際的な政策決定プロセスに参画できる NGO の人材養成のしくみをつくる。
6. 日本の NGO が、国際機関へのプロジェクト提案と資金獲得をできるような方策を推進する。

役員・顧問等名簿

代表理事	阿部 治	社団法人 日本環境教育フォーラム
副代表理事	池田 満之	岡山ユネスコ協会
	牛山 佳久	特定非営利活動法人 自然体験活動推進協議会
	関口 悅子	地球環境・女性連絡会
理 事	伊藤 通子	特定非営利活動法人 エコテクノロジー研究会
	岩崎 裕保	帝塚山学院大学国際理解研究所
	大島 順子	社団法人 日本ネイチャーゲーム協会
	上條 直美	明治学院大学国際平和研究所
	川嶋 直	財団法人 キープ協会
	小金澤 孝昭	仙台いぐね研究会
	清水 悟	社団法人 農山漁村文化協会
	新海 洋子	エコプラットフォーム東海
	竹内 よし子	えひめグローバルネットワーク
	辻 英之	特定非営利活動法人 グリーンウッド自然体験教育センター
	新田 和宏	地球市民教育総合研究所
	降旗 信一	東京農工大学大学院
	三隅 佳子	財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム
	森 実	大阪教育大学
	森 良	特定非営利活動法人 エコ・コミュニケーションセンター
	山本 幹彦	特定非営利活動法人 当別エコロジカルコミュニティー
監 事	浅見 哲	税理士浅見哲事務所
	世古 一穂	特定非営利活動法人 NPO 研修・情報センター
顧 問	池田 香代子	ドイツ文学翻訳家・口承文芸研究家
	岡島 成行	社団法人 日本環境教育フォーラム 理事長
	坂本 尚	社団法人 農山漁村文化協会 専務理事
	CW ニコル	作家
	廣野 良吉	成蹊大学名誉教授
	松浦 晃一郎	国連教育科学文化機関 (UNESCO) 事務局長
	水野 憲一	TVE ジャパン
事務局長	村上 千里	

※ 現役員の任期は、2006年6月の総会までです。

※ 顧問および事務局長は役員ではありません。

2004 年度決算報告書 (2004 年 4 月 1 日～2005 年 3 月 31 日)

収支計算書 2004 年 4 月 1 日～2005 年 3 月 31 日

I 収入の部	予算額	実績額	差異
1 会費収入	2,800,000	2,203,000	△ 597,000
正会員 会費収入	2,000,000	1,693,000	△ 307,000
準会員 会費収入	300,000	360,000	60,000
賛助会員 会費収入	500,000	150,000	△ 350,000
2 事業収入	4,500,000	8,020,135	3,520,135
環境省受託事業	4,500,000	5,000,000	500,000
地球環境基金受託事業		2,400,000	2,400,000
書籍販売・イベント等		620,135	620,135
3 補助金等収入	8,600,000	10,950,000	2,350,000
地球環境基金収入	8,600,000	8,600,000	0
WWF基金収入	0	2,200,000	2,200,000
協賛金収入	0	150,000	150,000
4 寄付金収入	100,000	47,274	△ 52,726
寄付金収入	100,000	47,274	△ 52,726
5 雑収入	0	36,017	36,017
受取利息	0	17	17
報告書頒布	0	10,000	10,000
雑収入	0	26,000	26,000
6 借入金収入	7,000,000	4,610,000	△ 2,390,000
短期借入金収入	7,000,000	4,610,000	△ 2,390,000
7 その他の収入	0	80,950	80,950
ESD-J (任意) より受入収入	0	0	0
その他の収入	0	80,950	80,950
当期収入合計 (A)	23,000,000	25,947,376	2,947,376
前期繰越収支差額	5,461,769		
前期繰越収支差額調整額	0		
収入合計 (B)	28,461,769		

II 支出の部	予算額	実績額	差異
1 事業費	10,337,660	9,225,218	△ 1,112,442
情報提供事業	1,770,000	2,470,651	700,651
地域ネットワーク事業	3,150,000	2,065,140	△ 1,084,860
政策提言事業	3,520,660	1,882,023	△ 1,638,637
国際ネットワーク事業	1,897,000	1,404,293	△ 492,707
環境 NGO と市民の集い	0	1,403,111	1,403,111
WWF 助成パンフ	0	0	0
2 管理費	5,620,000	8,505,418	2,885,418
人件費	4,320,000	6,495,500	2,175,500
福利厚生費	0	8,500	8,500
会議費	0	76,114	76,114
交際費	0	2,499	2,499
旅費交通費	480,000	412,660	△ 67,340
通信運搬費	620,000	885,559	265,559
消耗什器備品費	200,000	57,929	△ 142,071
消耗品費	0	252,121	252,121
賃借料	0	240,000	240,000
支払手数料	0	55,763	55,763
租税公課	0	4,002	4,002
支払利息	0	14,771	14,771
3 固定資産取得支出	0	177,630	177,630
什器備品購入支出	0	177,630	177,630
4 借入金返済支出	7,000,000	7,800,000	800,000
短期借入金返済支出	7,000,000	7,800,000	800,000
5 その他の支出	0	26,370	26,370
ESD-J (任意) より受入支出	0	0	0
その他の支出	0	2,370	2,370
出資金取得支出	0	24,000	24,000
当期支出合計 (C)	22,957,660	25,734,636	2,776,976
当期収支差額 (A) - (C)	42,340		
次期繰越収支差額 (B) - (C)	5,504,109		

* 2004 年度の会計は、2004.4.1～2004.12.9 (任意団体会計) と、2004.12.10～2005.3.31 (NPO 法人会計) に分かれており、この収支計算書はその合算になっています。

貸借対照表 2005年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 領
I 資産の部	
1 流動資産	
現金	22,214
普通預金	3,055,682
未収会費	298,000
未収金	4,349,000
たな卸資産	17,000
流動資産合計	7,741,896
2 固定資産	
什器備品	159,885
出資金	45,000
固定資産合計	204,885
資産合計	7,946,781
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	1,908,797
預り金	53,590
短期借入金	1,600,000
流動負債合計	3,562,387
負債合計	3,562,387
III 正味財産の部	
当期正味財産増加額	4,384,394
正味財産合計	4,384,394
負債及び正味財産合計	7,946,781

財産目録 2005年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 領
I 資産の部	
1 流動資産	
現金	
現金手元有高	22,214
普通預金	
東京三菱銀行新宿支店	2,872,089
東京三菱銀行広尾支店	57,973
郵便振替口座 新宿明治通支店	91,200
郵便振替口座 広尾支店	34,420
現金過不足	
未収会費	
正会員	200,000
準会員	48,000
賛助会員	50,000
未収金	4,349,000
棚卸資産	
期末棚卸高計上	17,000
流動資産合計	7,741,896
2 有形固定資産	
パソコン	159,885
3 その他固定資産	
未来バンク出資金	45,000
資産合計	7,946,781
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	1,908,797
預り金	
源泉所得税	53,590
短期借入金	1,600,000
流動負債合計	3,562,387
負債合計	3,562,387
正味財産	4,384,394

ESD-J 2005 年度事業計画

<2005 年 4 月 1 日～2006 年 3 月 31 日>

I. 方針

2005 年は「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」（以下、「ESD の 10 年」）スタートの年、しかしながら国連および日本国政府の取組状況は、当初の予測よりはるかに遅れているのが現状である。

国連レベルでは、2004 年 10 月に UNESCO が国際実施計画最終案を提出したものの、その確定の時期はいまだ不透明である。日本国政府は 2004 年 9 月、6 省（外務、環境、文科、経産、国交、農水）による関係省連絡会議をスタートしたが、推進体制や「ESD の 10 年国内実施計画」策定のスケジュールなどについてはまったく見通しがたっていない。

このような状況を踏まえ、ESD-J は継続して中央政府や国会議員に「ESD の 10 年」への積極的な取組みを働きかけていく必要がある。また「ESD の 10 年」を教育関係者・行政関係者のみならず、多くの人びとに周知することも重要である。

しかしその一方で、「ESD はよくわからない」「ESD は重要だと思うが、なにをどう進めていけばよいのかわからない」という多くの声に答えていく必要がある。国際実施計画などで世界共有の理念は明確になりつつあるが、日本の地域における具体的な取組みイメージはまだ漠然としたままである。そのイメージを共有するため、2005 年度は先駆的に ESD を施策として導入した（もしくはしようとしている）地域の動きに注目し、必要に応じ協働で先進モデルをつくっていくところからはじめることとする。いくつかの先進事例に参画しながらその成功要因を洗い出すことで、国内実施計画などへの具体的な政策提言につなげていくとともに、地域ミーティング開催後、次のステップを模索している多くの地域のサポートへとつなげたい。

ESD-J は以上のこととを実現すべく、2005 年度、以下の事業に取り組む。

II. 事業の内容

1. 情報収集・提供および出版事業

ESD や「ESD の 10 年」の認知度はいまだに低く、情報は不十分であるという認識に立ち、「ESD の 10 年」を教育関係者・行政関係者のみならず、多くの人びとに周知することに継続して取り組む。また、これまで整備してきた入門的な情報に加え、地域でこれから活動を始める人向けの情報を充実していく必要がある。

1) 日本語版ウェブサイトの充実

日本地図から地域の ESD の取組みやネットワーク拠点を検索できるしくみなどを構築する

2) 「ESD レポート」の継続発行（年 4 回）

ESD についての解説および地域の ESD の事例紹介。各地での「ESD レポートを読む会」を推進し
各地での地域ミーティングの開催につなげる

3) ESD ブックレット「ESD-J2005 活動報告書」の発行

ESD 理解のための基礎情報および ESD 実践の参考となる情報を提供し、各地の取組みを支援する
内容にする

4) 「ESD の 10 年」キックオフ・ブックの制作と配布

B5 版 24 ページ、フルカラー、6 万部を制作し、全国に配布する

2. 研修および普及啓発事業

「ESD の 10 年」の認知度を高めるため、さまざまな会議の場をとらえ、ESD に関する情報提供を行ったり、要請に応じ出前講座を開催していく。また、今後これらの要請は増えると考えられることから、講師派遣体制の確立や、プレゼンテーションツールの共有などをすすめていく。また、ESD を推進するための研修とはどういうものかを検討し、今後のニーズに対応できるよう準備をすすめる必要がある。

- 1) 出前講座・ワークショップの開催:
 - 地域、団体などからの要請に応じ講師を派遣
- 2) 日本環境教育学会、開発教育全国研修集会など、各分野における全国集会へ積極的に参加
- 3) 愛知万博「地球市民村」における ESD シンポジウムの開催など
 - 2005 年日本博覧会協会からの受託事業
- 4) その他 ESD を推進するためのシンポジウム、研修等への共催、協力、後援、参加を行う

3. 調査研究および政策提言事業

日本政府に対し、① ESD 推進体制の明確化と、②ステイクホルダーによる円卓会議の設置、③ステークホルダーの参画による ESD 国内実施計画の策定を、メディアや国会議員などとの連携により、あらためて強く働きかけていくとともに、政府の ESD 関連事業に積極的に提言を行う。また東京および地域において、さまざまなレベルでの ESD ラウンドテーブルを開催し、ESD 推進に関する政策討議をすすめていく。

- 1) 政策検討ワークショップの開催
 - 5 月上旬、一泊二日、15 名程度
- 2) ESD 実施計画検討会および ESD ラウンドテーブルの開催
 - 各地（5 地域）および東京（数回）で開催
- 3) 環境省「国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業」への参画
- 4) ESD に関する政策研究機関などとの連携による調査研究の実施

4. 地域ネットワークの形成および交流支援事業

地域の ESD の担い手をネットワークすることを目的に、2003 年から全国 47 都道府県での地域ミーティング開催をめざし、これまで 22 地域で実施してきた。2005 年度は未開催地に対し「ESD 地域ミーティング」の開催を積極的に働きかけるとともに、ブロックごとにモデル地域を選定し、ESD のしくみづくりを積極的に支援する。また全国 2 カ所において、モデル地域での経験交流と既開催地の次のステップを支援するブロックミーティングを開催する。そして、これらの成果をまとめ ESD 実践事例集を作成、全国ミーティングで共有する。

- 1) 地域ミーティングの開催
 - 開催地域を募り、国内 15 カ所で共催
- 2) モデル地域における支援活動
- 3) 地域ブロックミーティングの開催
 - 中部ブロック（名古屋）と北陸ブロック（富山）で地域活動の担い手約 30 名を対象に開催
秋ごろを予定
- 4) 全国ミーティングの開催
 - 2006 年 2 月 4 日～5 日、一泊二日、東京
- 5) ESD 実践事例集の発行
 - 地域ブロックミーティングでの検討成果を冊子にまとめ、3000 部を発行

5. 国際ネットワーク推進事業

各国の ESD に関する動きを互いに把握し合い、自国の取組みに有効な情報を交換できるネットワークづくりをめざし、ウェブ上での情報共有を積極的にすすめるとともに、アジア各国との連携や相互に学び合う機会として、日本において NGO ネットワーク会議を開催する。

1) 英語版ウェブサイトの充実

日本の活動を世界に紹介するため、ESD レポートなどを翻訳してウェブ上で紹介

2) DESD 関連国際会議でのネットワーク・ワークショップを開催

候補 :CSD 会議、ミレニアム開発目標の 5 年後との進捗会合など (3 泊 4 日、3 名)

3) アジア太平洋地域ネットワーク会議開催

9月22～24日に立教大学東アジア地域環境問題研究所にて開催される国際シンポジウムと連動し、立教大、開発教育協議会(DEAR)、ESD-J の共催で「ESD 推進のためのアジア太平洋地域ネットワーク会議」を開催する (9月 24 日～25 日)

6. その他の事業

1) 地球環境基金「環境 NGO と市民の集い」受託事業

学生・教育機関との連携をテーマに秋に 3 回実施予定。各回、学生の環境 NGO や学校コーディネートに取り組む団体との協働で行う

2) その他理事会が承認した ESD の推進に関する事業

III. 実施体制

1. 事業担当

情報収集・提供および出版事業：情報共有 PT (清水 PT リーダー)

研修及び普及啓発事業：事務局

調査研究および政策提言事業：政策提言 PT (池田 PT リーダー)

地域ネットワークの形成および交流支援事業：地域ネットワーク PT (森良 PT リーダー)

国際ネットワーク推進事業：国際ネットワーク PT (大島 PT リーダー)

* 秋までオーストラリアのため、不在中は原田・中島両サブリーダーが代理

その他の事業：事務局

2. 組織基盤強化担当

中長期計画策定 PT (新田 PT リーダー)

広報 PT (牛山 PT リーダー)

財政基盤強化 PT (川嶋 PT リーダー)

3. 事務局

事務局担当理事 (降旗)

事務局長 (村上)

スタッフ (野口、二ノ宮リム、渡辺)

2005 年度予算 <2005 年 4 月 1 日～2006 年 3 月 31 日>

(単位:円)

I 収入の部	前期予算額	今期予算額	差異
1 会費収入	3,200,000	2,800,000	400,000
正会員 会費収入 (200 口)	2,000,000	2,000,000	0
準会員 会費収入 (150 人)	450,000	300,000	150,000
賛助会員 会費収入 (15 口)	750,000	500,000	250,000
2 事業収入	12,100,000	4,500,000	7,600,000
書籍販売等	800,000	0	800,000
環境省	5,000,000	4,500,000	500,000
環境 NGO と市民の集い	5,000,000	0	5,000,000
博覧会協会	1,300,000	0	1,300,000
3 補助金等収入	12,479,000	10,300,000	2,179,000
地球環境基金収入	8,501,000	10,000,000	△ 1,499,000
国際交流基金	1,978,000	0	1,978,000
その他助成金収入	2,000,000	300,000	1,700,000
4 寄付金収入	2,400,000	100,000	2,300,000
寄付金収入	600,000	100,000	500,000
キックオフブック協賛金	1,800,000	0	1,800,000
5 雑収入	0	0	0
受取利息	0	0	0
6 借入金収入	7,000,000	7,000,000	0
短期借入金収入	7,000,000	7,000,000	0
7 その他の収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
当期収入合計 (A)	37,179,000	24,700,000	12,479,000
前期繰越収支差額	5,762,509	405,000	5,357,509
前期繰越収支差額調整額		0	0
収入合計 (B)	42,941,509	25,105,000	17,836,509

II 支出の部	2005 年度予算額	2004 年度予算額	
1 事業費	21,637,000	12,130,000	9,507,000
情報提供事業	5,224,000	1,720,000	3,504,000
研修・普及啓発事業	850,000	360,000	490,000
政策提言事業	3,925,000	3,700,000	225,000
地域ネットワーク事業	4,910,000	3,900,000	1,010,000
国際ネットワーク事業	2,728,000	2,450,000	278,000
その他事業	4,000,000	0	4,000,000
2 管理費	10,177,500	5,655,000	4,522,500
人件費	7,080,000	4,320,000	2,760,000
会議費	60,000	0	60,000
交際費	0	0	0
都内旅費交通費	480,000	480,000	0
理事会等旅費交通費	1,200,000	0	1,200,000
通信運搬費	700,000	420,000	280,000
消耗什器備品費	100,000	150,000	△ 50,000
消耗品費	200,000	200,000	0
賃借料	240,000	0	240,000
保険料	10,000	0	10,000
支払手数料	50,000	0	50,000
租税公課	5,000	0	5,000
支払利息	52,500	85,000	△ 32,500
3 固定資産取得支出	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0
4 借入金返済支出	7,000,000	7,000,000	7,000,000
短期借入金返済支出	7,000,000	0	7,000,000
5 その他の支出	1,000,000	0	1,000,000
予備費	1,000,000	0	1,000,000
当期支出合計 (C)	39,814,500	24,785,000	15,029,500
当期収支差額 (A) - (C)	△ 2,635,500	△ 85,000	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	3,127,009	320,000	

団体正会員一覧

(2006 年 3 月 31 日現在 計 96 団体)

- (財)アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪)
(財)アジア女性交流・研究フォーラム
(財)オイスカ
(財)キープ協会
(財)京都ユースホステル協会
(財)グリーンクロスジャパン
(財)日本自然保護協会
(財)日本野鳥の会
(財)日本ユニセフ協会
(財)日本 YMCA 同盟
(財)ボーイスカウト日本連盟
(財)野外教育研究財団
(財)ユネスコ・アジア文化センター
(社)ガールスカウト日本連盟
(社)日本環境教育フォーラム
(社)日本ネイチャーゲーム協会
(社)日本ユネスコ協会連盟
(社)農山漁村文化協会
(社)部落解放・人権研究所
国立学校法人 岩手大学
国立学校法人 筑波大学 農林技術センター
国立学校法人 北海道大学
学校法人 日本自然環境専門学校
NPO 法人 いきいき小豆島
NPO 法人 岩木山自然学校
NPO 法人 ADP 委員会
NPO 法人 エコ・コミュニケーションセンター (ECOM)
NPO 法人 ECOPLUS
NPO 法人 えひめグローバルネットワーク
NPO 法人 開発教育協会
NPO 法人 環境市民
NPO 法人 環境文化のための対話研究所
NPO 法人 キーパーソン 21
NPO 法人 くすの木自然館
NPO 法人 グリーンウッド自然体験教育センター
NPO 法人 グローバル・スクール・プロジェクト (GSP)
NPO 法人 国際自然大学校
NPO 法人 コミネット協会
NPO 法人 サイカチネイチャークラブ
NPO 法人 しづおか環境教育研究会 (エコエデュ)
NPO 法人 自然育児友の会
NPO 法人 自然体験活動推進協議会
NPO 法人 持続可能な社会をつくる元気ネット
NPO 法人 白神自然学校一ツ森校
NPO 法人 人権 NPO ダッシュ
NPO 法人 生態教育センター
NPO 法人 タグラ ラサ
NPO 法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)
- NPO 法人 地球の未来
NPO 法人 D&D 夢と多様性
NPO 法人 当別エコロジカルコミュニティー
NPO 法人 ドングリの会
NPO 法人 ほっとねっと
NPO 法人 ボランティア・市民活動学習推進センターいたばし
NPO 法人 やまぼうし自然学校
アースビジョン組織委員会
ESD in 三重
ESD 未来教育研究会
エコテクノロジー研究会
エコプラットフォーム東海
岡山市役所 (東京事務所)
岡山ユネスコ協会
OAK HILLS (オークヒルズ)
オーシャンファミリー海洋自然体験センター
環境 NGO アジア環境連帯
環境・国際研究会
くりこま高原自然学校
国際理解の風を創る会
「心のアラスカ」～星野道夫の思いを繋ぐ
サステイナブル・コミュニティ研究所
識字・日本語連絡会
自然文化国際交流協会
持続可能な開発のための教育の 10 年酪農学園大学委員会 (ESD-R)
「持続可能な社会と教育」研究会
森林たくみ塾
スリーヒルズ・アソシエイツ
世界女性会議岡山連絡会
全国学校給食協会
仙台いぐね研究会
創価学会平和委員会
ソーラーエネルギー教育協会
地球環境・女性連絡会 (GENKI)
地球環境を守る会「リーフ」
地球市民教育総合研究所
TVE ジャパン
帝塚山学院大学国際理解研究所
とやま国際理解教育研究会
日本アウトドアネットワーク
日本環境ジャーナリストの会
日本ホリスティック教育協会
ハーブ平和アピール平和教育地球キャンペーン
東アジア地域環境問題研究所
ホールアース自然学校
(有)木文化研究所
(有)バースセンス研究所
(有)プラス・サーキュレーションジャパン

ガイドブック「未来をつくる教育」をつくる！ 制作協力者一覧

相星 素子	青木 襄児
阿部 治	荒井 啓子
池田 満之	石本 勉
伊藤 伸介	伊藤 通子
ウォン・ジョンビン	榎井 縁
大島 順子	大前 純一
小栗 有子	梶原 昌五
上條 直美	河村 久美
川村 宏義	小寺 正明
佐藤 キミ男	佐藤 真久
佐野 淳也	清水 悟
新海 洋子	世古 一穂
高坂 まゆか	高橋 知
武末 克久	辻 英之
長岡 素彦	中島 美穂
中林 晃	二ノ宮リムさち
野口 扶弥子	野田 恵
萩本 篤義	バタン 亜紀子
土生 真弘	林 知美
原田 泰	廣瀬 聰夫
福澤 隼人	前川 実
村上 千里	本木 正人
森 良	(五十音順)

ESD-J2005 活動報告書

ガイドブック 「未来をつくる教育」をつくる！

2006年3月 第1刷発行

編集・発行：特定非営利活動法人「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-10-15 ツインズ新宿ビル4F
(社)日本環境教育フォーラム内

TEL: 03-3350-8580 FAX: 03-3350-7818

<2006年4月から下記に移転いたします>

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B2F

TEL: 03-3797-7227 FAX: 03-6277-7554

URL: <http://www.esd-j.org>

E-mail: admin@esd-j.org



この報告書は独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金の助成を受けて作成いたしました
この報告書は古紙100%、白色度70%の再生紙を使用しています